



(左右とも 別角度で)

「水蜜桃こむらがえり」 鉄 高108×巾90×奥行80cm

撮影／末正 真礼生



鉄を熔断する(工房にて)



鉄の表情4態(背景も含める)

第28回

生き物のような金属のかたち、心の襞に分け入って る す あき 留守 玲さん

初めに言っておきますが、今回の作家は女性です。それも30代前半の若手、見かけは小柄にして華奢な体つきで、作品のイメージからは遠くかけ離れています。作品はというと、力技を駆使したように見える男ぶりの作情であり、しかも素材は鉄のみですから物理的にもかなりの重量があります。女性の細腕が、どうやって魁偉で重厚感あふれる作品を作り出すんだろうかと考えるところからも、作品理解の糸口がつかめるものです。

まず、全体の形の印象は有機的でダイナミックです。密林の中で植物が複雑に絡んでいるとか、海の中で珊瑚だの海草だのがもつれ合っていると、か、宇宙のどこかに棲息している不定形の生命体とか、その他、人それぞれにいろんな連想があるでしょう。次にその表面を見ると、樹木とか動物とかの表皮をイメージさせるし、あるいは冬に霜柱が立ったときの地面とか、磯辺の岩肌とかを思う人もいると思います。

この表面の様子(テクスチャー)をさらに観察してみると、小さな粒子状のものとか、薄い紙状のものが集合したり、積み重なったりしていることがわかります。そこで、この造形物の「でき方」を想像してみると、小さな粒状のものとか薄片状のものがつながっていったり、重なっていったりしてできたのかな、と推理したりするわけです。このあたりで作者の解説を聞いてみると、「熔接」「熔断」

「積層」といった言葉が出てくるんですね。

私は、先日その制作工程を工房(小田原市在)で見せてもらいました。要点をまとめると、

1. 鉄の塊を熔断機で切ったり溶かしたりするときに出るクズを素材として生かす。
2. 鉄のクズの集合したものを小さな切片状のものにして、その一部を溶かしたり熔接したりして繋げたり積み重ねたりしていく。
3. 1、2の作業を延々と繰り返していった、いつか巨大作品に成長している。

ここからわかることは、制作の基本は金属の小さな切片を熔接作業で繋いでいくという作業の繰り返しであるということです。つまり、腕力や体力を活用するというよりは、むしろ工芸的ともいえる精緻で繊細な仕事の結実として、この造形作品が生まれてくるということです。そして、その精緻で繊細な仕事を繰り返していく間(時間のうつろい、または積層)の、作者の意識の流れ、あるいは心理の襞に分け入っていく体験が、鉄という物質の中に織り込まれていっているわけです。その意味では、この作品は人間の心理空間のドラマといったものを造形化しているとも見ることができます。

鉄の塊を切断したり、溶かしたりする作業の中で、鉄という物質が見せるさまざまな表情、その観察データの蓄積ということが留守玲さんの創作のベースをなしています。

単一な鉄の塊も、粒になったり溶けたりする。

土地家屋調査士 CONTENTS

NO. 638
2010 March



表紙写真
「じゃが芋の根付け」

第24回写真コンクール入選
市川由紀子●神奈川会

美の工房 工芸評論家●笹山 央

- 03 地籍シンポジウム in Tokyo
～市民生活における安心・安全と地図・地籍・登記の役割～ 報告
- 09 第2回全国会長会議報告
- 14 提言シリーズ
外部広報活動報告
～宮城県立志津川高等学校の体験授業～
- 20 マンションシンポジウム報告
―生活の安心・安全を目指す新たなガバナンス構築における資格者の役割は何か？
- 26 「境界問題相談センターながさきの開設」
- 30 シリーズ ADR フラッシュ Vol.1
「ADR 認定土地家屋調査士活用支援のための研修会」
- 32 地理空間情報フォーラム2009
会員論文発表⑤
- 44 広報最前線／栃木会
- 47 事務局紹介 Vol.10
山梨会／鹿児島会
- 49 会長レポート
- 52 会務日誌
- 54 土地家屋調査士名簿の登録関係
- 55 ネットワーク50
山口会
- 56 ちょうさし俳壇
- 57 ブロック新人研修修了者
近畿ブロック・四国ブロック
- 58 会員の広場を利活用ください
- 60 公嘱協会情報 Vol.82
- 62 LOOK NOW
寄附講座調印式
～東京会と国土建設学院が正式調印～
- 63 土地家屋調査士制度制定60周年記念
第25回写真コンクール作品募集
- 64 土地家屋調査士の本棚
再現 江戸の景観
広重・北斎に描かれた江戸、描かれなかった江戸 特別頒布のご案内
- 65 お知らせ
土地家屋調査士法第3条第1項第7号に規定する法務大臣の
団体指定について
- 65 編集後記
日本土地家屋調査士会連合会特定認証局
土地家屋調査士電子証明書の発行等に係る手続について

巻末付録

地籍シンポジウム in Tokyo

～市民生活における安心・安全と地図・地籍・登記の役割～ 報告

日本土地家屋調査士会連合会 広報部

2010年1月14日、東京プリンスホテル(東京都港区)において「地籍シンポジウム in Tokyo」が開催されました。このシンポジウムは、2006年、京都で開催した第5回国際地籍シンポジウムにおいて採択した「京都地籍宣言」を受けて、制度制定60周年を迎える土地家屋調査士制度、同じく50年を迎える表示登記制度のさらなる充実・発展、その将来像を模索する「地籍に関する研究会」の設立を目指し開催されたものです。当日は、土地家屋調査士のほかに、省庁関係者や関係団体から、さらに測量関係専門学校、大学の法律関係学部等の学生、自治体の職員等のご来場をいただき、計300名を超える参加者が会場を埋め尽くしました。

基調講演

「市民生活と地図・地籍」

講演者 前田武志先生

参議院議員

民主党 常任幹事会議長

土地家屋調査士制度推進議員連盟
会長

地籍調査・登記所備付地図整備の
促進策に関するプロジェクトチーム
副座長



民主党 前田武志先生

前田武志先生には、民主党 常任幹事会議長という要職で多忙な職務の中「市民生活と地図・地籍」に関する基調講演をいただいた。

前田先生が副座長を務められた、民主党の「地籍調査・登記所

備付地図整備の促進策に関するプロジェクトチーム」(以下「地図PT」という。)が、昨年6月に取りまとめた「地籍調査・登記所備付地図整備の促進策に関する提言」についての報告から基調講演が始まりました。民主党の土地家屋調査士制度推進議員連盟発足当時から、地図PTのメンバーが問題意識として持っていた「地図混乱地域の解消」についての検討を進める中で、同PTの取組みが民主党の政策調査会で取り上げられ、結果として民主党の政策の一つとして位置付けられることになった。

提言の中では、「問題の所在」として、明治時代からの旧土地台帳などが新しい地図へ転換できない点などが挙げられているが、地図混乱地域として滋賀県住吉台地域の実情を現地で調査した結果を踏まえて、高度経済成長時代に、一時期に大量に申請された登記申請が適切に処理されなかった点にあるとの説明があった。前田先生か

らは、「この提言は、野党時代に作成したものであるところから、議論等は激しく行われ、表現についてもオブラートで隠すようなことをしていません。」と、提言の趣旨等についての話もあった。

「地籍調査・地図整備の促進は国の責務である」に関して、前田先生は、地図PTでは、地図混乱に関する問題を、100年以上も前の明治時代に作成された地図のことではなく、高度経済成長時代に適切な対応ができていなかったという現代の問題としてまとめたとされている。

日本の人口構造、社会構造、そして、地域の構造が急激に変化しつつある時期に、国民の一番の関心事として、マイホームのこと、自分達が暮らす地域のことなど一番重要な国民の生活の基盤であり、また、財産であるからこそ、それらの保障が一番重要であると考えられる。

ところが、これまでの状況を考

えると、将来的には一抹の不安を感じることから、「地籍調査は自治体の責任である」、「地図混乱地域、地図作成については法務局の責任」と行政の縦割りに責任を押し付けるのではなく、もっと国民の立場に立ってしっかりとした地図の整備を推進し実現しなければならないということを問題意識として提言の中に結論付けられている。そして、それらを踏まえて、具体的な方策などを最終的にマニフェストの中に具体的な政策の骨子として提案をしています。特に、筆界特定を職権で開始できる制度の創設、あるいは、筆界特定と筆界確定訴訟との関係の見直し、地籍調査における外周先行調査の不動産登記制度への活用、重複する登記記録の職権抹消手続きの明確化、地籍調査・登記所備付地図作成作業への市町村の関与の強化、登記所備付地図作成作業を進めるために必要な権限上の措置、地籍調査・登記所備付地図作成作業に必要な予算上の措置、土地家屋調査士の専門的知見・能力の活用といった具体的な政策の提言などがされている。前田先生から、「この提言をまとめていた時期は解散総選挙前でありましたから、土地家屋調査士の方々と勉強することが十二分できず、現実的な法案、政策に練り上げるまでの時間的な余裕がありませんでした。それ故に、土地家屋調査士の先生方から見ると、「ここはちょっと問題がある。」と指摘される部分が多々あると思います。解散総選挙前ということに免じてご容赦をいただき、これから、土地家屋調査士の先生方との勉強会を通じて深める

ことでより具体的な政策として実現することを考えています。」との付言がされており、私達、土地家屋調査士も政策に関与する責任の一端を実感したところである。

紙面の関係で、前田先生の基調講演の全てをお伝えできませんが、国際的な民主主義実現の歴史に関する話、政権与党の話、地図混乱地域の住吉台での現地調査での話、前田先生が進める「住宅リフォーム大作戦」に関する話など、私達、土地家屋調査士が目ざす責任の重さについて、改めて認識させられる基調講演であった。

特別報告

「インドネシア・アチェ州からの報告」

報告者 坂本 勇氏
元吉備国際大学教授
JICA 専門家



坂本 勇氏

坂本勇氏(以下「坂本氏」という。)の特別報告として、2004年12月26日にスマトラ沖で発生した大地震・大津波の被災地での支援について、特に坂本氏の専門である「紙文化財の補修・修復」を通じて、実際にどのようなことが行われたかをご報告いただき、今後の災害対策の参考、私達、地図・地籍に関する資料の専門家として

の役割について考える一端となった。

坂本氏は、当初、津波被害にあった文化財保護を目的に活動されていたが、2005年の年頭、世界銀行の担当者から、災害復興していく中で一番重要な法的根拠となる「土地権利証書」の救出についての情報に接し、土地の権利証書などの公的文書が、被災地が復興する上で、いかに重要であるかを強く認識されたそうである。

坂本氏の土地台帳をはじめとする貴重な法的文書の救出作業を簡単にまとめると、以下のとおりである。

(1) 泥落とし、エタノールでの消毒・浸漬

被災直後のアチェ州の人々の状況は、津波で生じた泥に対して、生きた木々も枯らし、触れた人間が次々と死んでしまう現象に恐怖を感じ、とても恐れたそうである。そのため、作業にあたる現地の人々の不安を取除くことが重要と考え、水浸しになった土地台帳の表面の泥を洗い流し、消毒エタノール(6,000ℓ)に浸けることを行った。消毒エタノールに浸ける目的は、安心感を与えること、土地台帳の腐敗を防止することなどにあった。

(2) 搬送用記録、箱詰め

消毒エタノールに浸漬したのち、年代、件名別に土地台帳を記録していき、貴重な文化遺産でもある文書が輸送途中で紛失しないように封印等の作業を行った。

(3) 空軍機での搬送

アチェには冷凍倉庫が無かったことから、BPN(国土庁)長官の特別決定で、アチェからJICAの

支援によって建設されたジャカルタの冷凍倉庫に、インドネシア空軍輸送機に2回に分けて積み込み搬送された。総重量は16トンにもなる大規模なバイタルレコード救出作戦となった。

(4) 復元・保存作業

凍結された土地台帳を安全かつ効率的に乾燥させるために、日本から大型の真空凍結乾燥機(重量約11トン)が搬送されてきた。1回で乾燥できる冊数は200冊余となっており、1工程には約1週間必要だった。

乾燥後は、内部のページごとに付着した泥を落とすといったクリーニング作業を国立公文書館のスタッフ15～20名ほどで行い、最終的な乾燥、デジタルスキャン作業が行われた。

坂本氏は、今回のアチェ州での津波被害による文書救出作業に関して、保存修復専門家など特殊技能を有する専門家が迅速に動ける支援体制などの確立を今後の課題として挙げられた。特に、土地台帳のような災害復旧に必要な個人の土地等に関する権利の法的拠所となる文書の救出活動においては、文書の歴史的背景・地域の慣習、文書を読み、分類し、重要度を判定することができる土地家屋調査士といった専門家の活躍が、ますます重要になるとの話があった。このような話は今まで接したことがなかったので、今後は、法的文書に関する専門家の一つとしてその責任を果たすことが、大規模災害時における役割の一つと考えさせられた。

パネルディスカッション

テーマ：

「市民社会における安心・安全と地図・地籍・登記の役割」

コーディネーター：

鎌田 薫氏

早稲田大学大学院法務研究科教授

パネリスト：

前田幸保氏

法務省民事局民事第二課補佐官

安藤暁史氏

国土交通省土地・水資源局国土

調査課課長補佐

坂本 勇氏

元吉備国際大学教授、JICA 専門家

宮崎清博氏

社団法人全国測量設計業協会連合会業務部長、元JICA 専門家

上條勝也氏

国土建設学院理事長

小林庄次氏

日本土地家屋調査士会連合会ADR センター委員長



左から、コーディネーター：鎌田 薫氏
パネリスト：小林庄次氏、上條勝也氏、坂本 勇氏



左から、パネリスト：前田幸保氏、安藤暁史氏、宮崎清博氏

コーディネーター:鎌田 薫氏(以下「鎌田氏」という。)

本日のシンポジウム全体、また、このパネルディスカッションも、そのタイトルが「市民社会における安心・安全と地図・地籍・登記の役割」とされている。松岡日調連会長の挨拶にもありましたが、数日後に平成7年1月17日の阪神・淡路大震災の発生から15年を迎える。ここにお集まりの皆様は、地図・地籍・登記の専門家として一般市民、生活者の視点に立って地図・地籍・登記の役割を見直し、また、土地家屋調査士制度制定60周年を迎えるにあたって幅広い視点から、土地家屋調査士の役割を考えることがこのシンポジウムの大きなテーマでもある。

「登記所備付地図作成作業とは～だからこそ我々のはつくりつづける～」法務省民事局民事第二課の前田補佐官からご発言をいただきたい。

パネリスト:前田幸保氏(以下「前田氏」という。)

日頃、何かとお世話になっている土地家屋調査士の先生方、また、登記所備付地図の最大の供給者でもある、地籍調査事業を管轄されている国土交通省の担当者の方を前に、登記所備付地図作成作業についてお話をさせていただく。

現状としては、精度の高い地図の整備が都市部において大幅に遅れている。全国状況としては、精度の高い地図として整備されているものが登記所備付地図の58%である。そのほとんど(389万5千枚)が地籍調査によってつくられた地図であり、法務局が作成したものは約8千枚である。

法務省は、政府方針である「平成地籍整備」を受けて平成16年度に「登記所備付地図作成作業10か年計画」を策定した。これは、特に都市部の地図混乱地域(DID地区内)を対象として、都市再生本部の方針を踏まえて、緊急性及び必要性が高い地域を計画的に10か年(平成25年度まで)かけて約100km²を実施するといった計画を策定した。

平成16年度から18年度にかけて国土交通省が実施した「都市再生街区基本調査」の結果である「公図のずれ」では、10m以上ずれている地域が全国で250km²あることを踏まえ、国土交通省と連携して平成20年度に「登記所備付地図作成作業新10か年計画」を策定した。これまで、「地図混乱地域対策」と「登記所備付地図作成作業」がうまく連携していなかった反省を踏まえ、1年目に「地図混乱地域対策」として実態の把握、測量の基準となる基準点の設置、都市再生本部の方針を踏まえて、緊急性及び必要性が高い地域を計画的に実施し、2年目の「登記所備付地図作成作業」がスムーズに実施できるようにしたものである。また、登記所備付地図整備作業の受託者が土地家屋調査士等であることから、日本土地家屋調査士会連合会等からの意見等十分考慮して連携を深めている。

このように新10か年計画では、10年かけて130km²を整備する計画であったが、各界からの強い要請を受け、新10か年計画の実施を前倒しで実施する「改新8か年計画」を策定し、現在、全国の法務局で作業を実施している。

地籍調査事業への法務局としての協力については、民活と各省連携による地籍調査の推進から地元住民への説明会への出席、現地調査への協力、成果案の閲覧への協力など様々な場面で実施している。また、筆界未定地解消のために地籍調査と筆界特定手続との連携を深めるなど、国土交通省、関係自治体との協力を推し進めている。

鎌田氏: 国土交通省、法務省、地方公共団体、それに土地家屋調査士の緊密な連携が強化され、地図作成作業、地籍調査事業が推進されている。登記所備付地図の最大の供給者である地籍調査の企画者の立場から、国土交通省 土地・水資源局国土調査課の安藤課長補佐にご発言をお願いする。

パネリスト:安藤暁史氏(以下、「安藤氏」という。)

国土調査の目的としては、国土の開発、利用、それらの高度な活用などで以前は、土地の生産力の調査、土地の開発する場所の検討などが主な目的であった。当然、土地の境界を把握する必要があることから地籍調査が行われている。

前田氏より「地籍調査が登記所備付地図の最大の供給者である。」との発言があったが、事業の97%は市町村が実施主体として実施されている。基調講演の中で前田議員から、縦割行政とご指摘いただいたが、国としても地籍調査事業を推進するために第5次国土調査10箇年計画を策定し、計画的にも資金的にも政策的にも様々な援助をしている。

国土調査促進特別措置法第3条第1項の中に平成12年度以降の

10か年に実施すべき国土調査事業に関する計画の作成が明記されている。現在、平成12年から平成21年度が最終となる第5次十箇年計画に基づき地籍調査が行われ、次の計画策定にあたり、法律の改正を含めた検討の時期にある。

地籍調査の現状については、721の市町村が現在着手しているが、休止中が370、未着手の市町村が306と全体の40%を占めている。これらについては、地籍調査の重要性をもっとPRすることなどで対応しなければならない。ただ、この10か年で前田氏より説明があった都市再生街区基本調査により、都市部(DID地区)について少しずつではあるが増加している。

第5次十箇年計画以前では、一筆地調査を単独で行っているが、現在では、土地家屋調査士を始め外部専門家へ外注できるようになっている。その結果、全体で約6割、都市部で8割の市町村で外注化が進んでいる。ただ、一方で市町村の地籍調査担当職員が行政ニーズの多様化、予算確保の困難さが原因で激減している。10年前では、市町村の体制を整え、土地家屋調査士の協力を得ることができれば、地籍調査が進められると考えたが、実施してみると行政の中での職員の確保が困難で外注化によって地籍調査が進められている現状が明らかになった。

地籍調査が抱える問題として、実施主体の市町村の負担(予算、職員の確保)の増加、対象地域が調査の困難な都市部へ移行していることが考えられ、実施主体である市町村の負担等を軽減するため

に国の基本調査(基準点の設置等)を拡大して、民間測量成果の有効活用、地籍調査の必要性、重要性を国民に周知を図る活動を進めていく必要がある。

これらを踏まえ、平成22年度の予算要求の中に国の直轄事業として都市部官民境界基本調査、山村境界基本調査を創設し、市町村の負担軽減を目指す。また、民間測量成果の活用を実現するために、都市再生街づくり支援調査を創設(国土調査法第19条第5項の活用)した。

今後は、第6次十箇年計画策定に向けて、国土調査促進特別措置法、国土調査法の改正、地籍調査作業規程準則等の見直しを進めていく。

鎌田氏：壇上の坂本氏には、先ほど、特別報告として報告をいただいたので、全測連の宮崎さんからケニアの地籍制度に関わられた経験について発言をお願いする。

パネリスト：宮崎清博氏(以下「宮崎氏」という。)

私は、6年間、ケニアで1等三角点に関して技術支援をしてきた。その中で地籍に係わる部分がかなりあり、地籍調査のための三角測量、三角点の復元などで携わってきた。ただ、「地籍」に直接携わったのではなく、「測地」の中の「地籍」として関係してきた。

ケニアの測量は、イギリスがその植民地政策の必要性から東経30度の線に沿ってケープタウンからスエズまで三角網を通して行い、それを基準に行われている。

ケニアにおける土地登記制度は、イギリスの植民地でもあった

ことからイギリスの土地登記制度を踏襲し、権利譲渡には、フリーホールドと呼ばれる400年間の使用を認める制度と、リースホールドと呼ばれる99年間の使用を認めるものに大別される。

タイトル測量については、登記されていない土地に道路部分を確保した上でその道路に沿って1エーカー(4,000m²)ずつ確保する作業である。植民地時代の大規模プランテーションでは、川や山などの自然の地物を境界線とすることが多かったので、一部に地形に合わせた区画がなされている。ケニアの測量作業規程には、川を境界とする場合などの作業規定が詳細に定められている。

宮崎氏より、ケニアでの体験、日本との制度(測量・登記)の違いについて興味深い事例をもとにお話いただいた。

鎌田氏：宮崎氏からは大変貴重な経験をもとにご報告いただいた。現在、JICAを始め支援の形は様々である。戸籍も地籍もないようなところでは、そのようなインフラ整備はとても重要である。また、その中で制度作りだけではなく、人材の育成はさらに重要なことになる。わが国で法務省の職員に測量技術の研修を担当いただいている国土建設学院上條勝也理事長から地図作りに関する人材教育の立場からのお考えの一端をお話いただく。

パネリスト：上條勝也氏

これまでの話を聞いて、昭和24年に測量法が制定されて、全測連、日本測量協会が60周年、我々が48

年になる訳でちょうど50年、60年というものが、ターニングポイントではないかと思う。

私達は、測量技術者を養成する学校ですが、入学者の3～4割は、土地家屋調査士を目指している。先程の前田氏、安藤氏の話聞いて、従来の教育から新しいヒントを得たように感じている。

今回のシンポジウムのテーマの中で、私達は、測量技術者の養成施設として地図・地籍・登記に関する人々の人材育成に関して考えてみた。本学院は、基本理念として「空理空論を避け、実践躬行する人材の養成」、「確かな理論に裏付けされた測量技術」、「技術者倫理の涵養」を掲げている。

本年から、東京土地家屋調査士会による寄附講座を開設する。これにより実際の現場で土地家屋調査士の方が、どのような業務を行っているのか直接体験することが可能になった。これに伴い、土地家屋調査士受験校とも業務提携し、土地家屋調査士を目指す学生をバックアップしていくと考える。

法務省の職員の方を対象とした研修についてであるが、法務局の職員を対象に不動産の表示に関する登記において、土地の調査測量、地図の精度管理など登記行政における測量技術に的を絞ったカリキュラムを実施している。

鎌田氏：「土地境界紛争解決への

提言」として日調連ADRセンターの小林さんにお話し願う。

パネリスト：小林庄次氏

「境界紛争解決への提言」としていくつか考えてみた。

境界紛争では、境界に関する問題で争っている場合以外で感情的なもつれによる部分がかなりあり、境界の専門家である土地家屋調査士をもってしても解決に困難を極めている。

問題解決の手段として裁判所による境界確定訴訟、民事調停があり、法務局では、筆界特定制度がある。民間の解決機関としては、土地家屋調査士と弁護士が協働して運営するADRセンターがあるが、それぞれ一長一短があり、すべての紛争に対応できる訳ではない。

土地の境界にまつわる全ての紛争に対応するために様々な仕組みが検討されているが、これらが有機的に連携することで解決を図る仕組みについて法改正を含めた検討が必要である。例えば、境界確定訴訟と筆界特定制度の連携、調停について境界問題相談センター等での専門家の意見を調停条項へ盛り込む、各地に設置された境界問題相談センターが総合的な受付窓口として紛争解決に一番適した手段を提案するなど、これまでの仕組みを組み合わせることによって新しいシステムが構築できれば、土地家屋調査士の職能が、市民社会における安心・安全の部分

で大きく貢献できると考える。

鎌田氏：限られた時間であったが、非常に幅広い意見、興味深いお話しがいただけて大変有意義な時間であった。市民生活における生命、財産の安心を確保する点では、地図・地籍・登記が極めて重要な基盤を形成していることを再確認した。同時に、地図・地籍・登記といった制度がそれぞれの国の歴史、文化、伝統の制約のもとで土地をめぐる複雑な人間関係を反映し、様々な利権・思惑などが絡んでいる現実を考えた場合、そう簡単に整備をすることができない現実がある。地籍整備、地図作りの作業を通じて様々なメンタリティーを変えていく重要なきっかけになりうる可能性を秘めていることも事実ではないだろうか。

今秋には、土地家屋調査士制度制定60周年を記念して、地籍に関して総合的な研究をするための組織として「地籍に関する研究会」が発足される予定となっている。本日のシンポジウム、パネルディスカッションで示唆された多角的な視点、概要をさらに発展させて、市民が安心・安全で豊かな生活を送るために不可欠な基盤である地図・地籍・登記をさらに整備する大きな原動力が今日から秋に向けて動き出すことを期待して、パネルディスカッションのまとめとしたい。



第2回全国会長会議報告

日本土地家屋調査士会連合会 広報部

平成22年1月15日 第2回全国会長会議が開催された。本年は土地家屋調査士制度制定60周年の節目の年であることから、前日の14日には、「地籍に関する研究会」の設立に向けたプレシンポジウムが開催された(本誌P.3)。また、地籍シンポジウムに引き続き、平成22年新春交礼会が開催され、千葉法務大臣をはじめ多数の方々に出席いただき、盛会裏のうちに閉会した。

今回の会長会議では、60周年記念事業を含め活発な意見交換・提言がなされた。

日時：平成22年1月15日 午前9時15分～午後3時30分

場所：土地家屋調査士会館(東京都千代田区)3階会議室

会議の冒頭、松岡連合会長から、「地籍・地図整備関連の動向」、「公共嘱託登記関連業務の受託環境の整備」、「土地家屋調査士倫理規程」など土地家屋調査士を取り巻く諸情勢と連合会の対応について挨拶をかねた報告がなされた。

松岡連合会長の挨拶の後、福島会 柴山会長が座長に選任され、はじめに各部からの報告がなされた。



松岡会長

制度対策本部・広報部

(大星副会長)



<制度対策本部>

新公益法人法と業務受託環境の整備に関する対応など、様々な協議を行い迅速かつ確かな方向性を見出すため検討を進めている。

<広報部>

「制度広報」、「内部広報」、「会報」の三本柱で動いている。

制度広報については、土地家屋調査士制度制定60周年記念の活動に関する事項、内部広報については、ホームページのリニューアル、Eメールマンスリーの発行など、迅速な情報伝達を心がけている。会報については、情報の鮮度を意識した誌面づくりを心掛けて行っている。

人材育成については、寄附講座を全国8ブロックの最低1か所以上で実施できるよう活動している。

研修部・社会事業部

(志野副会長)



<研修部>

土地家屋調査士特別研修については、全国土地家屋調査士会長の皆さんの協力によって、受講者が800名に達した。

<社会事業部>

業務受託環境に関するパンフレットを作成し、関係官庁に対して土地家屋調査士業務の啓発活動の一環として配布した。

業務部・研究所

(竹内副会長)



<業務部>

「調査・測量実施要領」の各項目の整理・改訂版の作成、「不動産登記規則第93条不動産調査報告書」のバージョンアップを検討し、「土地家屋調査士業務及び業務報酬に関する調査及び研究に関する事項」に関しては、報酬に関する実態を把握するために次年度の6月に会員の皆さんにアンケートをお願いする予定である。

「登記測量に関する事項」に関しては、登記基準点の設置を全国の土地家屋調査士会にお願いしているところである。

＜研究所＞

「表示登記制度及び土地家屋調査士の業務と制度の充実に関する研究」として各研究員の研究成果の中間取りまとめを行い、その成果の一部を報告する予定である。

「地籍に関する学術的・学際的研究」に関して、1月14日に開催した「地籍シンポジウム in Tokyo」を本年10月に行う予定の制度制定60周年記念シンポジウムへの契機としていこうと考えている。

総務部・財務部

(関根副会長)



＜総務部＞

「土地家屋調査士会の自律機能の指導・支援」に関して、各代会則の変更等を行う場合には、総会で審議する前に連合会総務部への相談を願う。

「特定認証局の運営に関する事項」に関しては、これまで14,077枚、現在、実質12,500枚ほどの有効性のあるICカードを発行している。

「情報公開に関する事項」に関しては、「会員検索システム」を構築し、会員が職務上請求書を使用する際に、各市町村役場での本人確認の手段として利用いただきたいと考えているところである。

＜財務部＞

「財政の健全化と管理体制の充実」に関して、本年は各部にお願

いして実効性のある予算執行をお願いしている。

土地家屋調査士制度制定60周年記念事業について

(大星副会長)

60周年記念式典については、総会の前日、平成22年6月23日に開催する予定である。記念シンポジウムについては、同10月3日、2,000人を収容できる日比谷公会堂での開催を予定している。各土地家屋調査士会には、平成22年度の事業計画の中に、このシンポジウムへの参加を組み入れていただきたいと考えている。

土地家屋調査士を主人公としたテレビドラマ企画については、最終的な回答は2月末頃を予定している。

完全復元伊能図全国巡回フロア展については、福岡会が主催して実施する。その他にも地方自治体、大学等教育機関、測量業協会、資格者団体、全国のウオーキング協会が主体となって開催され、協力の依頼を受ける場合があります。そのような場合には、各土地家屋調査士会の共催、協賛等のご協力をお願いする。

総務・研修・社会事業ブロック協議会担当者会同について

「土地家屋調査士倫理規程」の会則への位置付けについて

会費の上限について

(國吉総務部長)

「ブロック協議会の担当者会同について」は、今年度は総務・研修・社会事業部の各担当者が各ブロック



に出向し、連合会活動等の説明を行う。

総務部：「土地家屋調査士倫理規程」の連合会会則への位置付けについて

研修部：土地家屋調査士専門職能継続学習(CPD)の管理システムに関する報告、取扱い等について

社会事業部：登記所備付地図作成作業の受託体制の整備について

土地家屋調査士の会の「会費の上限について」は、前回の会長会議の席上で質問があり、連合会理事会の協議では、1か月の会費は25,000円を上限とすることで承認された。この会長会議の席上で共通の申し合わせという形で1か月25,000円を上限にすることを提案したい。

各部の事業報告の後、質疑の時間がとられ、「会費の上限」についての申し合わせに関しての必要性、効力についての問題が上げられた。会場で協議した結果、申し合わせはせず、「理事会で協議した結果を会長会議に報告しそのことを記録にとどめるのみとする」との結論に至った。また、地図作りに関しての会員力の結集、土地家屋調査士法人に関する連合会の考え方、特定認証局運営規則の改正に関して質疑が行われた。

平成22年度事業方針大綱(案)

松岡連合会長から、平成22年度事業方針大綱(案)として以下の8点について説明がなされた。

1 土地家屋調査士制度の充実・発展のための施策の推進

- 2 土地家屋調査士の業域拡充への取り組みの推進
- 3 土地家屋調査士の日常業務の高度化、効率化への対応
- 4 会員の事務所経営基盤の安定のための施策の推進
- 5 規制改革・規制緩和・地方分権の議論への対応
- 6 司法制度への更なる参画を求めるための施策の推進
- 7 研究・研修体制の充実・強化
- 8 職業倫理の確立及び土地家屋調査士会の自律・自治機能の向上

平成22年度各部事業計画(案)

制度対策本部

(大星副会長)

制度制定60周年ということで、様々な社会の状況を素早く把握して、緊急な課題について迅速な対応をする。司法制度改革においては、境界の紛争を未然に防ぐための様々な制度と連携して、一元的に解決する方法を研究所・社会事業部と連携して模索する。登記制度の改正に関しては、様々な意見を集約して有識者等との意見交換を経た上で、最終的には法改正を目指す。公共嘱託業務発注の関係については、土地家屋調査士法第3条に規定する業務に関して、発注側の官庁への啓発活動を平成21年度に引き続き、より一層社会事業部を中心にして強力に押し進める。

制度制定60周年記念事業として連合会が学術的な研究会を發起し、諸問題を学者、研究者、有識者、我々実務家を交えて議論する場を創設する。

総務部

(國吉総務部長)

「土地家屋調査士会及び会員の指導並びに連絡に関する事項」に関しては、会則・諸規程について、社会情勢を的確に判断して、法務委員会、有識者等の意見を伺いながら適切に対処してきたいと考える。

「土地家屋調査士会の自律機能確立の指導・支援」に関しては、各会に対応すべき事項については、自主的、かつ積極的に対処をしていただく体制作りをお願いしたい。「連合会業務執行体制の整備・充実」に関しては、連合会組織、会務運営などについて、役員と事務局の役割分担の明確化、事務局機能の充実、業務執行の統一を図る。

「土地家屋調査士制度制定60周年記念事業」に関しては、準備委員会の議論を踏まえて、総務部において各事業を実行する段階での進行管理を行う。

「特定認証局の運営に関する事項」に関しては、ICカードの毎月の発行枚数にばらつきがあるため、発行枚数が制限される場合がある。そのような事態を回避しつつ適切な運用に努める。

「情報公開に関する事項」に関しては、一般の方から会員に関する情報開示の請求があった場合の対応について、関係規則等の見直し等整備を行う。

「会館の維持管理に関する事項」に関しては、土地家屋調査士会館の事務室内の維持管理、音羽会館についても会議室、倉庫の適切な運用を行う。

財務部

(大場財務部長)

「新会計基準に適應した科目体系の構築」に関しては、平成21年度、平成22年度の2年度で完成させる。

「福利厚生及び共済事業の充実及び今後の検討」に関しては、職業賠償責任保険への全員加入の促進・充実に努める。



業務部

(小野業務部長)

「土地家屋調査士業務に関する指導及び連絡に関する事項」に関しては、『調査・測量実施要領』に関する指導」として、調測要領委員会とともに、研修会も含めて講師派遣等を行う。「93条不動産調査報告書に関する指導・連絡」として、報告書様式改定の検討、報告書入力ソフトの改良などの見直しを進める。

『調査・測量実施要領』に関する研究・検討」に関しては、筆界特定制度、地図作成業務、ADR、法3条業務に密接に関連する業務について対応できるよう検討を進める。「登記測量と公共用地境界確認業務の検討」に関しては、成果品等を含めた検討を進める。

「業務報酬に関する実態調査及び適正な受託契約に係る資料の作成」に関しては、平成22年度7月から9月の間にアンケート調査の実施を予定している。今回は、「依頼者との適正な受託契約に係る原



価意識の啓発資料」にすべく、原価意識を確認できるような資料を作成する。

「業務部所管委員会等に関する事項」に関しては、登記基準点評価委員会、日調連技術センターの運営について、認定登記基準点の実務的な事例集、簡単なマニュアル等を作成する。「業務における情報の電子化に関する事項」に関しては、オンライン申請の対応として、オンライン登記推進室と連携して不動産登記規則第93条に規定する不動産調査報告書を活用した添付書類の原本の提示省略を含めた検討を行う。

研修部

(加賀谷研修部長)

「研修の企画・運営・管理・実施」に関する「専門職能継続学習の運用・研修体系の確立」について



は、CPD制度を活用して会員の資質の更なる向上を図るとともに、必要に応じて本制度の改善について検討を行う。

「新人研修の実施・検討」に関しては、昨年改正した土地家屋調査士新人研修実施要領を踏まえて検討した新人研修の実施内容等について周知するとともに、各ブロック協議会に委託して実施する。

「土地境界基本実務叢書を活用した研修の促進」に関しては、筆界特定制度に関する筆界調査委員の研修、また、専門訴訟の申請代理人となる研修に非常に有用な図書であることから本叢書を教材とした研修の実施を促進する。

「eラーニングの調査研究」に関しては、eラーニング導入に向けた調査・研究を行う。

「土地家屋調査士特別研修の受講促進」に関しては、開催時期などの諸問題を検討し、受講者増進の方策を検討する。

「研修教材充実のための企画検討」に関しては、「各地域における歴史的資料の活用」については、調査実績をADR、筆界特定制度と深く関連付けて活用することを研究し、業務部、社会事業部と連携して活用の検討を行う。

「研修ライブラリの運用」に関しては、現在改修を進めており(平成22年3月終了)、平成22年度は、各土地家屋調査士会の研修情報を提供する。

広報部

(山田広報部長)

平成22年度は、土地家屋調査士制度制定60周年であり、60周年をきっかけに外部への広報活動を推進していきたいと考えている。「国際的な視野での土地家屋調査士業務環境に関する広報活動」については、国際測量者連盟(FIG)大会、台湾で行われる国際地籍シンポジウム、G空間EXPOほか、様々な大学の研究等もあるので、土地家屋調査士を取り巻く情勢等について紹介していく予定である。

「内部広報に関する事項」に関しては、「連合会、単位会、ブロック、公嘱協会等との効率的な連携」を目的に、ホームページをリニューアルする。平成22年度はイベン



ト、ツールを利用して、連合会と各土地家屋調査士会が連携するような具体的な広報担当者会同の開催を企画したいと考える。

「会報に関する事項」に関しては、会報をツールとして使っていきたいと考えている。特に土地家屋調査士業務の充実を図る項目、新鮮な情報、司法制度改革、様々な社会状況が土地家屋調査士に及ぼす情報等を発信する。

「人材育成」に関しては、教育機関との連携、寄附講座を中心として考えている。講師の派遣、インターンシップ、講師を担当する会員の方等の向上を踏まえ、寄附講座の受講生が専門職業家として土地家屋調査士を理解して、将来的には我々を活用してもらえるような形で、教育機関と連携した人材育成を検討する。

社会事業部

(小林社会事業部長)

「地図の作成及び整備に関する事項」に関しては、地図対策室の対外活動に必要な各土地家屋調査士会、



公嘱協会からの情報収集、資料作成を行いたい。「筆界特定制度に関する調査及び研究に関する事項」に関しては、筆界特定制度の円滑な運用に向けた対応として、制度に関する問題点の検討、制度の研究を行い、関係官庁及び関係団体と協議を行いたいと考えている。「境界問題相談センターの設置推進及び支援等に関する事項」に関しては、「日調連ADRセンターの運営と取組み」として、

ADRに関する土地家屋調査士会の支援・連絡、情報提供を行うとともに、境界問題相談センターに関する年計報告等の恒常的な統計収集を実施・分析を行い、機関の設立・認証の手続きに対応した適切な支援を行いたい。また、境界問題相談センターに関して、関係官庁との全般的な協議を行いたいと考えている。

「ADR認定土地家屋調査士活用支援に関する検討」に関しては、その活用支援策として、日弁連との連携を深め、共同受任の体制整備に向けた検討・研究を行い、関係機関への協力及び連携を呼び掛けて、ADR認定土地家屋調査士の職域の確立と環境整備を行いたいと考えている。

「公共嘱託登記関連業務に関する環境整備に関する事項」に関しては、制度対策本部の対外活動に必要な各会、各公嘱協会からの情報収集・資料作成を行いたいと思っている。「その他公共・公益

に係る事業の推進に関する事項」そして、土地家屋調査士が関与できる公共・公益に係る事業の探求と情報収集に努めて、日常業務として展開及び推進可能であるかという点に着目しながら、会員に情報提供を行いたいと考えている。

研究所

(藤木研究所長)



「表示登記制度及び土地家屋調査士の業務と制度の充実に関する研究」、「地籍に関する学術的・学際的研究」、「地籍管理に関する国際標準化についての研究」をテーマとして考えている。

「表示登記制度及び土地家屋調査士の業務と制度の充実に関する研究」としては、本年度は、各研究員の中間報告をしたい。

「地籍に関する学術的・学際的研究」に関しては、各研究員の研

究テーマ以外に、研究所の研究としてのテーマとして「土地家屋調査士の業務報酬体系」について考えていく。

「地籍に関する国際標準化についての研究」に関しては、税の地籍、法の地籍など多目的地籍を総合的に検討を進める。

「意見交換・会長間情報交換・各会要望」では閉鎖公図と国調図面の問題、新入会員に対する登録前研修の充実に関する問題、地図情報システムの導入による問題、法務局の統廃合に関する問題、ICカードの再発行に要する時間の問題、境界確定訴訟に対して土地家屋調査士が参入できるよう訴訟代理権の獲得に向けた対応についてなど活発な意見交換、提言が行われた。

(紙面の関係ですべてをお伝えできないことをご容赦ください。)

外部広報活動報告

～宮城県立志津川高等学校の体験授業～

宮城県土地家屋調査士会広報部

平成17年、一本の電話からのスタートでした。宮城県立志津川高等学校の先生から地元の会員へ、実社会で数学がどのように使われているかを外部講師として生徒に話していただけないかという依頼でした。電話をいただいた会員が、以前広報部員であったことから「外部広報」事業としたほうが良いのではと考え、宮城会広報部の事業として行うこととなり、以来、広報部事業としての体験授業は、今年度で連続5回を数えました。

1. 経緯

体験授業の対象校、宮城県立志津川高等学校は、宮城県の北部に位置し、北を気仙沼市、南を石巻市、西を登米市、東を太平洋に囲まれた人口約18,000人の南三陸町にある男女共学で生徒数が普通科1学年120名、情報ビジネス科40名、計1学年160名の高等学校です。体験授業の対象となるのは、普通科の3年生です。今回は、90名の参加となりました。

当初、学校からの依頼は、数学が一般社会でどのように利用されているものなのかを講義してほしい、1校時50分の授業を、昼食をはさんで3校時分予定している、講義内容についてはお任せしますとのことでした。

土地家屋調査士に、「数学に関する講義をしてほしい？数学の教師でもあるまいに、2時間30分も話せるわけないだろう。」素直な第一印象でした。

ただ、外部広報を考えると、この機会は絶好のものであること、お断りをすれば次はないだろうという認識は、広報部員共通のものでした。当時、宮城会では、会員への会報作成だけが広報部の仕事ではない、外部への広報活動を重点に考えるべきとの方針を掲げていましたが、なかなか外部広報の手がかりがないというのが実情でした。その中で、この依頼は「渡りに船」的なものでした。しかし、どうすれば生徒たちを2時間30分もの長時間、興味を引き付けることができるか、どのようにして、土地家屋調査士という名称をアピールするかが課題でした。

相澤満広報部長(現相談役)のもと、体験学習はゲームの要素を取り入れながら、数学Ⅰで学習した三角関数が実社会でどのように応用・活用されているかを、自分達の領地を確保しあう『陣取り合戦』として行い、確保した領地の地形や面積を巻尺や測量機器を使用して求めることを目的とする。数学的要素として巻尺を使用して直接面積を測る「直接法」

と、測量機械で測った数値を基にし、関数電卓を使用して、手計算による「座標法」による面積計算を行い、その比較を行うこと、『陣取り合戦』のルール説明の前に、学校側の了承の上『土地家屋調査士と登記』と題し10分くらい、パワーポイントを使った講和をさせていただくことを決定し、スタートしました。人員は、広報部員だけでは足りず、気仙沼支部、石巻支部、登米支部に協力を要請して行うこととなりました。平成21年度は14名での実施でした。

2. 体験授業

まずは、フィールド(資料1)の設置から始まります。校舎内で生徒への講話、ルール説明の間に、校庭の中心にトータルステーション(以下「TS」という。)を設置し、北方向から角度18度、距離45mの地点にピンを打ちスタート位置No.1とします。以下、角度、距離を測定し二十角形を作り、スタート位置を決定します。北方向から角度を9度振り、距離50mの地点にピンを打ち機械点T1とし、以下36度間隔でT2からT10までを設置します。この機械点に、参加会員所有のTSを設置し、一つのTSが二班を担当します。機械点の設置で、北方向(基準線)から9度ずらすのは、会員一人が二班を担当するため、各班の中央に位置したほうが、動きやすく、指導しやすいからです。

5～6名の班ごとに分かれた生徒たちが、各自のスタート位置から『陣取り合戦』を開始します。班編成は前もって学校側で行っており、チーム名も今時の生徒らしく、「 $\cos \theta$ 」、「～測量しちゃうぞ～」、「チームなつみ缶」など様々です。陣取り合戦のルール(資料2)記載の「マーカー」を投げ、落下点にピンを打ち、スタート地点からビニールテープを張ります。これを6投繰り返す、七角形を作ります。マーカーは、軽量で、弾力のあるもののため、風や、落下後の転がり具合で、他のチームとの間で「境界紛

争」が発生します。ここで土地家屋調査士の出番です。どちらのチームが先に境界を設定していたかを判断し、後のマーカーが先のチームのマーカーを越えた点(交点)を境界とします。

その後、用意しておいた水糸を使って三角形を作っていきます。図形ができると、テープを使って直接法により求積を開始します。ほとんどの生徒は、公式のと通りの底辺×高さ÷2で面積を求めますが、中には三辺法(ヘロンの公式)を使って求積を試みるチームもあります。

体験授業を始めた5年前、私達はもちろん、学校側も手探りの状態で、三角形の高さを求めるため三角定規で直角を探そうとした生徒もいたことを思えば、ヘロンの公式を使ってみようと思う生徒が出てきたことに、5年の歳月を感じました。今回受講した生徒が、前年もこの授業を受けたわけでは勿論ありませんが、学校側でも、この体験授業にあたり2校時を使って予習を行っていただいております、体験授業の経験の蓄積に立っての予習の成果かなと、勝手に考えています。

直接法による求積が終わると、いよいよTSによる測量に入ります。校庭の中心(最初のTS設置位置)に、ピンポールを立て、各TSがこれ为目标(視準0度)として、観測に入ります。各TSに共通性を持たせるのは、後日、測量成果(資料3)として生徒に配布するためです。

チームごとにTSの操作説明をした後、生徒が直接TSを操作し観測、手簿、ポール持ちを交代しながら行います。大まかな視準は会員が行いますが、最後の視準を生徒がするため、一番時間がかかるところです。当然、生徒たちはTSを見るのも触るのも初めての体験ですので、男子生徒、女子生徒を問わず望遠鏡を覗くと歓声が上がります。生徒の素直な反応が一番出る時間です。

昼休み後、求積が始まります。参加会員全員が室内に入り、各班の求積の指導です。直接法は問題ないのですが、生徒たちにはなじみのない座標法での求積に時間がかかります。一番多い間違いが、 $X1 = Xn - 1$ 、 $X2 = Xn + 1$ で $X2$ を Y の座標を使うというミスです。直接法で求めた面積と座標法の面積とが大きく違っている場合のほとんどの原因は、ここにあります。再計算となります。今回の体験授業で、女子生徒だけの班で、直接法 62.343m^2 座標法 62.298m^2

その差 0.045m^2 という、精度で成果を出した班もありました。

3. 課 題

今後もこの体験授業は続けていきたいと考えていますが、幾つかの課題があることもまた事実です。

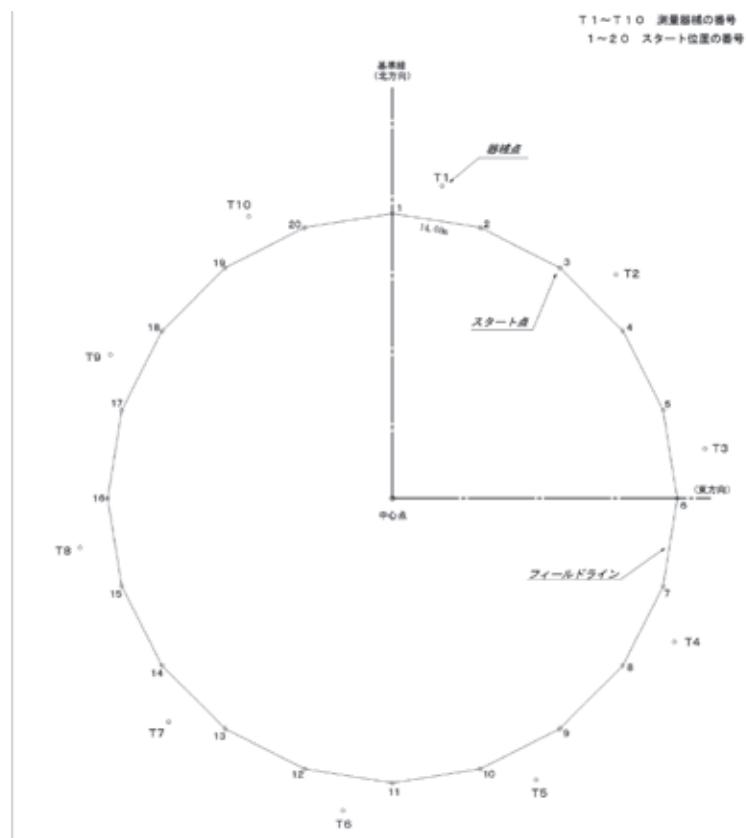
まず、教育課程での不安定さがあります。この体験授業は、「総合学習」という授業課目の中で行われています。「総合学習」は、各学校によって様々な使われ方をしているということで、この体験授業を他の学校へ広げていくことが難しいという面があります。また、新年度、もしくはその近くにならないと「総合学習」がその年度どういう授業形態になるかわからないため、予定が立てにくいのです。

つぎに、協力会員の負担です。次世代への土地家屋調査士制度の継承、発展のためにということは、協力していただいている会員の共通の認識とは思いますが、仕事で使わなければならないTSを、生徒に使用させるということに違和感を持つ会員がいることも、また事実です。協力会員の不安の解消をいくらかでも減らしていくことを考えていかなければならないと思います。

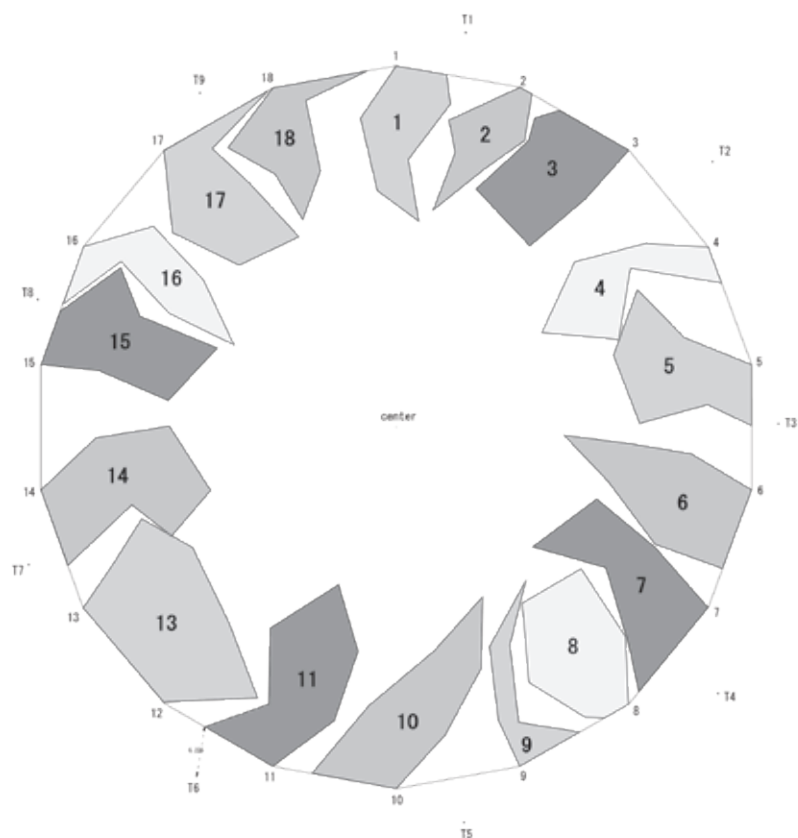
平成17年、当時の相澤満広報部長、広報部員が中心となって考えた『陣取り合戦』で始まった体験授業も、平成21年10月28日で5回を数えました。

その間、平成20年度の宮城県高等学校数学教育研究会において、志津川高等学校の教諭により『高校数学と実社会のつながりを学ぶために本校における総合学習の取り組みについて』という発表の中で、土地家屋調査士の名称が紹介されたり、体験授業終了後、学校側を通じて測量の仕事がしたいという一人の生徒の進路相談を受けたりと、少しずつではありますが広報の一助となっていると考えています。





(資料1) フィールド図



(資料3) 土地争奪結果図

(今年度は18チームで行いました。)

「陣取り合戦」ルールブック

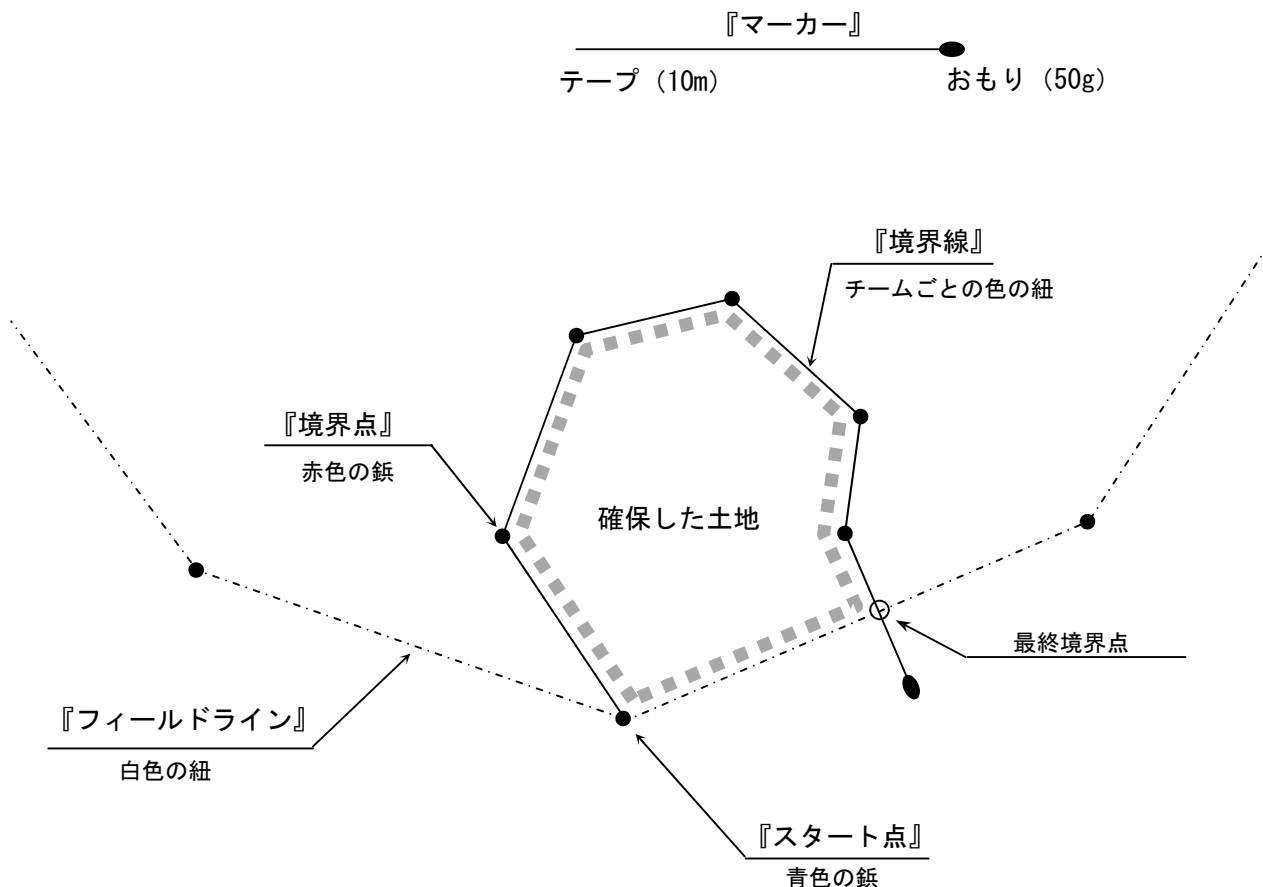
【 目的 】

一辺の長さが 14.08m の正 20 角形のフィールドの中で、できる限り大きな面積の土地を確保する。

【 土地確保の方法 】

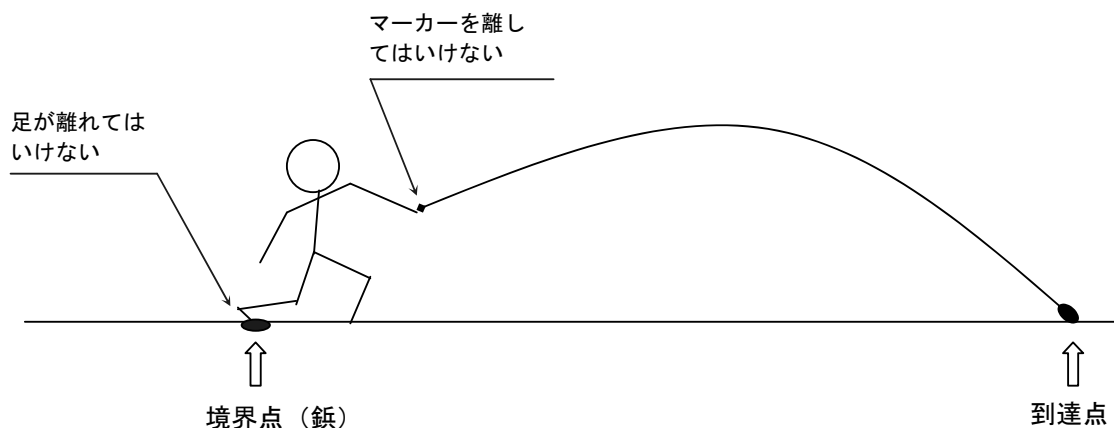
- ①チームのメンバーが、一人一回ずつ、『マーカー』を投げる。
 - ②マーカーは、鋏を踏みながら投げる。
 - ③マーカーを投げた点から、マーカーが止まった地点までの間に、紐を張る。
 - ④マーカーが止まった点に鋏を打って、紐を固定する。
 - ⑤ ②～④を人数分繰り返して、土地の形状を決めていく。
 - ⑥最後にマーカーを投げる者は、『フィールドライン』の紐を超えるように、あるいは同じチームのメンバーが張った紐と交差するようにマーカーを投げて、土地の形状を完成させる。
- ※最後に交差させるフィールドラインは、『スタート点』に接続する2本の線のいずれかとする。

【 名前の定義 】



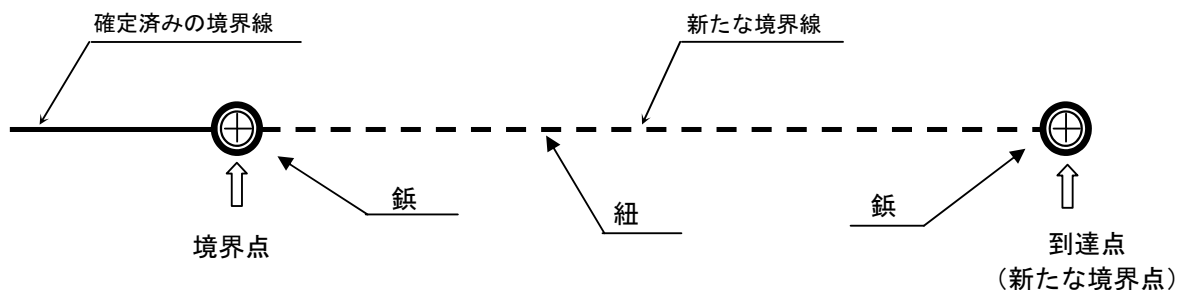
【 詳細ルール 】

(1) マーカーを投げる。



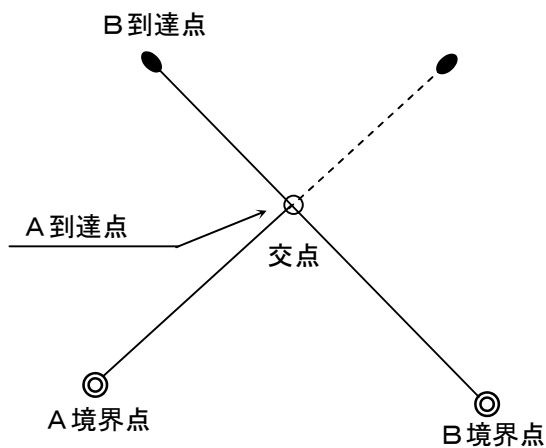
- ①スタート点は、第1点目の境界点とする。
- ②マーカーは境界点を踏みながら投げ、マーカーが止まるまで足が離れないようにする。
- ③マーカーは、1人1回だけ投げることができる。ただし、メンバーの足りないチームは、投げた順番に従い、他のチームと同じ回数になるまで、2回目以降を投げることができる。
- ④マーカーを投げる順番は、各チームで決める。
- ⑤チームの最後の者が、フィールドラインまたは自チームの境界線に接続できないときは、順次前に戻って境界点を決定し直すことができる。このとき、自チームの以外の境界点は変更できない。

(2) マーカーの到達点まで紐を張り、鉄で固定する。



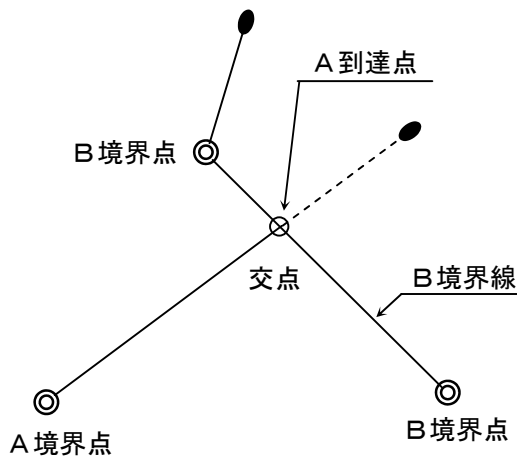
- ①到達点は、マーカーのおもりの先端とする。
- ②境界点と新たな境界点との間に紐を張る。
- ③到達点に赤い傘を付けた鉄を打ち込み、張った紐を固定して新たな境界線を確認する。

(3) マーカーどうしが交差した場合。



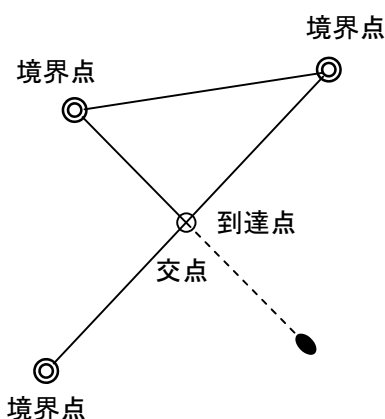
- ① マーカーのテープが下にあるものを優位とする。
(左図Bチーム)
- ② マーカーテープが上となったチームの到達点は、テープの交点とする。(左図Aチーム)
- ③ 交点は、双方のテープが直線となるように張った状態で交差する点とする。
- ④ 交点からマーカーを投げる場合、交差する方向(点線方向)に投げることはできない。
- ⑤ 3チーム以上のマーカーが交差したときには、始めに交差した点から順次①から④を適用する。

(4) マーカーが、他チームの境界線あるいはフィールドラインと交差した場合。



- ① マーカーが、紐を張った境界線と交差したときは、交点を到達点とする。
- ② 交点からマーカーを投げる場合、交差する方向(点線方向)に投げることはできない。
- ③ 2本以上の境界線と交差したときには、最初に交差した境界線との交点を到達点とする。
- ④ フィールドラインと交差した場合は、①と同様とする。

(5) マーカーが、自チームの境界線と交差した場合。



- ① マーカーが、自チームの境界線と交差したときは、交点を到達点とする。
- ② 交点からマーカーを投げる場合、どちらの方向にも投げるができる。

マンションシンポジウム報告

—生活の安心・安全を目指す新たなガバナンス構築における資格者の役割は何か？

日本土地家屋調査士会連合会 常任理事 藤木政和

はじめに

日本マンション学会・住宅金融支援機構主催のマンションシンポジウムが「マンションの新たな課題・新たな挑戦」と銘打ち、昨年12月4日、住宅金融支援機構本館1階、すまい・るホール(東京都文京区)で開催された。

マンションといえば、区分建物の表示に関する登記業務の調査・測量の対象物件であるから、表示登記業務の専門資格者である土地家屋調査士にとって、なじみが深いといっている。我々専門職能にとって、その姿は、「区分所有権の権利の客体」として「建物の区分所有に関する法律」(昭和37年法律69号、以下「区分所有法」)の登記関連の諸規定の束として第一義的に現れ、通常の土地家屋調査士業務の対象としてはそれ以上のものでも、それ以下のものでもなく、また、そのように扱われてしかるべきものだ。しかし、マンションは、その所有者、賃借者等にとっては、何よりも「建物としての『共有』と住生活の場としての『集合』という特徴」(日本マンション学会パンフレット)を持つ具体的なモノであり、「その供給のあり方、そこにおける共同生活のルール、その躯体・設備等の維持・管理のあり方等々、さまざまな課題を」(同、但し一部変更)抱える生活の道具である。表示に関する登記に現れるマンションは、このような具体的側面を捨象して扱われるのであるが、しかし、逆にいえば、表示に関する登記はこのように間接的な関係において、所有者等、国民の具体的なものを扱っている、ひいては国民生活に関わっていることになる。

このような視点から、表示登記の専門資格である土地家屋調査士制度を逆照射することも必要ではないか。特に、現在、この国はグローバリズムと少子高齢化に揺れている。このような社会において、自らの職能・職域をどのように捉え、また、その職能を生かして、行政、国民、実務家とどのようなネットワークを形成すれば、その職能の使命を最大限、果たしていけるのだろうか。この問題を考えるヒントを見つけることを期待して今回のマンションシンポジウムを拝見した。以下は、その報告である。

1. マンション問題の概要

まず、近年のマンション問題の概要を確認しておこう。

わが国で、マンションは、昭和30年代から建設され始め、近年では年間約20万戸が供給され、平成20年末現在、累計で約545万戸に達したといわれる。また、その居住者数は、国民の約1割強に当たる約1,400万人と推定されており、国民一般の住居形態として定着している。国民の生活・文化の質の向上、安心・安全な国民の生活の構築を考える上でこの住居形態のあり方を無視して語ることはできない状況である。「少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進の観点からはもとより、都市景観の改善、治安の維持といった観点からも、マンションの適正な維持、管理、再生に対する社会的意義が高まっている」(平成21年5月マンション等安心居住推進事業募集要領I-1目的)が、一方で次のようなマンションの維持管理・再生の問題がある。「マンションが適切な維持、管理、再生がなされないままに放置されると、区分所有者自らの居住環境の低下のみならず、マンション管理の空洞化、さらには、スラム化の進展による周辺の住環境や都市環境の低下など、深刻な問題を引き起こす可能性がある。」(同上)。

このようなマンションの社会問題を引き起こす要因として類別すれば、①マンション管理組合内で合意形成の困難さ(各区分所有者等の共同生活に対する意識の相違、多様な価値観を持った区分所有者間の意思決定の難しさ、建物構造上の技術的判断の難しさ、区分所有法の理解の不足)②経年マンションの急激な増大(長期修繕計画の未整備)③管理業務資格者の体制の問題(悪徳業者の存在、修繕積立金の預金口座をめぐるトラブル、委託契約内容の不十分な説明)があるといわれている。

2. 今回のシンポジウムの開催趣旨

今回のマンションシンポジウムは、上記の維持管理・再生の問題に対する「マンション管理等への新

たな取り組み」として平成21年度国土交通省の新規事業、「マンション等安心居住推進事業(国土交通省住宅局市街地建築課マンション政策室担当)」の中間報告を目的として開催された。当事業の趣旨は、マンションの維持管理・再生の取り組みを実施するにあたり、住民、行政、NPO法人等の三者の連携を図り、それぞれのセクタにおける役割、特に行政の役割を明確にし、「将来世代にわたって安心して居住できる良質なマンションストックを形成していくために、マンションについて適切な維持、管理、再生を促進する施策を講じ」(同上)そのノウハウの蓄積等を図り、良質なマンションのストックを形成することを目的としている。(Pg1)

この事業は、①モデル支援に係る事業と②相談体制の整備等に係る事業の2種類の事業からなっている。モデル支援に係る事業においては、マンション管理組合やマンション管理組合活動を支援する法人を対象にマンションの維持管理・再生に向けた取り組みの「ソフト面やハード面のあり方を見直す」活動に対する調査費・計画策定費を支援する事業であり、相談体制の整備等に係る事業においては、マンションの維持管理・再生について、マンション管理組合(適正化法第2条1項3号の法人)の活動を支援する地域レベルの相談体制の整備および専門家等の人材育成を推進することにより、必要なノウハウ蓄積を図るマンション等安心居住推進事業を行う一般社団法人やNPO法人に支援補助を行う事業とされる。

国土交通省はこれらの支援事業の応募を、①については平成21年度5月26日から7月14日に、②については5月26日から6月25日の期間で行った。この応募案件が強化委員会で検討され、今回、事例報告されたのである。ただし、採用された事例は、その完了期日が本年3月の報告書をもって終了することとされている。

3. シンポジウムの概要

シンポジウムは、齊藤広子明海大学教授の司会(途中から広田氏)で始まり、折田泰宏日本マンション学会会長(弁護士)は挨拶のなかで、平成12年の適正化法成立でマンション問題に国・行政が支援に乗り出す環境が整備されたが、現在、国がどのよう

な支援を行うことがいいのかは必ずしも明確ではなく、今後、検討を要する事項である、一方で、この10年間の推移の中でマンション管理士の活躍が確認されたと述べた。

シンポジウムは6つのプログラムから構成されていたがここでは紙幅の関係上、プログラム1から3及びプログラム4-Iに焦点を当てて概要報告としたい。

プログラム1では、国土交通省マンション政策室長山崎氏から、マンション総合調査の結果を踏まえた、過去15年のマンションの経年推移の報告と上記国土交通省新規事業マンション等安心居住推進事業の経過報告がなされた。マンションの総合調査報告において、世帯主の高齢化、永住意識、長期修繕計画の作成状況、管理費の額、修繕積立金の額の各項目比率は確実に上昇しているが、一方で管理費の滞納率は減少しており、また居住者のマナー、建物の不具合、費用負担によるトラブル発生率はこの5年間で減少傾向にあることが示された(分譲マンションの動向表)。また、安心居住推進事業報告においては、モデル支援事業に関しては36件の採択(27件はマンション管理組合、9件31組合がNPO法人等によるもの)、相談体制の整備に係る事業に関しては、12件のNPO法人等の事業が採択されたこと、併せて、モデル支援事業に関する応募事業の評価委員会の総評内容が紹介された。評価委員会の評価は、①社会にとってのテーマの重要性及び緊急性(老朽化、高齢化、賃貸化、自主管理、第三者管理、建替え、長期修繕、既存不適格、コミュニティ機能などのマンション問題を検討する上で重要なテーマを取り上げているか)、②当該マンションにとっての重要性及び緊急性、③提案内容の具体性、④事業実施によって期待される効果の大きさ(当該取り組みの公表が他のマンションにおける取り組みやマンション政策の検討に寄与する成果が期待できるか)、⑤事業費積算の妥当性の視点から実施され(Pg1 レジューメ、一部改変)、申請案件の中には、初年度の事業ということもあり、事業趣旨を踏まえ切れていないものも散見される一方、マンションの維持管理・再生に関するさまざまな課題解決のためのプロセスのモデル性に焦点を当てた提案案件も見受けられた、但し、当該提案案件が紛争を惹起する恐れがあるか又は紛争当事者の一方に紛争費用等を助成する

結果になるような案件内容については採択を見送ることとなった旨の報告がなされた。国家事業は、ともすれば、現場事情から遊離する懸念がなきにしもあらずであるが、予算が許す状況であればこの事業さらに推進して、住民の意向を反映したマンション政策の策定の糧としたいと山崎室長は報告を締めくくった。

プログラム2では、報告者宮城秋治氏(建築士)によって住宅履歴情報の保存の重要性が報告された。円滑法が制定されて以来、建替え対象マンションは、築後30年を標準に考えられている(「円滑化に向けて」)ようであるが、日本の住宅がこのように短い寿命とされるのは、物理的な要因よりは、歴史的な社会構造要因によるとされる。例えば、物産陳列館として1915年に建てられ、1945年、築後30年に被爆した広島原爆ドームを見てみると、戦後60年の期間、維持されているが、爆心地にあったことを考えれば技術的には150年の耐用年数と見込まれる(チェコ、ヤン・レッツェル)し、1916年建築の日本初の集合住宅である長崎県の軍艦島の30号棟の建物と1959年建築の3号棟を比較すれば、30年は、決して物理的耐用年数とばかりはいえない。特に戦後の日本住宅着工事情は、年間150万戸供給し続けたアメリカの着工戸数に追いつくことを目標にしていた節がある。近年、リーマンショック以前は、日米共に年間200万戸の着工を維持していたが、それ以後55万戸(米) 60万戸(日)とその着工数は激減している。国土の広さ(4%)、人口比(1/3)を考えれば、異常な着工数になる。国民の住生活の向上と環境負荷の低減が要請される現在の歴史的、経済的な時代環境を考えれば、建物もフローからストックの時代に入ったといつてよく、長期にわたり良好な状態で使用される住宅を建築し、また中古住宅の価値を創造することが必要になってきた。そこで、住宅・マンションのリフォーム・リモデリングを効率的に行うためには住宅履歴情報が不可欠である。また、この時代の要請を促進するために制定された長期優良住宅法は、申請により長期優良住宅の認定を受けた住宅の所有者に、建築及び維持保全の状況に関する記録を作成・保存することを義務付けているが、一方で認定申請を促すために税の特例措置を設けている。住宅履歴情報が整備されて、世代間、住宅継承

者に受け継がれるようになれば、例えばマンションにおいて計画的な維持管理、継続的な管理運営が容易になり、売買の場面ではその品質保証の役割を果たし、登記の場面では疎明書面の準備を容易にし、また、漏水などのトラブルの場面では、原因究明や責任の所在の究明などで迅速な対応を可能にすることが考えられるであろう。住宅情報整備検討委員会では、この履歴情報に加えて設計図書を一括して「いえるか」と名づけて普及する工夫を模索している。

プログラム3では、戒明治学院大学教授から、「管理」「紛争」「再生」の3つのキーワードから安心居住推進事業を踏まえた、新たなマンションの課題と展望を考えるという提案がなされた。適正な管理とは、適正化法第3条に基づく適正化指針に従うことだとすると次のような意味を持つだろう。平成12年の適正化法以前は、マンションは、個人の純粋な財産権の対象であったが、それ以後は、国の定めた指針にしたがって管理されるものとなった。マンションは、公の責務の対象＝公の関心事、国の行う各種事業の対象と位置づけられる。区分所有法上も、以前は管理組合の法的なあり方は30人以上と以下ではその扱いを異にしていたが、現在はこの区別がなくなり、管理組合の意義も、抽象的な存在から実体的な存在に変化した。現在、高齢化の進展などにより、マンションの管理は管理組合方式が機能しなくなっていることを考えるとこの方式は必然的な管理方式とはいえないのではないか。これに代わるものとして金銭を出して外部管理者を置き、この管理者コントロールして管理する第三者方式の管理を重視すべきではないか。日本の管理者のあり方は、国土交通省の日本標準管理規約を見ても、団体の長＝管理者という考えが基礎となっている。これは、専門的な知識を持たない素人を管理者に選ぶということであるし、また、例えば一人でも提訴可能な解任の訴えを考える制度としてのバランスを欠いているといわざるを得ないから、これらのことは更に検討されなければならない。次に紛争の側面から考えると、管理業務の適正化自体が紛争性を帯びているということが挙げられる。例えば、1物1権主義ではない区分所有法は共用部分の解消を許さないから、この法自体が紛争の要因となることが考えられる。紛争解決の実効性を考えた解決を容易にする簡易な制度

を考える必要があるのではないか。また、再生の側面からは、例えば修繕や建替えの場合を考えると、増築、減築などが発生した場合敷地利用権の変更の困難性の問題がある。また、団地における修繕や建替えについての規程がないなど新たな制度について更なる検討が必要である。このようなマンション管理が抱える課題状況を対応する管理業態はどのような業務であるかを考えた場合、弁護士資格が思い浮かぶかもしれないが、しかしそれは、管理委託者の地位にとどまっており、単なる理事長代行業に等しい。マンションの真の管理を実行するためには、現在の「管理業」から「管理者業」への道筋を考えなければならない。

プログラム4では、団地型マンションの新たな試みの報告である。

郊外の団地型マンションには、一般に次のような特徴がある。建物は老朽化しているが、低層の壁構造の建物が大半で安全面に不安はない。一方、エレベーターがない、居住空間が狭いなど、現在の生活水準から考えると居住機能が十分とはいえない。そのために、世帯構成が偏向し、高齢化が急速に進んでいる。また、近年の都心回帰の傾向の中で人口が減少し、住宅需要が落ち込んでいる。しかし、郊外では緑が豊富で、住環境は良好である。先進各国では、土地資源、都市基盤の浪費を抑制するため、都市のスプロール現象を抑制して、中心市街地の活性化を目指すコンパクトシティ形成を目指す政策が採られつつある。この傾向の中で既存の郊外の団地型マンションは、活性化をすれば、郊外拠点都市の核を形成する可能性を秘めている。このコンセプトに沿って、①多様な世帯が暮らせる住宅への更新を目指す、この具体的な対策として、合意形成の成立しにくい一括建替えを断念し、棟別再生やシェア居住の実現を目指す、そのためには現状維持棟の区分所有者が安心して生活するために、②生活サービス(老後生活と子育て)施設を充実させる住環境整備が必要である。これらに要素を併せたマンションの総合的再生ビジョンを実行しようとしている。この取り組みに特徴的なことは、団地再生の方針形成に大学研究室との共同作業を通じて、日常生活空間に埋没しがちなマンションの管理組合にアーバン・デザインという次元の異なるコンセプトを持ち込み再

生ビジョンを打ち出していることである。

4. 最後に――

平成13年に出された「適正化指針」は、マンションの管理の適正化の基本方向として次のように述べている。

「マンションは、今やわが国における重要な居住形態になり、その適切な管理は、マンション区分所有者等だけではなく、社会的にも要請される場所である。

このようなマンションの重要性に鑑み、マンションを社会的資産として、この社会的資産をできる限り保全し、かつ、快適な住環境を確保できるように、…マンションの管理を行うことを基本とすべきである。」

ここに表れている「社会的資産を管理する」という概念は、近年のグローバリズム、環境保全、少子高齢化などの人口動態、自然災害などを背景にした社会経済状況を考えるとき重要なものである。現代の生活を考えるとき都市における生活を抜き考えることはできない。平成18年のいわゆる「まちづくり三法」の改正は、従来の成長型、拡大型都市政策を転換し、その背景に「コンパクトシティ」の都市像を置いているといわれる。この都市像は、5つの空間的基本要素を持つとされる。「①密度が高い、より密度を高める、②都市全体の中心(シティセンター・中心市街地)から日常生活をまかなう近隣中心まで、段階的にセンターを配置する、③市街地を無秩序に拡散させない。市街地面積をできるだけ外に拡張しない、④自動車をあまり使わなくても日常生活(通勤、通学、買い物、通院など)が充足でき身近な緑地、オープンスペースなどを利用できる。循環型の生態系が維持され、都市周辺の農地、緑地、水辺が保全活用される、⑤都市圏はコンパクトな都市群を公共交通ネットワークで結ぶ(コンパクトシティ)。このような転換を図るには政治性が必要であることは論をまたない。しかし、また、先にあげた「社会的資産」をどのように管理するかという課題レベルを踏まえた政治性とは何かということも重要である。この問題を考える上で参考になるのは、産業革命以来、都市の盛衰を豊富に経験しているイギリスの事例かもしれない。戦後まもなく「ガバメント型都市計画」として世界に注目されたイギリスの都市計画は、サッ

チャリズムの試練を乗り越え「ガバナンス型都市計画」へと比重を移しつつあるという(イギリスのまちづくり)。この動きの背景には、「暴れ馬」としての市民像から価値創造の源泉としての市民像への市民観の移行があり、都市計画も行政による規制から行政と市民の協調関係を前提にしたものに変化していることが伺われる。「社会資産」の管理問題も、国と市民の均衡問題として捉える必要がある。例えばマンションの維持管理体制における行政の関与度として、アメリカのハワイ州と日本の制度比較を見ると管理組合の登録制度、修繕積立金の積み立て基準において行政の関与度に差がある(日米比較)が、この差の評価は、この項目そのものを見ているだけでは正当な判断できないだろう。この正統な評価は、居住者、政府、専門資格者など管理に関わる各セクタの役割の相関関係の中で見極める必要がある。

翻って、「社会的資産」といえば、「土地」はその最たるものである。この社会資産の管理をめぐるガバナンスはどのようなものだろうか? この問題は、「筆界」の専門家を自認する土地家屋調査士が自らの業務・業態を考える上で、避けては通れない問題ではないだろうか?

参考文献及び略記表

区分所有法

「建物の区分所有に関する法律」
(昭和37年法律第69号)

適正化法

「マンションの管理の適正化の推進に関する法律」
(平成12年法律第149号)

円滑化法

「マンションの建替えの円滑化等に関する法律」
(平成14年法律第69号)

Pg1～6

平成21年12月4日開催マンションシンポジウム「新たな課題・新たな挑戦」におけるプログラム(pg)ナンバー。以下のプログラムが構成されていた。

Pg1 マンション管理等への新たな取組み
山崎房長(国土交通省マンション政策室長)

Pg2 住宅履歴情報のマンション版
一何の情報を、どうストックすべきか?—

宮城秋治(建築士、住宅履歴情報検討委員会・共通の仕組み運用部会委員)

Pg3 安心居住巢新事業の応募状況を踏まえた新たなマンション管理の課題と展望

戎 正晴(明治学院大学教授、弁護士)

Pg4 マンション等安心居住推進事業の採択事業紹介(pg④—I～Ⅲの振り合いで略記)

I 採択事業紹介1—団地方マンションの再生
浜岡紀子(団地管理組合法人西小中台住宅管理組合理事)

小林秀樹(千葉大学教授、日本マンション学会副会長)

II 採択事例紹介2—管理の適正化を図るマンション

若林雪雄(一般社団法人首都圏マンション管理士会)

マンション管理士が築37年、14階建526戸のマンションの管理組合の設立から管理組合の適正な管理業務の体制をサポートする具体的な過程が報告された。

III 採択事例紹介3—老朽マンション

猿谷 潤(一般社団法人東京都マンション管理士会)

マンション管理士が建物診断を通して管理組合の修繕計画を立てる過程の事例を紹介された。

Pg5 長期優良マンション事例報告

川村順二((株)長谷工コーポレーション技術推進部門執行役員)

共同住宅について長期優良住宅認定基準として次ぎの6技術的視点の内容を紹介された。①劣化対策②耐震性③変化対応性(可変性、住戸面積、居住環境)④維持管理・更新の容易性⑤構造躯体の長期利用性⑥維持管理の計画性

Pg6 長期優良住宅に対する支援制度

住宅金融支援機構における長期優良住宅に対する金融支援の融資制度が紹介された。
海野 敦(独立行政法人住宅金融支援機構CS推進部)

日米比較

「米国のマンション維持管理制度の特徴とわが国

との比較」<http://www.mankan.or.jp/data/Report/Official/05/kyoudou.pdf>
 円滑化に向けて
 「マンション建替えの円滑化にむけて」
 平成13年11月30日 マンション建替え円滑化方
 策委員会
 長期優良住宅法
 「長期優良住宅の普及に関する法律」(平成20年法
 律第87号)

適正化指針
 「マンションの管理の適正化に関する指針」(平成
 13年8月1日国土交通省告示第1288号)
 コンパクトシティ
 「コンパクトシティとデザイン」
 海道清信 学芸出版社 2007
 イギリスのまちづくり
 「イギリスのガバナンス型まちづくり」西山康雄他
 同上 2008

マンションの動向表(山崎房長氏作成 マンションシンポジウム資料より作成)

	年	H5	H11	H15	H20	備 考
世帯主の高齢化	%	15.0	25.7	31.6	39.4	60歳以上(H5はS62)
永住意識	%	31.0	39.0	43.7	49.9	
長期修繕計画	%	72.8	80.5	78.1	89.0	
管理費	円	10,372	11,109	12,565	15,848	月・戸あたり
修繕費積立金	円	8,222	9,184	10,967	11,877	月・戸あたり
管理費の滞納	%	41.4	48.3	26.7	38.5	3ヶ月以上
居住者のマナー	%			79.4	63.4	トラブルの原因
建物の不具合	%			52.2	36.8	トラブルの原因
費用負担	%			39.4	32.0	トラブルの原因



「境界問題相談センター ながさきの開設」

境界問題相談センターながさき センター長 前田利孝

境界問題相談センターながさき(以下「センターながさき」という。)は、平成22年2月2日、全国で40番目、九州ブロックにおいては福岡、鹿児島、沖縄、熊本、宮崎に続き、6番目の境界問題相談センター(以下「境界センター」という。)として開設いたしました。

1. はじめに

まずは「センターながさき」の概要をご説明する前に、その考え方
の前提となる長崎県の概要をご紹介します。

長崎県は、九州の西北部に位置し、東西213 km、南北307 kmにおよぶ県域であります。陸地は平坦地に乏しく、いたるところに山岳、丘陵が起伏しています。海岸線は多くの半島、岬と湾、入江から形成されており、海岸線の延長は4,197 km(平成16年3月31日現在)と、北海道に次ぎ全国第二位(北方四島を除くと第一位)の長さを示しています。

現在、市町数は13市8町で人口は約143.1万人(平成22年現在)。最も人口の多い市は、県庁所在地でもある長崎市で、約44.4万人、次いで佐世保市の25.1万人、第3位は諫早市の14.1万人で、残る10市8町は10万人未満となっています。

長崎県土地家屋調査士会は、長崎、佐世保、諫早、大村、島原、平戸、五島、壱岐、対馬の9支部からなり、会員数は209名。9支部のうち、五島、壱岐、対馬は離島であり、特に壱岐・対馬は長崎市とのアクセスが悪く、長崎空港(大村市)から飛行機を利用する

か、福岡から船を利用する方法が一般的です。また、長崎県土地家屋調査士会事務局は長崎市にありますが、県の南端に位置し、車を利用して島原支部や佐世保支部まで2時間弱、平戸支部までは3時間かかります。

2. 開設までの経緯

長崎県土地家屋調査士会は、平成18年に「境界問題相談センター検討委員会」を設置し、翌平成19年に「境界問題相談センター準備委員会」に改編し、検討・開設準備を行ってまいりました。

委員会発足当時、委員の数名は福岡会主催の研修会に参加させていただいていたので、境界センターがどういうことをやるかについて、ぼんやりとは分かっておりましたが、開設については何から手を付ければ良いのか皆目検討がつかず、平成18年度の委員会は、年間5回の開催のうち当初の3回は「何故境界問題相談センターが必要なのか?」という議論を行っていました。

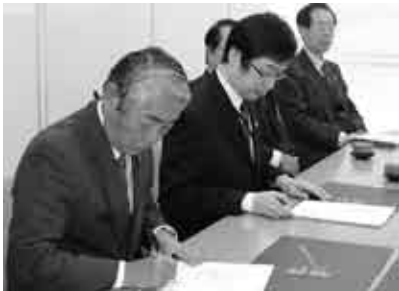
平成20年2月に「境界問題相談センターかごしま」の谷口正美センター長を全体研修会にお招きし、センターの概要や開設・運営の苦労話、注意点などをお話いただき、翌日には準備委員会にて具

体的な開設準備についてご教示いただきました。この時からやっと開設準備が始まったといっても過言ではありません。

その後、平成21年3月にはセンターかごしまの視察を行い、谷口センター長には開設までの間に何度もご相談にのっていただきました。長崎会担当者一同、大変感謝しております。

平成20年度の総会にて境界センター開設に関する準備金の予算承認、平成21年度の総会にて同年度中の開設を承認いただき、6月に長崎県弁護士会との協議を開始。長崎県弁護士会の原章夫会長は土地家屋調査士特別研修の講師でもあったので、境界センターの設立に関してはご理解をいただき、弁護士会のバックアップ体制を整えていただきました。

土地家屋調査士会と弁護士会の協議は、土地家屋調査士会は針本久則副会長、坪井邦幸部長と前田、長崎県弁護士会からは戸田久嗣副会長、多良博明ADR設置検討PT委員長、森本精一同委員の6名でほぼ1～2か月に1度の頻度にて行ないました。当初は議論もあまり進みませんでした。懇親会の席を設け、酒を酌み交わした途端、互いに打ち解け、協議もスムーズに行なわれたと思います。



そして平成21年12月2日に協定を締結しました。広告に要する費用があまりないため、記者クラブやケーブルテレビ等パブリシティにプレスリリースを配布しましたが、新聞2社のみの取材しかなく、取り上げてもらうことの難しさを感じました。

この頃から併せて各支部にて会員全員を対象にした“受付相談”（“事前面談”をセンターながさきではこう呼ぶこととした）に対応する研修会を開催しました。この研修の際には、「境界問題相談センターみやざき」の富田美利センター長、竹嶋弘康副センター長にアドバイスいただき、センターみやざきのマニュアルを参考にさせていただきました。

3. 境界問題相談センターながさきの特徴

センターながさきは、以下の点に配慮し計画を進めました。

○経費をできるだけ抑える

長崎会は他の多くの会と同様、会員数が減少の一途を辿っており、また会費の値上げ等会員の負担を増やすことは今の段階では困難であり、現状あるモノや人を最大限に活用し、運営自体においても経費を抑える工夫をすることとした。

○相談者の利便性を考慮する

前述のとおり、長崎会の事務局

は長崎市にあり、離島や平戸・島原・佐世保の相談者が長崎市まで来ることは大変な負担となる。

○他会の境界センターの事例から学ぶ

先行して開設している他会の境界センターの相談事例から、相談内容は紛争性の無いものも多く見られること、境界センター運営には一部の会員が関わり、会員間に温度差があること、などを考慮する。

これらから、境界センターの運営内容は、特に相談・調停に入る前段階を以下の流れとしました。

①電話による受付

毎週火・木曜日の10:00から12:00、13:00から16:00に限り、電話にて受付を行います。その他の曜日・時間は留守番電話による音声案内とし、電話受付は事務局員（現事務局員のうち、主に電話受付する担当者を決めました）が対応し、境界センターでの雇用や会員の常駐を行わないこととしました。

②各支部担当者への連絡

支部ごとに前もって支部全会員を毎週火・木曜日に割り振っており、事務局から相談のあった土地の所在する地域（もしくは相談者が希望する地域）の支部の担当者へ電話受付者の氏名、連絡先、相手方の氏名、相談対象土地の所在を連絡します。

③支部担当者から相談者へ連絡

事務局から連絡を受けた2名の担当者は、忌避事項に当たらないかを確認後、相談者へ電話にて連絡を行い、受付相談の日程を決め、受付相談実施場所を確保します。なお、長崎支部及び佐世保支部は事務局があるため事務局で実施し

ますが、その他の支部はあらかじめ、すぐに予約できる施設を確保しています。

④受付相談の実施

支部担当者2名にて受付相談を行い、事案の聞き取り及び振り分けを行います。受付相談によって解決するか、やはり境界センターで相談・調停を行なうべきか、弁護士やその他の機関を紹介すべきか、を判断し、境界センターでの相談・調停を行うべきであれば、その内容を説明します。

この方式によるメリットとしては、

- ・境界センターに常駐者がいないため、経費の節減ができる。
- ・また、相談が無い際の会員の時間の無駄を避けることができる。
- ・紛争性のない案件に弁護士を呼ぶことがない。
- ・全会員にて対応することにより会員の意識を高めることができる。
- ・一部の会員のみに負担が集中しない。
- ・相談者は長崎市まで足を運ばずに相談できる。（弁護士を入れた相談や調停以外の場合）

が挙げられます。しかしながらデメリットとしては、

- ・全会員が境界センターの仕組みを熟知しなければならない。
- ・全会員が相談を受けるスキルを身に付けなければならない。
- ・現段階では会員のスキルから受付相談を無料とせざるを得ない。

といった点があります。



土地家屋調査士制度の60周年について語る
松岡直武日本土地家屋調査士会連合会会長



相沢治典長崎県土地家屋調査士会会長



前田利孝センター長



「開設がゴールではなく、これからが本当のスタート」と熱く語る和田直人白鷗大学
法学部専任講師



戸田久嗣長崎県弁護士会副会長



銀屋町鯨太鼓の演技

4. 記念式典・祝賀会

平成22年1月22日(金)に、開設記念式典及び祝賀会を開催しました。ご来賓・関係諸団体や九州ブロック各土地家屋調査士会、長崎県土地家屋調査士会会員合わせて約80名にご出席いただき、盛大に催すことができました。

午後3時からの記念式典では、「土地家屋調査士制度60周年と境界ADR」と題して松岡直武日本土地家屋調査士会連合会会長、「ADRによる紛争処理への期待」と題して土地家屋調査士会ADRでは大変有名な和田直人白鷗大学法学部専任講師先生にそれぞれ基調講演を行っていただきました。

基調講演に引き続き、相沢治典長崎県土地家屋調査士会会長と、戸田久嗣長崎県弁護士会副会長による主催者挨拶がなされ、

その後、ご来賓祝辞を、大原安雄長崎地方法務局長、山口祥義長崎県総務部長、松岡直武連合会会長、西龍一郎九州ブロック協議会会長にいただき、前田センター長よりセンターながさき開設にあたっての熱い想いと、その概要説明を行い、閉幕しました。

同日、午後6時より祝賀会を開催しました。針本久則副会長の主催者挨拶、長崎県弁護士会森本精一様による乾杯の後、歓談・余興へと移りました。

余興は長崎県産品の歌を歌う長崎在住の歌手“Haruna”さんによるミニコンサート、長崎のお祭り「おくんち」の出し物である、勇壮な「銀屋町鯨太鼓」の披露、長崎県土地家屋調査士会川尻修治理事によるバナナの叩き売りが行われ、会場はおおいに盛り上がり、参加された皆様に喜んでいただきました。



川尻理事によるバナナの叩き売り

5. 電話受付開始

平成22年2月2日(火)の2のゾロ目の日に電話受付を開始しました。

当日はセンター準備委員会を開催し、電話が鳴るたびに皆でドキドキし、聞き耳を立てました。またこの日は私の誕生日でもあり、サプライズでお祝いのケーキをいただき、やっと漕ぎ着けた境界センター開設と相まって少し涙腺がゆるんだようです。

電話受付開始初日は7件の電話があり、うち2件は新聞広告等の



電話受付開始当日のセンター準備委員

営業でしたが、2件はセンターについての問い合わせ、残り3件は受付相談へと回付しました。

6. 開設して思うこと

センターながさき方式は、全会員が境界センターの運営に携わ

り、負担があります。しかし1人の会員からも不平不満はなく、現在のところ3回の電話受付日を経て9件の受付相談が実施されましたが、担当された会員は、みな一所懸命に対応いただきました。非常に感謝しております。課題としては全会員が同じレベルのスキルを持ち、維持し、向上していかなければなりません。この研修をいかに行なうかが悩ましい限りです。

将来的には相談者の利便性を考慮し、各支部には弁護士もおられることから、各支部にて相談・調停が行なえ、受付相談も有料にて行えるようになればと考えています。



調停室内部(応接室を改装)

境界問題相談センターながさき

土地境界で悩んでいませんか?

電話による受付

●電話(火・水) ●受付時間 10:00~12:00・13:00~16:00

TEL.095-828-0234

境界問題相談センターながさき

〒850-0031 長崎市桜町 7-6-101 TEL.095-828-0234

HP: <http://www.nagasaki-chosashi.net/>

E-mail: nagasaki@trust.ocn.ne.jp

チラシ(表面)

境界問題相談センターながさき

境界問題相談センターながさきとは
土地家屋調査士と弁護士が協働で専門の立場から、市井、民間なアドバイスを行い紛争当事者から相談し、将来にむけて見えないような形で境界の円滑な解決を図れるようお手伝いいたします。

境 界 問 題

電 話 に よ る 受 付

受付相談(各地区)

その他
・境界確定制度
・境界測量法など

相談手続
・土地家屋調査士
・弁護士

調停手続 (必要に応じて測量・測量・鑑定)
・土地家屋調査士 ・ 弁護士

解決

調停成立 **不成立** **取下**

※ 調停成立後、当事者間の境界問題が解決しない場合は、調停手続を中断し、訴訟手続に移行いたします。

費用

受付相談: 無料
相談手続: 1回2万円
調停手続: 申込費用 3万円、1回日ごと 1万円
調停成立後: 5万円
その他: 必要に応じて調査・測量や鑑定費用がかかる場合があります。

チラシ(裏面)

「ADR認定土地家屋調査士 活用支援のための研修会」

司法制度改革のもと、「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」が施行され、現在、全国の土地家屋調査士会のうち41会において境界問題相談センターが開設されており、平成22年度中には全国50会で開設される予定であります。又、土地家屋調査士特別研修の実施により、3,800名を超える土地家屋調査士が、代理権を付与されたADR認定土地家屋調査士(以下「認定調査士」という。)として輩出されています。

日調連広報部では、全国の土地家屋調査士会、ブロック協議会のADRに関する取組みを紹介することを企画しました。その第1回目として、中国ブロック協議会において開催された「認定土地家屋調査士活用支援のための研修会」を紹介いたします。

去る平成22年1月30日、31日の2日間にわたり、中国ブロック協議会(以下「中国ブロック」という。)において表記研修会が開催された。総勢62名の受講者はタイトなスケジュールにもかかわらず、熱心に講義を受け、また、認定調査士の事件受託について、互いに活発な論議を呼んだ。



グループ研修中の全体風景

中国ブロック内では、平成17年に広島会が境界問題相談センター(以下「センター」という。)を開設したことを皮切りに、平成19年に山口会、平成20年に岡山会、そして昨年は鳥取会に設置され、さらに来年度には島根会が開設を予定し、中国ブロック内5県にセンターが設置される見込みである。そのため、センターに関連した研修や情報は中国ブロック内で共有すべく連携を図っているところであるが、一方、認定調査士代理人を活用したセンターの利用実績は未だない。そうしたことから、中国ブロックでは前年2月に開催された関東ブロック協議会での研修を参考に、今回の研修を計画することになった。

講師には、中国ブロック各県のセンター開設にあたり大変お世話になった白鷗大学の和田直人先生、センターおおさかの運営を開設当初から担当され、また土地家屋調査士のレベルアップに恒常的に寄与されている大阪会の西田寛先生、岡山会で顧問として活躍され、また弁護士会と土地家屋調査士会の橋渡しとしてご尽力いただいている河村英紀弁護士の3名の先生方を講師としてお招きし、以下のスケジュールで開催した。

①「ADRの代理業務の基本」とグループ研修

(白鷗大学法学部専任講師 和田直人先生)

②「土地家屋調査士にとってのADR代理」

(大阪土地家屋調査士会 西田寛先生)

③「専門家倫理と土地家屋調査士倫理」

(岡山弁護士会 河村英紀先生)

④ ADR代理業務と注意点に関するグループ研修

まず、研修に先立ち、受講者には、事前に研修課題及び自らの所属する土地家屋調査士会のセンターの規則、様式集が配布され、受講者はそれぞれ事例をもとにセンターへの申立書、共同受任した弁護士への報告書を作成し、また、個々の課題に対して自分自身の解答をまとめる作業を準備して臨んだ。

また、各土地家屋調査士会からセンターに関係した方々を協力員として派遣していただき、グループ討議の進行に備えて、各課題に対する方向性を下検分し、開始前には講師と事前打合せをした。

開催予定時間の午後1時半を迎える頃には、日常の業務から離れ、また、特別研修終了以後の空白に不安を隠せない表情の受講者が各県から集まり、会場は外気温とは相反する熱気を帯びた空気が始まった。

① ADRの代理業務の基本

ここでは、和田先生より、全国的なセンターの動向、件数、また認定調査士の動向等、具体的に数字をもって示された。そして、なぜ代理として申請が進まないか、各会が、あるいは個々の土地家屋調査士自身がセンターをどう支えていかなければならないかを真剣に考えさせられる講義をいただいた。

その後、あらかじめ班分けされたグループ内で、事前の課題に基づいて議論が行われた。ほとんどが初対面同士のグループで、当初は気後れした表情は隠せなかったが、次第に議論が進み、また論議の間に西田先生から的確な軌道修正をしていただき

ながら、次第に闊達な意見交換がされた。

②「土地家屋調査士としてのADR代理」

2日目朝からは、西田先生の実務家としての観点から、経験と実績を交えたお話をいただいた。こと紛争を取扱う専門家として、どのような能力を必要とするかを具体的に教えていただいたが、まさに日常業務にこそ取り入れるべきエッセンスだと多くの受講者は感じたようだ。

③「専門家倫理と土地家屋調査士倫理」

午前2コマ目は、共同受任する弁護士の観点から、土地家屋調査士に求められる倫理を中心にお話をいただいた。土地家屋調査士法第22条の2に関する行き届いた解説は、まさに日常業務を振り返り、還元すべき講義であった。岡山県では、弁護士会仲裁センターが既に11年ものキャリアを積まれており、そこでの調停員、相談員の経験を含めて、事件として受任する際の具体的注意事項を説明いただいた。

講師陣の事前の打合せが非常に短時間であったにもかかわらず、すべての講義が一貫した内容であり、特にADR手続代理においては、認定調査士がすべてを任されるものでなく、クライアントに寄り添うべき代理人でなければならないこと、依頼人の真のニーズを探求することの大切さは、受講者に対して、ぶれることなく伝わったようである。

④ADR代理業務と注意点に関するグループ研修

さて、午後はいよいよグループでの研修である。事前の事例と課題をもとに、まさに実務として受託した場合の各場面を想定して、依頼者にどう説明し、理解を求めるかという議論が行われた。さらに話が進むにつれ、受任に際してどのような契約を結ぶべきか？ 弁護士とどう連携をとるか？ 報酬をいくりに設定しようか？ などケースマネジメントの具体的な方法へと及んだ。

時に講師陣から全体での振り返りやアドバイスをいただきながらさらに考察を深めるという方法で、午後



の時間は大変短く感じられたのではないであろうか。午後5時、2日間にわたって、中国ブロック5県から集合した

受講生らは、帰路へとついた。

当日のアンケートでは、「実際に業務に活用しようと思われましたか」の問いに59%が「はい」との回答であった。

受講者の声としては

- ・より具体的な考え方がわかった。
- ・弁護士とのかかわり方が難しいと感じた。
- ・センターと表裏一体である制度は我々自身が理解者とならなければ利用されないことがわかった。
- ・日常業務の延長にあることがわかった。
- ・他の会のことを聞くことができた。
- ・不安が解消された。
- ・ADRの魅力を伝えたい。
- ・認定を得てから、時間が経過し、自分の意識が低くなっていたので、再度知識の整理や意識の向上に役立った。
- ・継続して学習することが大切。

一方では、「いいえ」あるいは「迷っている」の回答も32%あり、内容としては、

- ・勉強してみて自分の日常の勉強不足を痛感して、気おくれした。
- ・共同受任が難しい。
- ・自信がない。

以上のような声が寄せられ、認定調査士自身の問題、あるいは、各土地家屋調査士会が、組織として取り組むべき課題が浮き彫りにされたようである。

特に弁護士との関係形成のありかたについては組織として早急に方針を立てていかなければならないと感じた。

中国ブロック5県には、会員数470人の会員を抱える大所帯もある一方、少人数で、予算・マンパワーに限界のある土地家屋調査士会も存在する。しかし、どの土地家屋調査士会にあっても、各会長や担当役員らは、よりよい情報や研修を自らの会員に提供したいという強い信念をもって臨んでおられるに違いない。

これまでは、名前のとおり「協議会」に留まっていた中国ブロックであるが、今回の研修会を実施したことが、各土地家屋調査士会では困難な事業であってもブロック協議会単位では実現できるという今後の可能性を示唆したものとなったと確信している。

広報員 金関圭子(岡山会)

地理空間情報フォーラム2009

会員論文発表⑤

静岡県土地家屋調査士会の災害時家屋被害認定調査に関する協定締結について

静岡県土地家屋調査士会

木村保成

地震などを始めとした大災害の発生!「その時」…、私たち土地家屋調査士にできることは何なのか。平成19年3月に発生した能登半島地震などを参考に検討し、静岡県土地家屋調査士会は静岡県をはじめ、県内全域の市町と「災害時における家屋被害認定調査に関する協定」を締結しました。災害直後にボランティアとして被災者や行政に土地家屋調査士が貢献できる方策の一つに位置づけました。

以下にこれまでの協定締結に係る経緯と、今後について述べます。

「必ず起きる」と言われて久しい東海地震の想定震源域に存在する土地や建物を生業の対象として、土地家屋調査士業務を行っている静岡県土地家屋調査士会員は、「その時」が来ないことを念じつつも、それが現実となった場合の漠然とした不安を常に頭の片隅に抱き続けてきました。

それは私たち土地家屋調査士に限らず、静岡県内で生活している全ての人たちが抱えている不安であると思われますが、被害を受けるであろう土地や建物、いわゆる不動産そのものを対象としている私たちは、通常の業務に非常に大きな支障を生ずるという面で直接的な影響を受けやすい業種の1つであると考えられます。

平成19年3月25日に発生した能登半島地震における土地家屋調査士としての石川県土地家屋調査士会会員の皆様の取り組みを、同年8月2日～3日の震災後4ヶ月という復旧活動真っただ中の時期に直接現地に赴き、石川県土地家屋調査士会会長や、日本土地家屋調査士会連合会の副会長をはじめとした役員の皆様の生の声を伺う機会を得ました。

その中で、役員の皆様から「土地家屋調査士が専門家として何かをしなれば」という強い使命感を感じつつも、何ができるのかが全く判らぬまま悶々

とした日々を送られた後に、「何でも行政相談会」への参加、「常設無料相談所の設置」、「建物滅失登記無料代理申請」等の数々の被災者のための施策が行われたという話を伺い、感銘を受けると共に、今後静岡県においても土地家屋調査士会が着目すべきヒントを頂いたように感じました。

またこの時期に、同年7月16日に発生した、新潟県中越沖地震後の罹災証明書の発行に伴う家屋被害認定結果への被災者の不満が相次ぎ、柏崎市では6000棟に及ぶ再調査を実施したとの報道を見聞きした事案も参考にさせていただきました。

そして、東海地震が現実が発生した場合に、静岡県土地家屋調査士会として会が、また会員がどのように対応するべきかを企画部において検討し、サブタイトルを“能登半島地震を始めとした大地震から学ぶ土地家屋調査士の役割”とした「地震対策調査報告と提言」という小冊子を作成し、平成20年3月に発刊いたしました。

内容としては、第1章の「地震対策調査報告」と第2章の「提言」という形で構成したものです。

最初に第1章の「地震対策報告」では、過去の地震として能登半島地震の他、平成7年の阪神・淡路大震災、平成16年の新潟県中越地震、平成19年の新潟県中越沖地震における各土地家屋調査士会や法務局などでの対応を検証すると共に、予想される東海地震について静岡県が発信している情報やネット上に公開された情報を盛り込みました。

また第2章の「提言」では、1. 土地家屋調査士への提言、2. 土地家屋調査士会への提言、3. 法務局への提言、4. 市町村への提言を掲げました。

その中で土地家屋調査士会への提言には、“罹災証明発行のための建物調査に、土地家屋調査士が参加するための制度研究”を盛り込み、市町村への提言には“罹災証明書発行に土地家屋調査士が参加できるよう制度的検討”を掲げました。

なお、この小冊子は平成20年4月中旬に日本土地家屋調査士会連合会や全国土地家屋調査士会に配布させていただくと共に、静岡県土地家屋調査士会

の各支部役員などを通じて、県内各市町の担当部署や静岡県の関係機関に配布いたしました。

上記冊子の発刊を前にした平成20年1月29日に、静岡市消防防災局防災部長へ冊子についての説明に伺い、罹災証明書発行に土地家屋調査士が参加できるような制度的検討などをしていただけるようお願いをしました。

その後3月27日に、静岡市防災部防災指導課から同課で取りまとめていただいた「土地家屋調査士会との協力協定について」の提示をいただき、静岡県土地家屋調査士会において検討の結果、締結に向けて進めていくことといたしました。

静岡市から提示された協定の主な内容は以下のようなものでありました。

(1) 協力していただきたい業務

- ①内閣府発行の「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」に基づいた調査の実行
- ②罹災証明発行時の相談対応業務

(2) 罹災証明書の主な使用目的

災害救助法の適用審査や被災者生活再建支援法による支援金の審査などに使用される

(3) 業務の期間

地震発生から1ヶ月以内

(住宅の応急修理の関係から1ヶ月以内に証明書を発行しなければならない)

(4) どのような時に協力を依頼するか

大規模な災害時で、市職員だけでは迅速な調査活動を展開できない場合に依頼する。

具体的には東海地震や昭和49年に発生した七夕豪雨クラスの水害等を想定している。

(5) どのような体制・方法で行うか

土地家屋調査士1名と市職員1名の2名1班とし調査を行う。災害発生後の3日ほど後に、土地家屋調査士は各区役所に参集し、調査方法の研修を受けた後に調査協力をする。(注：政令市の静岡市には葵区、駿河区、清水区の区役所があります。)

まず、市内の建物全てに第1次判定という外観調査を行う。

この調査により抽出された半壊と思われる建物を、第2次判定という更に精密な外観調査を行う。

この後罹災証明を発行し、調査結果に不服のあ

る者の建物についてのみ、市職員が第3次調査として建物内部調査を行う。

ただし協力協定では土地家屋調査士は第2次調査までとなります。

(6) 応急危険度判定について

応急危険度判定は、県の講習を受け応急危険度判定士として登録された建築士等が、災害発生直後に建物を使用する上で安全か否かを判断するために行うものであり、調査により赤(危険)、黄(要注意)、緑(調査済み)のステッカーが家屋に貼り付けられます。

家屋被害認定調査は(1)の①により災害発生3日程度後から始めるもので、被災者の経済的支援措置を講ずるための調査であり、応急危険度判定とは異なるものです。

これらの協定の内容について土地家屋調査士の立場で考えてみますと、先ず地震等の災害発生から1ヶ月間の被災地における状況を考慮すると、生死を分かつような大混乱の中で、土地家屋調査士が日常業務として行う土地建物の調査測量や、登記に係る業務依頼は皆無であると思われます。

一方で被災地を所管する市町村では、最優先の災害救助活動を行うと共に、被災住宅の被害確認の関係で1ヶ月以内の罹災証明書の発行を行う必要があることから、正に猫の手を借りても足りないような、人的対応上の困難を生じるものと考えられます。

このような状況下において「協定」に定められたように、土地家屋調査士の本来の業務である登記手続きに必要な建物調査のための現地調査とは異なるものの、事前に内閣府による災害に係る住家の被害認定基準運用指針に基づいた調査方法を研修した上で、市町職員と連携して被害調査を行うこと、また、発行された罹災証明書についての住民からの相談の補助をすることは、被災者のニーズに直接役立つことができると共に、市町にとっても、また、土地家屋調査士自身にとっても非常に有益なことと考えられます。

それは、土地家屋調査士業務に直接係る罹災証明書の用途として、被災者が仮設住宅などで一応の生活環境を取り戻した後に行うこととなる、建物滅失登記申請の際に必要な書証になることから

明らかであると思われます。

また、この間の現地調査に土地家屋調査士自身が直接携わることにより、建物以外に大まかな土地の状況などの把握もできると考えられることから、それらの生きた情報は、その後に生ずることが想定される土地境界移動に伴う境界復元や、境界問題の解決にも役立てることができるとも考えられるからでもあります。

その様な協定の内容を確認した上で、協定締結後、直接活動をお願いすることとなる本会の静岡支部、清水支部の両支部会員の皆様への同意を得た後に、平成20年7月2日静岡市との協定締結に至りました。

当日の静岡市庁舎においての協定締結式については、県内第1号となるものであることから、多数の報道機関の取材を受け、県内全ての民放テレビ局においてニュースとして報道されました。NHKにおいては、“今日の言葉”として「土地家屋調査士」と題した詳細な業務内容の説明を加えて長時間放映され、新聞報道も数社に及びました。

また、9月3日に静岡市消防防災局防災部防災指導課主催で「家屋被害認定調査研修会」として協定書第4条に基づいた静岡市による研修会が静岡市の駿府公園内で実施され、静岡支部、清水支部の会員を中心に県内の他支部からの参加も含めて約70名が参加し研修を受けました。

静岡市との協定締結の後に、伊豆半島南部を管轄区域とする静岡県賀茂地域防災局長から当会に問い合わせがありました。

それは静岡市と同様な協定を、下田市を始めとした賀茂地域1市5町と締結することが可能か否かというものでした。調査士会としては、協定締結後に直接的な対応をすることとなる賀茂地域1市5町に属する下田支部会員の意向を第一義として協定締結について検討いたしました。

その後、下田支部会員の協力の意向も確認できましたので、平成20年10月31日に静岡県下田総合庁舎にて、静岡県土地家屋調査士会と賀茂地域1市5町(下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町)の首長出席の下、協定締結に至りました。

賀茂地域1市5町との協定も、内容的には静岡市との協定の内容に沿ったものとなっておりますが、

研修会につきましては静岡県賀茂地域防災局長のご尽力により、県の下田総合庁舎を利用して1市5町がまとまった形での研修会がおこなわれました。

静岡市との協定締結後、静岡県におけるもう1つの政令市である浜松市の防災対策課に対し、静岡市との協定締結の経過等を報告したところ、浜松市においても検討したい旨の申し入れがありました。その後、数回の協議を重ねた結果、浜松市においても是非協定締結を行いたい旨の申し出がありましたので、浜松市に係る静岡県土地家屋調査士会西遠支部の役員に内容を説明し了解を得た上、会員への説明と理解をいただき、平成20年12月17日に浜松市において協定の締結をいたしました。

浜松市との協定についても、内容的には静岡市や賀茂地域1市5町との協定に沿うものでありますが、静岡市においての年1回開催とする研修会について、浜松市との協定においては、第4条で「市は認定調査に必要な知識を提供するため、必要に応じて研修会を開催するものとし、調査士会会員は浜松市の要請により当該研修会に参加することができる」として規定されました。

ここまでの静岡市、賀茂地域1市5町、浜松市の各市町と静岡県土地家屋調査士会との協定締結を受けて、静岡県防災局防災政策室から静岡県と土地家屋調査士会との協定締結を行いたいとの意向を頂きました。災害時における罹災証明書の発行手続きは市町村において行うとされていることから、自ずと県との協定の内容については締結済みの各市町との内容と異なる点もあり、名称も「災害時における家屋被害認定調査に関する基本協定」とされました。

各市町の協定との主な相違点は、前述の理由から罹災証明に関する規定が無いことと、当会と各市町との協定締結について、県内の各地域防災局単位を基本とした市町連名による協定締結に向けて、県が調整業務を行うことが盛り込まれている点であります。

以上の内容を確認の上、平成21年1月23日に静岡県庁において石川嘉延静岡県知事の出席の下、静岡県との基本協定を締結いたしました。

締結式には多数の報道機関が詰めかけ、地元テレビでの放映の他、新聞各紙にも掲載されました。

静岡県との基本協定の締結を受け、県内に設置さ

れた4つの地域防災局(賀茂地域、東部地域、中部地域、西部地域)の内、西部地域防災局長と中部地域防災局から、管内の市町に対する静岡県土地家屋調査士会との「災害時における家屋被害認定調査に関する協定」締結に向けた説明を行うに当たり、当会からの講師派遣の依頼をいただきました。

2月2日に西部地域防災局において、2月4日には中部地域防災局において、それぞれ管内市町の防災や税務関係職員が出席する説明会が開催され、静岡県土地家屋調査士会からも会長並びに役員が参加し、これまでの当会と県や各市町との協定締結の経緯や研修会などの参加について説明を行いました。

それぞれの説明会では、地域防災局担当者から静岡県との基本協定の第4条を参考に、管内の市町が連名で当会との協定締結を進めていただきたいと、県の立場での意向を出席管内市町の担当者に説明し、各市町で検討するようお願いしました。

両地域防災局担当者は各市町の意向を確認の上、平成20年度内での当会と両管内市町との協定締結を行いたいとの意向を示され、下記に至りました。

平成21年2月19日

中部防災地域4市2町と協定締結

(島田市、焼津市、藤枝市、牧之原市、吉田町、川根本町)

平成21年3月26日

西部防災地域6市2町と協定締結

(磐田市、掛川市、袋井市、湖西市、御前崎市、菊川市、森町、新居町)

また、富士山の南麓に位置する岳南広域地区に属する2市1町(富士市、富士宮市、芝川町)の連名となる当会との協定締結協議も、担当役員と地元支部役員による市町との協議が進められ、平成21年3月30日の協定締結に至りました。

その後、平成21年4月1日 東部防災地域8市4町(沼津市、三島市、熱海市、伊東市、御殿場市、裾野市、伊豆市、伊豆の国市、函南町、清水町、長泉町、小山町)と協定締結が行われ、静岡県内37市町全てとの協定締結が終了いたしました。

以上、静岡県土地家屋調査士会における「災害時における家屋被害認定調査に関する協定」について経緯等を説明いたしましたが、特に「静岡市との協

定締結」の項で述べましたとおり、それぞれの協定締結は被災直後の混乱慌ただしい被災地において、1ヶ月程の限られた時期ではありますが、官も民も必要としている支援に土地家屋調査士自らが参画し、協力することを可能にしたものであります。

「その時」が来る前に、将来にわたりこの制度が長く維持されていくために、静岡県土地家屋調査士会や他の単位会、又は連合会において検討が必要と思われる点について下記に列記いたします。

- ①協定に基づく家屋被害認定調査協力に関して、土地家屋調査士会員が理解を深めていくことについて
- ②災害に対する家屋被害認定調査協力が一単位会では対応しきれないような、正に甚大な災害であった場合の対応について
- ③家屋被害認定調査に実際に参加した会員への、会や連合会としての活動補助の方法について

家屋被害認定調査は、筆界特定制度の「筆界調査委員」に準ずるように、土地家屋調査士が調査員の立場となって、深く役所と関わることもなります。

その結果、市町の土地家屋調査士への認識も深まり、制度の発展・充実にも繋がるのではないかと思います。

今後も登記に必要な調査測量は土地家屋調査士の基本業務に変わりはありませんが、その量は確実に減少してきます。

即ち、土地家屋調査士制度啓発のため、新たな事業の立ち上げが必要不可欠となり、正に本事業は、当局に法律で受動的に発生したものではなく、土地家屋調査士自らの手で創出した事業であり、決して終わりではない今後の更なる調査士業務拡大への起爆剤として位置づけています。

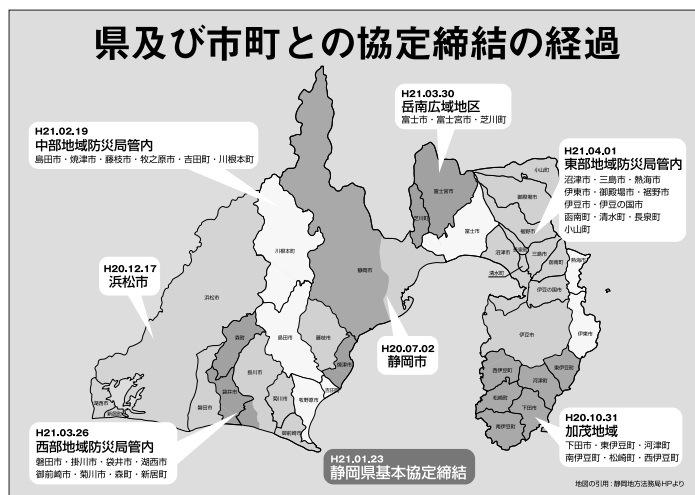
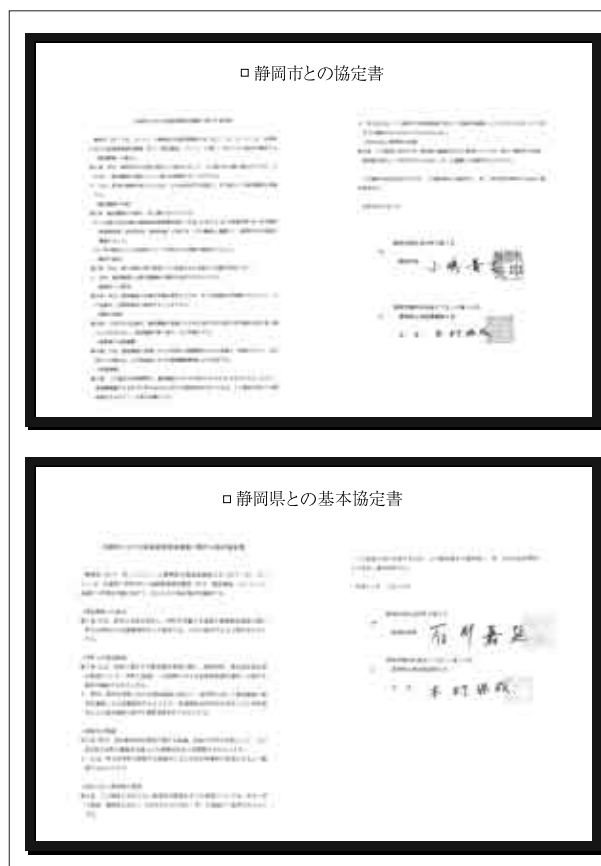
尚、最近の地震災害認定では、6割近くの被災者が判定不服の申し立てをしたと、あるTVの番組で紹介されていました。この場合は、必ず3次判定(建物の内部調査)を行わなければなりません、本協定では土地家屋調査士はあくまでも2次判定(建物の外観目視調査)までとなっていますので、本事業での訴訟に巻き込まれる可能性は殆んどありません。しかし、3次判定を避けるためには、1次、2次調査

をしっかりと行うことは当然の義務でもあります。

そして最終的に発行される罹災証明書は、保険の請求、税の免除、各種援助金、建物滅失登記等に使用されます。何れにせよ、被災者生活再生支援が目的で、短期に速やかに調査を行い発行することを要求されますが、特に当会は建物の滅失登記に注目し、今後法務局との協議を予定しています。

このように被災者のために活躍できることは、専門家としても、一人の人間としても無上の喜びではないかと思います。

今こそ、全国の土地家屋調査士会員が共に歩み連携することができれば、想定外の大きな力となり、私たちの存在の意義を社会の中で認識して貰えるものと確信しています。



※本文中の静岡県防災局及び地域防災局は、平成21年4月より名称が静岡県危機管理局となっております。

地理情報システムを用いた震災情報の 収集・提供支援に関する一考察

広島県土地家屋調査士会
藤原豪紀

土地家屋調査士は震災対応の分野においてより一層の社会貢献ができる。しかし、そのためには、震災時の業務をより効率的に進めるための改善策だけでなく、本来業務を足掛りとしてさらに活躍の場を広げられないか、検討する必要がある。本研究では、震災情報の収集・提供の観点から、上述の二つの課題について考察している。そして、後者については適切な震災対応を円滑に行うために必須となる震災情報の収集・処理・提供を支援する専門ボランティアを、土地家屋調査士を母体として資格化し、地域ごとに組織化しようという構想を提案している。このような組織を全国展開すれば、甚大な広域被害が予想される東南海・南海地震に対して有効である。

キーワード：

地理情報システム、官民パートナーシップ、
災害時応援協定、震災情報、専門組織ボランティア

1. はじめに

中央防災会議から東南海・南海地震の被害想定が出されている^{1)、2)}。これによると、甚大な被害が広域で発生すると予測されている。また、南海地震の発生時期は2035年頃と予想されている³⁾が、時間予測モデルによると2015年頃に発生する可能性があるという⁴⁾。予測のばらつきはともかく、巨大地震の発生が切迫していると認識すべきであろう。国・自治体レベルだけでなく、土地家屋調査士(以下、調査士という)という専門職のレベルにおいても震災対策を準備しておく必要がある。なぜなら、被害予測が出されている以上、知らなかった、準備していなかったでは済まされないからである。いや、むしろ受身な態度ではなく、地震は必ず再来すると考えて積極的・戦略的に対策を進めるべきである。

このような震災対策を事前に準備する場合、過去の教訓に学ぶことはきわめて重要である。大きな地震はめったに起こらないので、誰もが震災を経験するとは限らないからである。ちなみに内閣府は「阪

神・淡路大震災教訓情報資料集⁵⁾をホームページで公開している。この資料集には「登記」という項目がない。しかし、調査士が活躍していないわけではない。社団法人 兵庫県公共嘱託登記土地家屋調査士協会は「阪神・淡路大震災による倒壊・焼失建物の滅失調査作業報告書⁶⁾を上梓している(以下、同書を報告書と略記する)。報告書は、「このような震災が二度とあってはならない」という思いが込められた、調査士のための震災対応エスノグラフィー(ethnography)とも言える貴重な資料である。震災時の業務のあり方を再検討するために大いに活用すべきである。

本研究では、震災対応において調査士がより一層の社会貢献をするために、震災時の業務をより迅速・効率的に進めるための改善策だけでなく、本来業務を足掛りとしてさらに活躍の場を広げられないか、検討している。特に、震災情報の収集・提供の観点から考察を加えている。

まず、報告書にある倒壊・焼失建物の滅失調査に注目し、同調査を効率的かつ効果的に実施するには平時にどのような準備や対策が必要かを考察している。特に、滅失調査の前段に行われる概況調査の大部分の作業が地理情報システム(以下、GISと記す)を用いて平時に実施できることを指摘し、GISデータの整備を進めるための課題について言及している。

平時に整備するGISデータは、日常の各種業務はもちろん、震災時においても行政が行う情報収集のサポートだけでなく、応急対応や被災建物の撤去計画・応急危険度判定・罹災証明発行などとの連携、さらには住民への情報提供に活用することができる。つまり多目的に利用が可能である。これに人的支援を組み合わせることができれば、調査士の活躍の場が一気に広がることになる。

より積極的に活動の場を広げるためには、上述のような震災対応に対して支援を行う専門資格を組織化することが効果的である。そこで、適切な震災対応を円滑に行うために必須となる震災情報の収集・処理・提供を支援する専門ボランティアを「震災情報集配支援士」と名づけ、調査士団体を母体として資格化し、地域ごとに組織化しようという構想を提案している。そして、そのような組織の設立にはどのような意義があり、課題があるか、検討している。

2. 東海・東南海・南海地震の被害想定

表1に、東海・東南海・南海地震が三つ同時に発生した場合の被害想定を兵庫県南部地震による被害と併せて示している。前者は中央防災会議による被害想定²⁾から、後者の死者数と建物倒壊数(全壊)は平成18年5月19日に消防庁が確定した値⁷⁾から、被害額は資料1)から抜粋した。一見して、未曾有の大災害になることがわかる。

また、資料8)によると、激しいゆれ、あるいは津波による著しい地震災害の恐れがある地域が1都2府18県423市町村(平成21年4月1日現在)に及ぶ⁽¹⁾。つまり、甚大な災害が多数の地域で同時に発生する。このようなことから、資料2)は「特別の広域防災体制の確立、救援にたよらなくてもある程度耐えうるような地域防災力の向上の検討等が必要である」と指摘している。

さて、表1には三つの地震が同時に発生する最悪の被害想定を示したが、駿河トラフを震源とする東海地震(以下、想定東海地震という)との関係はどうなっているのだろうか。これについては、林³⁾が著書の中でわかりやすく説明している。同書の内容を要約しよう。なお、以下では想定東海地震と東南海地震を合わせて東海地震と呼ぶ。

想定東海地震単独での発生は過去1300年の間に一度もない。そして、東海地震と南海地震は双子地震と呼ばれ、次のような発生パターンをもつ。

宝永型：東海地震と南海地震が同時に起こるパターン。

安政型：まず、東海地震が発生し、数十時間後に南海地震が起こるパターン。

昭和型：東海地震が発生し、数年後に南海地震が起こるパターン。

一般には想定東海地震の発生がもっとも切迫していると認識されているようである。確かに切迫して

いるのは事実である。しかし、歴史地震からの研究によると、東海・南海地震は上述のような続発的な発生パターンを示す可能性が高い。すなわち、想定東海地震よりもっと巨大な震源域をもつ東海地震が発生する。さらに同時あるいは連続して南海地震が発生するパターンである。

当然のことながら、調査士も先述のような被害想定を参考にして対策や体制を整えておく必要があることは言うまでもない⁽²⁾。主に三つの課題があろう。まず、震災時に行う調査士本来の業務をいかに迅速かつ効率化できるかである。不動産の権利関係を明確にすることは震災の復旧・復興に大いに役立つからである。次は、地域防災にどのように関与していくかである。単位会や公嘱協会が中心となって自治体との災害時応援協定の締結など、PPP(Public Private Partnership)活動を推進する必要がある。三つ目は広域災害であるがゆえに、防災研修・訓練制度の構築や対策マニュアルの基本的な部分の作成、業務継続(Business Continuation Plan)⁽³⁾に係わる対策の作成、建物の被災状況・境界の移動状況・被災者への登記相談に関する事例研究などを、ヘッドクォーターである連合会が強力に推進することである。そして、震災の教訓(外国の事例も含む⁽⁴⁾)や地震対策の先進的な取り組み^{たとえば9)、10)、11)}を各単位会に浸透させる仕組みを構築することも大切である。

3. 阪神・淡路大震災における経験を次に生かすには

3.1 準備が大切

前章では、調査士が備えをしておかなければならない東海・南海地震の被害想定について述べた。災害対応の要は「準備」(preparedness)と「即興」(improvisation)だと言われている¹²⁾。先述のような被害想定に基づいて調査士は何から準備を始めていけばよいのだろうか。

準備の入り口は過去の震災体験を学ぶことである。次節以降では、震災対応の一例として阪神・淡路大震災における倒壊・焼失建物の滅失調査作業について、「準備」の観点から検討を加えてみたい。

表1 東海・東南海・南海地震の被害想定

対象地震	死者数(人)	建物倒壊(棟)	経済的被害
兵庫県南部	6,434	104,906	約13兆円
東海・東南海・南海	24,700	940,200	約81兆円

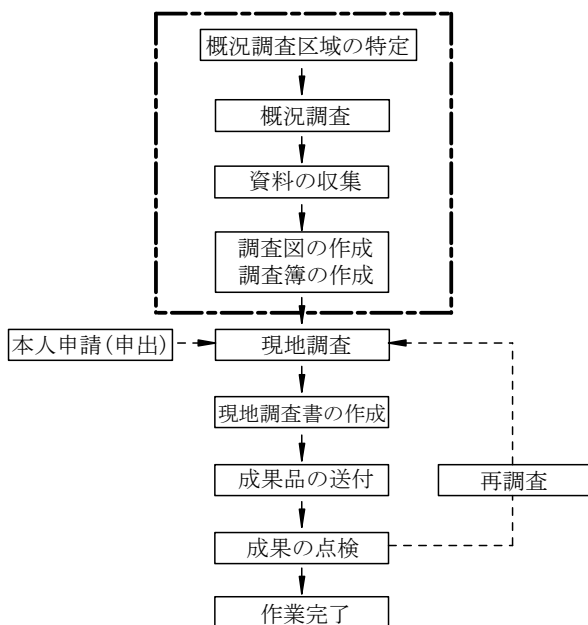


図1 倒壊・焼失建物の滅失調査作業全体の流れ
出展：文献⁶⁾に加筆

3. 2 阪神・淡路大震災における倒壊・焼失建物の滅失調査作業

図1に倒壊・焼失建物の滅失調査作業全体の流れを示す。各調査の内容を報告書⁶⁾にしたがって簡単に記すと次のようになる。まず、概況調査は現地を調査し、地図上に被災建物の状況を記録する作業である。次に資料収集は登記所や市・区役所から調査に必要な資料を収集する作業である。そして現地調査はこれらの調査をもとに建物の滅失状況を確定する作業である。なお、図の作業の流れにそって調査簿や調査書が整備されている。

類似の被災建物の調査が、応急危険度判定や罹災証明の発行のために行われている。両調査とも判定基準が整備され^{13)、14)}、講習も実施されている。滅失調査においても同様の対応が求められる。なぜなら、多様な被災状況を示す建物を被災環境のもとで迅速・的確に評価していくのは容易でないからである。そして、被災建物の写真やデータ、震災対応のエスノグラフィーを収集して体系化し、次の震災対応にフィードバックする仕組みの構築が不可欠である。これらは調査士の日常業務にも役立つであろう。また、より本質的な課題として職権登記を公平に実施するための基準づくりがある。阪神・淡路大震災では建物の滅失調査が職権で行われたが、過去

の震災例との公平や広域被害の場合における地域間の公平を図るためには、職権登記実施の判断基準の整備が待たれる。

3. 3 GISデータの整備

図1の一点鎖線で囲まれた部分の作業について考えてみよう。1章で述べたように地震が必ずくると考えるならば、資料を事前に整備しておくのが合理的である。また、これはGISがもっとも威力を発揮する作業でもある。多様なデータの一元的な管理や視覚的な表示、検索・処理・解析を容易にする機能の活用である。GISのこのような機能を上手に使いこなすことで、震災時に行う概況調査を大いに効率化できる。

しかし、GISデータの整備を進めるには課題が多い。基本的な問題として基盤地図整備の遅れがある。登記分野でみると、14条地図の整備は十分でなく、また建物所在図も未整備の状況にある。また、仮にこれらのデータが整備されたとしても、現状では紙ベースの資料の提供しか考えられていない。登記情報を含めて、緊急時用としてデジタルデータが利用できるように制度を改めるべきであろう。特に、「国民や経済界にいま注目されている地籍調査の意義を示す例は、災害復旧、防災に関して」との指摘もあり¹⁵⁾、防災分野を上述の課題の解決に生かすという視点が必要である。

登記分野の動きに比べると、地方自治体の対応は進んでいる。一例を挙げると、宮崎県清武町は鳥インフルエンザへの対応業務にGISを活用した¹⁶⁾。「平常時と緊急時の両タイプのデータを統合し、状況把握に活用した」。基盤地図としては水道業務支援システムの地図が使われており、地図の問題にうまく対処している。調査士はややもすると14条地図の整備に目がいってしまうようである。しかし、既存のデータを有効に活用してGISデータベースを構築することについても注目する必要がある。

また、西宮Build Environmentデータベース¹⁷⁾は防災GISの具体像を与えてくれる。同データベースでは建物がポリゴン化され、登記情報として地目や建物の種類・構造・床面積・階数・建設年次が入力されている。登記情報は本例に見るまでもなく多目的に利用可能で、基盤地図と組み合わせることによ

りその価値を一層高めることができる。総務省は「統合型GIS推進指針」¹⁸⁾を作成し、統合型GISの整備を推進している。防災分野を含め、地方自治体のデータ整備に対して調査士が寄与できることはたくさんあるように思われる。積極的な関与が望まれる。

4. 震災情報の収集・提供支援ボランティアの組織化

4. 1 GISデータの多目的利用と人的支援

前章では、災害対応には「準備」が大切であることを述べた。そして、その一例として建物の減失調査の前段で行われた概況調査の大部分(現場調査を除く部分)の作業が平時にGISを用いて実施できることを指摘した。

ところで、牧、林¹⁹⁾は、阪神・淡路大震災では被災建物に関し、①被害の規模を知るための調査(災害救助法の適用のため)、②余震による2次被害を防止するための調査(応急危険度判定)、③生活再建施策の基準を構築するための調査(罹災証明発行調査)が行われたと指摘している⁽⁵⁾。また、牧ら²⁰⁾は、多くの機関が行った調査結果が個別にGISデータベース化されており、調査結果を相互に参照できないため、防災科学技術研究所地震防災フロンティア研究センターが西宮Build Environmentデータベースを構築したと述べている。

これらのことは、平時に整備するGISデータをむしろ積極的に他の被災建物調査に役立てたほうがよいことを示している。また、データだけでなく人的にも情報収集・提供支援に回って連携を図ったほうがよい。情報収集の強化と情報の一元化・共有化は、互いの業務にシナジー効果をもたらすであろう。

ここでは、このような活動を「震災情報集配支援」と呼ぼう。梶・塚越²¹⁾は、阪神・淡路大震災では初動段階における人的被害の覚知に比べ、家屋倒壊の把握が遅れたことを指摘している。自治体が応急救援対応に追われて、情報収集が後手に回ったことが理由のひとつである。東海・南海地震による被害は大規模で広域にわたると予測されている。その全貌の把握には兵庫県南部地震の場合以上に困難が伴うものと推測される。ところが一方で、大災害になればなるほど情報の必要性が増す。上で述べた活動は重要な意義をもとう。

4. 2 震災情報の収集・提供支援ボランティアの資格化と組織化の提案

図2には、前節で述べたことを時系列にそって示している。震災発生後の状況は、大きく応急期と復旧・復興期に分けることができる^{たとえば3)}。減失調査は復旧・復興期に行われている。前節で述べた建物調査のうち、①と②は応急期に、③は復旧・復興の前期に行われている。図中、黒塗りで示した震災情報集配支援は①から③の業務への支援を表している。図からわかるように、平時には防災情報の基盤となる大縮尺の地図や登記情報を整備する。そして発災後の応急期と復旧・復興の前期では震災情報集配支援を行い、復旧・復興期では減失登記や境界確定、登記相談などの震災時に不可欠な業務を中心に行う。このように平時の土地家屋調査士の業務と震災時の活動をシームレスに展開することが可能になる。もちろん、すべての段階でGISの使用を前提としている。

ここまで考えを進めると、このような活動をより

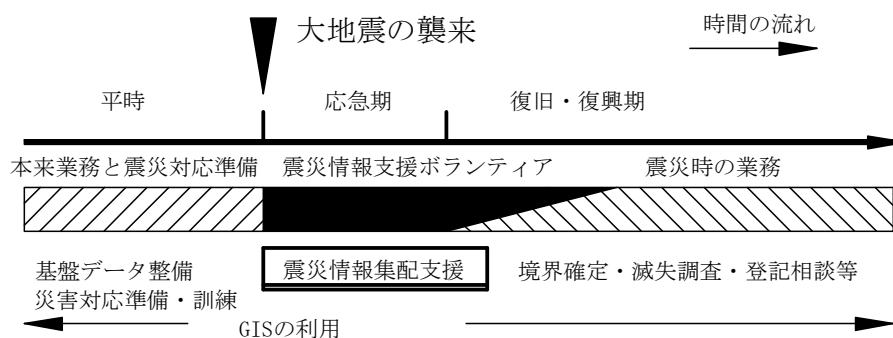


図2 震災情報集配支援を含めた業務の流れ

一層進めるための方策として、調査士を母体として震災情報の収集・提供支援を行う専門ボランティア資格を設け、研修と訓練を行い、人的スタッフを組織化することが構想される。ここでは、資格化された専門ボランティアを「震災情報集配支援士」と呼ぼう。すなわち、適切な震災対応を円滑に行うために必須となる震災情報の収集・処理・提供を支援する専門ボランティアである。収集・提供する情報は建物に限定するものではなく、地域の実情や支援士組織の訓練度、マンパワーに応じて被害や道路・病院・避難所等の情報⁽⁶⁾が考えられよう。要は、GISを用いた震災情報の収集・処理・提供を基本として、地域に密着した支援の内容について柔軟に発想すればよい。

上述のような資格を立ち上げ、地域ごとに組織を設立することには次のような意義がある。

(1) 東海・南海地震の被害により、府県単位で陸の孤島になるものが複数発生する可能性がある⁽⁴⁾。地元の行政・住民・企業等による協働体制を整備しておく必要がある。地域対応力のエンパワーメントに組織的に貢献できる。

(2) 上記のような協働対応には情報の一元化と共有化がきわめて重要である。専門知識をもち、地域の地理にも詳しい専門ボランティアがGISを用いて組織的に活動する⁽⁷⁾ことは、手薄になりがちな震災情報対応にとって有効である。

(3) 資格化することで研修や訓練を効果的に実施できる。これらをCPD (Continuing Professional Development) として継続すれば、災害時の対応能力を確実に強化できる。

(4) 資格者は調査士単位会を母体にして地域ごとに組織化できる⁽⁸⁾。そして、組織化を各地で行えば、広域災害に対して有効となる。

(5) 震災対応にはルールが必要である。たとえば、災害時とはいえ、個人情報の扱いには注意を要する。資格化することでルールの徹底が図れる。

最後に、震災情報集配支援士を組織化する場合の人・物・仕組みの課題について述べよう。人としては、自治体や住民との連携まで目配りができるリーダーを地域ごとに養成しなければならない。地域防災のエンジンの役割を担う。物としては、情報収集の迅速化と効率化や、情報の共有化と可視化、

情報提供手段の多重化⁽⁹⁾のためにGIS基盤地図情報の整備やICT (Information and Communications Technology) の活用が不可欠である。仕組みとしては、まず震災情報集配支援士の資格化にあたってのカリキュラムづくりがある。次に組織化にあたっては、震災時の支援業務の内容を明確にした上で、被害想定や地域危険度を考慮に入れた対策マニュアルと体制の整備や、体系的研修・災害図上訓練 (Disaster Imagination Game)⁽²¹⁾・模擬訓練の継続的な実施が必要となる。

5. おわりに

本研究では、まず、調査士が備えをしておかなければならない東海・南海地震の被害予測の概略について紹介した。次に、備えの一例として建物の減失調査を取り上げ、減失調査の前段で実施される概況調査の大部分が平時にGISを用いて準備できることを指摘し、GISデータ整備の課題について考察した。さらに、震災時の業務を改善するために用いるGISと人的な支援とを組み合わせることにより、震災情報処理の分野を調査士の守備範囲にできることを指摘した。このような取り組みをより積極的に推進するために、震災情報の収集・処理・提供を専門的に扱うボランティア資格の創設と資格者の地域ごとの組織化を提案し、その意義と課題について述べた。

新潟県中越地震では、産官学の協力体制により地震復旧・復興GISプロジェクトが立ち上がった。また、防災情報ボランティアを組織している企業もある。他資格では、技術士が地震防災マネジメントの一環として技術者は何をすべきかを議論している。いずれも専門家間で問題意識が共有され、震災対策が進められている点に注目すべきである。東海・南海地震は必ず再来する。私達、調査士に求められるのは、一歩前に踏み出す意欲と勇気ではなからうか。

補 注

(1) 東南海、南海地震による顕著な被害が想定される地域である。

(2) 本論文では東海・南海地震だけを取り上げたが、発生危険度が高く、大きな被害が予想される地震として、根室沖、宮城県沖、三陸沖南部、首都圏直下地震などがある。被害が予想される地域では、それ

ぞれの被害想定を考慮に入れた対策や体制の整備が求められる。

(3) 防災基本計画²²⁾には、企業が災害時においても業務を継続できるように事業継続計画(BCP)を策定すると明記された。復旧・復興期に大きな役割を期待される調査士も専門職としてのBCPを策定すべきである。

(4) スマトラ沖地震津波の教訓が防災基本計画に反映された。また、島田弦²³⁾は津波被害による土地問題を調査し、土地の境界確定の進捗度合いによって復興の地域差が生じたことや、国際協力機構を通じて土地台帳保存の協力が行われたこと、日本弁護士連合会が裁判外紛争処理に関する技術協力の実施について検討していることなどを報告している。著者の知る限りでは、調査士による同地震についての調査報告はない。

(5) この論文は建物の滅失調査についてまったく言及していない。

(6) 安否情報の扱いには課題が多い²⁴⁾。

(7) 北海道南西沖地震の被災地である奥尻町は個人ボランティアの受け入れを断って、組織もしくは専門性のあるボランティアのみを受け入れた²⁵⁾。後者は即戦力である。

(8) 登録制を採用している応急危険度判定士よりも組織的な対応が可能となろう。また、制度化が検討されているGIS防災情報ボランティアよりも地元に着したきめ細かい対応が可能であろう。

(9) 「市民が使用できる情報システムを発案する」²⁴⁾という視点もきわめて重要である。被災地では住民が必要とする情報が必ずしも十分にいきわたっていなかったという報告がある²⁴⁾、²⁵⁾。従来からある情報伝達手段に加え、地上デジタル放送や携帯端末を利用してオンデマンドで震災情報を取得できるシステムの構築も急がれる。GISはこの用途にも活用できる。

謝 辞

社団法人 兵庫県公共嘱託登記土地家屋調査士協会には図の転載を了承していただいた。記して謝意を表します。

参考文献

- 1) 中央防災会議事務局：「東南海、南海地震等に関する専門調査会」(第10回) 東南海、南海地震の被害想定について，2003.
- 2) 中央防災会議事務局：「東南海、南海地震等に関する専門調査会」(第14回) 東南海、南海地震の被害想定について，2003.
- 3) 林晴男：いのちを守る地震防災学，岩波書店，2章，2003.
- 4) 京都大学防災研究所編：地震災害論，山海堂，第2章，2003.
- 5) 内閣府：阪神・淡路大震災教訓情報資料集，1999，<http://www.bousai.go.jp/linfo/kyoukun/hanshin_awaji/data/index.html>.
- 6) 社団法人 兵庫県公共嘱託登記土地家屋調査士協会：阪神・淡路大震災による倒壊・焼失建物の滅失調査作業報告書，1997.
- 7) 消防庁：阪神・淡路大震災について(確定報)，2006.
- 8) 内閣府：H21.4.1 現在 東南海・南海地震防災対策推進地域(市町村一覧)．
- 9) 日本土地家屋調査士会連合会：災害からの都市再生－阪神・淡路の震災復興に学ぶ，土地家屋調査士，No.608，pp.42～43，2007.
- 10) 日本土地家屋調査士会連合会：地震対策における提言 静岡県土地家屋調査士会の取り組み，土地家屋調査士，No.620，pp.34～39，2008.
- 11) 災害復興まちづくり支援機構：「災害復興まちづくり支援機構」創立記念誌，2005.
- 12) 地震災害応急対応マニュアルのあり方等に関する研究会：地震災害応急対応マニュアルのあり方等に関する研究会報告書，2003.
- 13) 財団法人 日本建築防災協会：震災建築物等の被災度判定基準および復旧技術指針，1991.
- 14) 内閣府：災害に係る住家の被害認定基準運用指針，2001.
- 15) 清水英範：都市再生街区基本調査の意義とその成果の利活用に思う，国土調査，No.128，pp.4～8，2006.
- 16) 佐々木光明，角本繁，東原紘道：自治体の危

- 17) 林晴男：防災 GIS の 2nd Decade に向けて，2004.
- 18) 総務省：統合型 GIS 推進指針，2008.
- 19) 牧紀男，林晴男：建築基準法の被害防止抑止効果 すまいの被害対応，地域安全学会論文集，No.2，2000.
- 20) 牧紀男，堀江啓，林晴男，田中聡：阪神・淡路大震災における建物被害調査結果の分析，

- 21) 梶秀樹, 塚越功編著:都市防災学, 学芸出版社, 6章, 2007.
- 22) 中央防災会議:防災基本計画, 2008.
- 23) 名古屋大学環境学研究科:名古屋大学環境学研究科 2004年スマトラ地震調査報告Ⅱ, 2006.
- 24) 神戸市広報課編著:防災都市・神戸の情報網整備, ぎょうせい, 1996.
- 25) 吉井博明:都市防災, 講談社現代新書, 1996.

(原稿受付 2009年6月10日)

(原稿受付 2009年6月10日)

土地家屋調査士 2010.3月号 No.638 43

広報最前線

栃 木

「はじめに」

「栃木」といえば、まずは世界の日光、世界遺産に登録された日光東照宮を含む二社一寺。鬼怒川・川治、那須・塩原の温泉郷。食べ物では連続年間生産量の日本一を誇るいちご「とちおとめ」、そして、宇都宮の「ギョウザ」と連想される方が多いと思います。また、交通の便も南北に縦断している東北自動車道に対して、一昨年開通した北関東自動車道で東側隣県の茨城県の常磐自動車道へ、来年は西側隣県の群馬県の関越自動車道の高崎JCTまで北関東自動車道が繋がり、四方向からの高速道路による往来ができるようになります。今後は広報活動についても、隣県との連携を図りながら行うことも考えられます。ここで、今までの広報活動の一端をご紹介します。

「無料相談会」

4月1日の「表示登記の日」と10月1日の「法の日」に併せて無料登記相談会を開催しています。まず、「表示登記の日」の無料相談会ですが、これは各支部単位で会場設定から相談まで対応して行うものと、4月1日～7日までの一週間、各会員の個人の事務所にて無料相談を受け付けるものを実施しています。これらの告知は、本会が一括して

新聞2紙に広告掲載と各市町発行の広報誌などを通して行っています。相談件数は各支部で多少違いはありますが、地域住民の法生活に寄与しています。なお、一部の市町のみですが、役所で毎月行っている無料法律相談の表示登記に関する相談業務を役所から依頼を受け実施している支部もあります。

次に「法の日」の無料相談会は、本県三士会（土地家屋調査士、司法書士、行政書士）の合同で県内に4会場を設けて実施しております。三士が一堂に会して行う相談会ですし、予約不要でデパートや道の駅など人出の見込まれる一角を借用し開催しますので、各会場とも多くの相談者が訪れています。また、この「法の日・無料相談会」に併せて、本会会長が地元ラジオ局にて1回5分間程で月～金曜日の5日間にわたり、アナウンサーとの対談形式による表示登記制度や土地家屋調査士業務などを紹介する放送を行っています。このように本会では、各種の無料相談会を通じて社会貢献と土地家屋調査士のPR活動に取り組んでいます。

「会報誌とホームページ」

また、「会報とちぎ」という会報誌を発行しております。現在まで161号。かつては年4回の発行であったため、かれこれ発行開始



会報とちぎ

から40年はたったのでしょうか。その内容は各支部の紹介、活動報告、会員の声から最近の動向まで仕事の合間に気軽に読める小冊子として親しまれています。その一部は官公署にも配布され、日々の土地家屋調査士を知ってもらう一躍も担っております。栃木会では写真コンクール、ハイキング、ゴルフ大会など年間多くの行事を行っており、その活動を紹介することで会員間の親睦が図られ、また参加を促す機会ともなっております。そんな会報誌ですが、現在では諸事情から発行回数が年2回となってしまう、リアルタイムな情報を提供するという観点からはいささか疑問が残ります。そんなときは「栃木県土地家屋調査士会のホームページ」が活躍します。大きく区分しますと誰でも閲覧できるページと会員がパスワードを入力し、ログインすることで閲覧

できる会員用ページに分けられます。前者のページでは、一般の方が対象であるため、各支部の紹介、また、所属会員の名簿などが載っています。もちろん土地家屋調査士とは…から始まります。一方、会員専用ページでは会からの連絡事項はもちろん、行われた会議の議事録なども毎回公表され、現在どのような議論がされているのかが透明且つ迅速に反映されます。オンライン化に即したサポート情報も充実しており、会員にとっては頼りになる「情報板」となっているのではないのでしょうか。

「PR活動」

土地家屋調査士を対外的にPR

することは、以前から様々な活動が行われ一定の効果をあげてまいりましたが、近年では登記申請啓発活動として2通の「お知らせ」を作成いたしました。一つは「建築確認を受けられた方へ」と題し、新築、増築工事終了時に建物表題部(変更)登記を促す案内を確認済証とともに配布していただくものです。そしてもう一つは「農地転用許可を受けられた方へ」であり、転用終了時に地目変更登記を促すものとして農業委員会事務局に許可書とともに配布いただくものです。また、業務の案内を記した封筒を作成し、各市町の窓口に置くという試みも、現在10市町からの協力もあり、好評を博しています。いずれの試みも少なからず登

記行政に寄与できるものと自負しておりますし、何より「土地家屋調査士」の存在意義を広めることにもなるのではないのでしょうか。

「広報グッズ」

また、いくつかのPRグッズを作製しました。土地家屋調査士マーク入りワッペン、マラソン大会ユニホーム等です。マーク入りワッペンは、安全ピンで作業服などに簡単に付けられるようになっており、現場立会等で会員に付けていただき、土地家屋調査士という名前をPRするために作製しました。これは、会員一人当たり2個を無料で配布しました。マラソン大会ユニホームは、マラソン愛

お知らせ

建築確認を受けられた方へ

建物新築、増築又は取り壊しをされた方は、それぞれ、建物表題登記、変更更正登記、滅失登記を法務局へ申請することが義務づけられております。これらの登記は、その建物についてのあなたの権利を保全するために必要なことです。その際には、当該確認済証が必要となりますので、大切に保管しておいてください。

※ ご注意 建築確認済証の交付を受けて工事が完成し、市町から固定資産課税の通知を受けられましても法務局へ登記の手続きをしないと、いつまでも上記の建物の登記は行われません。

不動産登記法

新築した建物又は区分建物以外の表題登記がない建物の所有権を取得した者は、その所有権の取得の日から1月以内に、当該登記事項に関する変更の登記を申請しなければならない。(第27条第1項)

建物表題登記事項について変更があったときは、表題部所有者又は所有権の登記名義人は、当該変更があった日から1月以内に、当該登記事項に関する変更の登記を申請しなければならない。(第31条第1項)

建物が滅失したときは、表題部所有者又は所有権の登記名義人は、その滅失の日から1月以内に、当該建物の滅失の登記を申請しなければならない。(第37条)

宇都宮地方法務局
栃木県土地家屋調査士会

建築確認を受けられた方へ

お知らせ

転用許可を受けられた方へ

農地転用許可を受けて、農地を農地以外の地目に転用しましたら、不動産登記法の定めるところにより、地目変更の登記を法務局へ申請しなければならないことになっております。この転用許可証は、転用が完了し地目変更の登記をする際、登記所に提出する書類に添付することになりますので、大切に保管しておいてください。

※ 転用許可を受けても法務局へ上述の地目変更登記をしないと、登記簿の地目はいつまでも農地のままですので、完了後は速やかに地目変更の登記手続きをしてください。

・【売買の場合】地主の方が許可書原本を保管し、転用完了後地主の方が地目変更登記を申請してください。

・【売買の場合】売主の方が許可書の写しを保管し、買主の方が許可書原本を保管してください。登記簿の地目変更登記申請は、転用完了後買主(所有権移転登記を受ける場合)の方がすることになります。

不動産登記法

農地又は地籍について変更があった時は、表題部所有者又は所有権の登記名義人は、その変更があった日から1月以内に、当該地目又は地籍に関する変更の登記を申請しなければならない。(第37条第1項)

宇都宮地方法務局
栃木県土地家屋調査士会

転用許可を受けられた方へ



マーク入りワッペン



県内マラソン大会



熱気球世界大会

好家の会員が、各自大会に参加する時に、土地家屋調査士のネーム入りユニホームで走り、その名をPRするという事で作製しました。これは、年一回以上マラソン大会に参加する会員に、無料でユニホームを提供しています。県内の大会はもちろんですが、遠くはホノルルマラソン、最近では東京マラソンなどにユニホームを着て出場しています。

また、グッズではありませんが、県内で開催された熱気球世界大会で、競技の計測班としてボランティアで参加しました。熱気球から地上に設置されたターゲットに砂袋をどれだけ近くに落とすこと

ができるか、落とした砂袋とターゲットの距離と方向をトランシットで計測するという役割で、土地家屋調査士の技術と名前をPRすることができました

「今後の広報活動」

昨年度から計画していました県内の県立工業高校での出前講座が、今年3月中旬に実施されることになりました。建築科、土木科の2年生を対象に土地家屋調査士の社会的役割を中心とした講義をし、高校生のときに土地家屋調査士という資格について知ってもらい、将来の仕事の選択肢のひとつ

になればと思っています。また、これを足掛かりに県内の工業高校を対象に授業のカリキュラムに入れていただき、継続できればと考えています。

今年は、土地家屋調査士制度制定60周年です。大きな節目となることはいうまでもありません。聞き慣れない職業から身近な、そして頼りになる有資格者としての存在を示したいものです。

栃木県土地家屋調査士会広報部

担当副会長 加藤 欽一
部長 小町 澄男
次長 根本 英俊
理事 杉山 茂

山梨県土地家屋調査士会事務局

JR 東京駅から中央線午前8:00頃のあずさ号に乗って90分、降り立つところ、心地よい風がほほをなでる、山梨県の中心、甲府市です。見上げれば、東に霊峰富士をいただき、北に八ヶ岳連峰、右手にはアルプス山脈、更に延びて遠方に身延山と、県境を山の峰々とする山並に囲まれた地、平野【盆地】ここが、山梨県。

古くは、ブドウの郷とし、また、戦国最強の武将と謳われる、武田信玄入道晴信公(号、機山)旗印は孫子、ご存知、風林火山(人の心操る)、しかし、国造りにも甲州法度の制定、治水事業(信玄堤)等まれな才を発揮。行政、統治能力は、今でも私たちの手本として知られております。

現在では、勝沼のブドウの郷、ワイン生産も皆さんの知る所と推察いたしますが、モモ、なし、柿、更には、さくらんぼ、いちご、これらの果実でも日本有数の産地です。知っていましたか？

霊峰富士の麓には、観光地で知られる河口湖をはじめとする、富士五湖がございます。八ヶ岳の下には、避暑地でもある清里高原が(清泉寮のソフトクリームが人気)。

甲府市内にあっては、昇仙峡と称し、各地から渓谷美を求め、たくさんの方々が訪れています。

又、身延山久遠寺は、日蓮宗総本山として知られ、我が山梨会会長は、ここの門前町に育ち、現在も身延町での活躍です。

でかい顔に、でかい声、一言でいえばダンプのおじさんカーン？

まさに、平成の金太郎、「藤5」でなくして「市5」かな？(竜巻・カトリナ?)。ちなみに、会長の名前は市川哲郎です…。まさに豪快、口癖は、常に、「教育だアー」と豪語しております。

長い年月の流れに、自然も様々な風景を見せながら、その中に、人々の生活が営まれ、多くの歴史を積み重ねてきました。我が郷里山梨県。これら先人の資産を、いかにして先へ引継ぎ、更なる街作りに活かすことができるかを日々模索、研究し、多くの事柄に対峙している土地家屋調査士の皆様、もっと言えば様々な工夫を加え、教を施しながら、全く教科書には載っていない本物の歴史に触れつつ、地域の歩みを肌で感じ、学び、わが故郷の誇りを胸に、

日夜行動の連続に頭の下がる思いです。

今は、更なる前進を図るため、21年度末には、ADRセンターを立ち上げ、益々精度の高い仕事を求めている姿を…それが有効に機能し実績を残しているかどうか…と理解していると、公言してはばからず…(誰?)。

まさに、今までの実績に裏打ちされた戦士ばかり。頼もしいかぎりです。

我が山梨会事務局は、この様な素晴らしい方々に支えられ、運営されております。



会館

山梨県会員数は142名(平成22年2月1日現在)在籍しており、調査士会館は、以前は甲府地方法務局の目の前という好立地に位置していましたが、甲府駅周辺土地区画整理事業のエリアに該当することから、平成14年に、現在の場所に延べ床面積約200 m²、敷地約360 m²、駐車場約22台を有し建設され、事務局長1名、職員1名で対応しております。

その際、山梨県公共嘱託登記土地家屋調査士協会と合同の事務所となり、事務局長は本会・公嘱協会を兼務し、両会の意思疎通もスムーズになり、さらに会員の皆様の便宜とサポートが充実されるように努力しているところです。

報連相・精神はよくいわれる言葉ですが、このことにプラス青空の気分を加えて、我が事務局は、会員の皆様が、いかに気持ちのいい気分で働いていただけるか、来会の際には、前者の如く送り出せるか。全員がこのことを重要な事柄と心し、日々精進しております。(言いすぎですか?) (事務局長 川寄)



事務局長執務様子



職員

山梨県土地家屋調査士会連絡先

〒400-0043

山梨県甲府市国母八丁目13番30号

TEL : 055-228-1311 FAX : 055-228-1312

URL : <http://yamanashi-chosashi.or.jp>

MAIL : honkai@yamanashi-chosashi.or.jp

鹿児島県土地家屋調査士会事務局

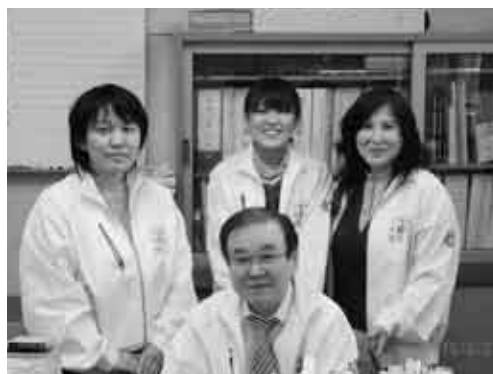
はじめに鹿児島の紹介をいたします。鹿児島県は九州の南に位置し、その面積は9188平方キロメートルで全国第10位であります。太平洋と東シナ海に囲まれ、県本土と最南端の「与論島」とは南北約600キロメートルに及んでおります。よって、気候は温帯から亜熱帯に至り、平均気温が高く、温暖な気候に恵まれております。有人島数は28島(H18.4月現在)で22の市町村があり、県内離島全体の人口は182,602人(H17年国勢調査)であります。国の特別天然記念物の“アマミノクロウサギ”が生息する「奄美大島」、日本で初めて世界自然遺産に登録された「屋久島」、昨年、皆既日食で有名になりました“トカラ列島”も鹿児島県内の島々であります。「指宿」、「霧島」をはじめ、県内各地に多くの温泉源があります。また、豊富な農林水産物を産出し、特に「かごしま黒豚」「鹿児島黒牛」「芋焼酎」は、今や鹿児島ブランドとして全国的に有名であります。

県人口は171万987人、世帯数は73万9418世帯(H22.1.1現在)であり、平成の市町村合併により96市町村が、現在では45市町村となりました。鹿児島会会員数302名(平成22年1月1日現在)、9支部であり、法人会員はありません。事務局は、鹿児島市のやや南西部で、鹿児島地方法務局に隣接し、鹿児島県庁にも徒歩5分のいわゆる官庁街の一角にあります。建物は3階建て、その3階部分に土地家屋調査士会、司法書士会の事務局があります。1階部分には公嘱協会の事務局、境界問題相談センターかごしまの相談室があり、また、本会事務局隣りの会議室(司法書士会と共有)は、県会執行部の会議等で利用しております。

事務局は、職員4名のスペースとしてはやや狭い空間ですが、山口事務局長と3人の女性職員が事務、会員の対応にと頑張っております。

では、事務局職員の紹介をいたします。

	一口コメント
山口 純久	仕事は的確、1対3の劣勢にもめげず、いつも明るく・穏やかで一杯やりながらの演歌・フォークソング大好き人間です。
上野 純子	仕事は緻密、甘いもの・美味しい物好きで自然を楽しみながらの山歩き大好き人間です。
桐原 智代	仕事は迅速、釣り(イカ)はマイペース、瓶ビールを小グラスでグビッと飲むの大好きなこだわり人間です。
檜物友佳理	仕事に夢中、たま〜に工作中に夢中な、恋に恋する韓国好きうら若き乙女で〜す。



事務局職員



司調センター外観

土地家
屋
調査士

土地家
屋
調査士

ロゴマーク

鹿児島県土地家屋調査士会連絡先

〒890-0064

鹿児島県鹿児島市鴨池新町1番3号 司調センタービル3階

TEL : 099-257-2833 FAX : 099-256-4337

URL : <http://www.kagoshima-chosashi.com>

MAIL : kachosa@orange.ocn.ne.jp

会長 レポート

1月16日～2月15日

Report

1月16日

民主党大会

民主党・党大会が東京・日比谷公会堂で開催され、招待いただき志野副会長、瀬口専務、西本名誉会長、待野全調政連会長ほかの皆さんと出席。政権与党となって初めての党大会とあって、警備体制も厳しかったが、会場は超満員で鳩山総理、小沢幹事長、輿石東参議院議員会長他の皆さんの党務報告等を熱心に聞き入っておられた。前田武志会長はじめ土地家屋調査士制度推進議員連盟の先生方と挨拶をさせていただいた。

17日

阪神・淡路大震災から15年

今日は1995年に発生した阪神・淡路大震災から満15年となる日。6400余名の尊い命が奪われ、20万棟を優に超える家屋が全半壊・全半焼という文字通り未曾有の大災害だったが、地元の土地家屋調査士会の皆さんがそうであったように、私自身にとっても発災以来今日まで被災地の復興支援活動に携わってきたこともあって、ある種の感慨を覚える日でもあった。朝からJR鷹取駅まで行って、かつて足繁く通った大国公園の周辺を歩いたのをスタートに長田から三宮、東灘、芦屋と、震災後の境界問題や、被災マンション再建のお手伝いをさせていただいた現場を回った。15年経って、駅前はずいぶん文化都市復活の形を整えてはいるが、裏路地に入るとまだまだ空地も多く、仮設コンテナハウスがいまだに使われているのを目の当たりにし、改めて大災害が人々の生活に落した影の長さを感じた1日だった。途中の三宮・東遊園(献灯会場)では20年ほど前に東ヨーロッパの土地問題調査団のメンバーとしてご一緒させていただいた前NHK副会長の永井多恵子さん、建築家でNPO法人・住環境ネット理事長の永井達也さんご夫妻に偶然お会いした。前夜から神戸市内で開催されているメモリアルイベントに出席されていたとのこと。いろんな分野の方々がそれぞれの想いを胸に被災地を歩いた1日だった。

18日

日司連・新年賀詞交歓会

連合会で会務打合せの後、夕刻から日本司法書士会連合会(細田長司会長)と関係団体が都内のホテルで開催の新年賀詞交歓会にお招きいただき出席。千葉景子法務大臣ほか法務省の政務三役はじめ、政界・官界・法曹界等から大勢の来賓が出席され、盛会裏に開催された。

19日

東京土地家屋調査士会新春交礼会

日本不動産鑑定協会新年賀詞交換会

午後、東京ドームホテルで開催の東京土地家屋調査士会(竹内八十二会長)、東京公嘱協会(鷲尾賢司理事長)、東京土地家屋調査士政治連盟(市川新太郎会長)の共催による新春交礼会に出席し、新年のあいさつをさせていただいた。

夕刻からは友好団体である社団法人日本不動産鑑定協会(神戸富吉会長)の新年賀詞交換会が白金台の八芳園で開催され招待をいただき出席。乾杯のあいさつをさせていただいた中で、阪神・淡路大震災で両団体がともに復興支援にあたってきた経験を例に、揺れ動く社会環境の中で、市民社会の安心と国家公共の諸施策の円滑な運用のため、両業界が一層の協調関係を深めたい旨のお話しさせていただいた。横須賀博政治連盟会長ほかの皆さんとも懇談させていただいた。

20日

日本加除出版社社長ほか来訪

日本加除出版社の尾中社長の来訪を受ける。新年のあいさつにお見えいただいたが同出版社は近年土地家屋調査士の業務関連図書を数多く手掛けておられることから、土地家屋調査士の業務環境や関連する法改正と業務への影響等についても意見交換させていただいた。

22日

境界問題相談センターながさき開設記念式典

全国第40番目の土地家屋調査士会ADRが長崎で設立され、この日市内のホテルで記念行事が開催された。白鷗大学専任講師・和田直人先生と私は基

調講演を依頼されたが、私からは国づくり・まちづくり・市民生活のそれぞれと土地の境界について1時間ほどお話をさせていただいた。記念式典は相沢治典会長の式辞に続き全面的な協力体制をとっていただいた長崎県弁護士会の原章夫会長、大原安雄・長崎地方法務局長、長崎県総務部長(知事代理)の山口祥義氏他各界からの来賓のあいさつがあったが、同センターが県下に数多くある離島に配慮した相談体制を構築されていること等を高く評価されていた。長崎センターの開設で九州ブロック内のセンター未設置会は大分を残すのみとなった。

23日

近畿ブロック協議会新人研修会に講師出講

長崎からの午前便で伊丹に到着後、大阪湾岸のコスモスクエア・国際交流センターで開催中の近畿ブロック新人研修会会場へ。土地家屋調査士制度の現状と展望について一時間余りお話をさせていただいた。夕刻からの懇親会にも出席させていただき、近畿各地から参加の新人調査士の皆さんとお話をさせていただいた。

24日

学術顧問懇談会

日調連の学術顧問のうち関西在住の先生方との懇談会を京都で開催。京都大学大学院・土井真一教授、名城大学・安本典夫教授、京都産業大学大学院・村田博史教授にご出席いただき、志野副会長、瀬口専務理事、山田・藤木の両常任理事と共に、先ごろ日調連研究所から刊行した「土地家屋調査士の業務と制度」の執筆・監修、土地家屋調査士(ADR)特別研修の講師等としてご尽力いただいている先生方にお礼を申し上げるとともに、引き続きのご支援方をお願いさせていただいた。

26日

山内和夫氏の受章を祝う会

旭川土地家屋調査士会の山内和夫・元会長が昨年秋の叙勲に際し全測連副会長等としての測量業界発展への貢献・功労と土地家屋調査士としての国家への貢献・功労により、旭日小綬章の受章の栄に浴された。日調連と全測連は一昨年末に業務に

関する基本合意書を締結し、関連業界としての新たな時代に入ったところであるが、山内先生は両業界に基盤があることから準備段階からご尽力をいただいた方。この日猛吹雪の中を新千歳空港からの特急スーパーカムイに乗って旭川に到着。祝賀会場には全測連・尾野安次会長はじめ測量設計業界の重鎮、西川将人・旭川市長はじめ多くのご来賓の出席を得て盛大に開催された。私からは祝辞の中で特に両業界の融和にご貢献いただいたことを紹介。地元の上川郡鷹栖町会議員として活躍いただいている元旭川土地家屋調査士会長の植西辰義氏も元気な姿を見せていただいていた。

28日

社団法人日本国土調査測量協会 新年祝賀会

地籍調査業務を行っている業界団体である日本国土調査測量協会(藤井裕久会長)の新年祝賀会が都内のホテルで開催され瀬口専務とともに出席。来賓あいさつに立たれた元国交省・土地水資源局国土調査課長で日調連研究所刊行の「土地家屋調査士の業務と制度」にもご執筆頂いている鯨島信行・社団法人農業土木事業協会専務理事は「これからの地籍調査事業は土地家屋調査士の専門性も大いに活用することで促進を図るべき」と述べられ、地籍調査の分野に土地家屋調査士が根付いてきつつあることを体感するとともに感激した。

29日

大阪会研修会

午後から大阪市内の会議場で所属する大阪土地家屋調査士会の会員研修会が開催され出席。この日の講師には連合会の瀬口潤二専務理事が要請を受け、土地家屋調査士倫理について、要点を分かりやすく解説いただいた。瀬口専務の講演の後、オンライン申請や報酬額をめぐる諸問題などをテーマに会員によるパネルディスカッションがあったが、本音トークというだけあってかなり刺激的なやり取りがあったが、勉強させていただいた。

31日

谷口隆義・前議員の新年会

前政権下で財務副大臣・総務副大臣を務められた

谷口隆義・前衆議院議員は公認会計士でもあることから随分前からご厚誼いただいている。この日は後援会総会を兼ねた新年会が地元大阪・十三で開催され出席。

2月

近畿ブロック協議会各会正副会長会議

JR奈良駅に隣接するホテル日航奈良で近畿ブロック協議会(中村秀紀会長)の各会正副会長会議が開催されたが、近畿ブロックが進めている大学寄付講座に関する協議や認定調査士活用支援のための研修、中村ブロック会長が座長を務めていただいている日調連役員選任規程の見直しに関する報告等の当日のプログラムの後に、連合会長からの報告の時間を設けていただいた。「調査士を取り巻く諸情勢について(60周年を迎えるにあたり)」と題して約1時間講演。土地家屋調査士の報酬に関する現下の課題や一昨年に土地家屋調査士法人に関する連合会長見解に続いて昨年末に公共嘱託登記土地家屋調査士協会に関する会長見解を発出した経緯や、その目的等、ブロック内の幹部役員の皆さんに調査士の制度や業務環境について連合会の会務報告を兼ねてお話しすることで、単位会の会務運営に役立てていただきたいと願ってお話しさせていただいた。

3日

埼玉会会員研修会

埼玉土地家屋調査士会(宮田精一会長)の依頼を受け、同会の会員研修会にお邪魔して講演させていただいた。研修会では同会高柳淳之介・業務部長による「土地家屋調査士と個人情報保護法」と題する1時間の講演の後、私から「制度誕生60周年更なる飛翔へ」と題して1時間40分お話をさせていただいた。これからの土地家屋調査士像を描こうとするとき、これまでの60年の歩みを今一度振り返って、その時々の中核や課題をどのように克服したのかに学ぶこと、表示に関する登記制度、土地家屋調査士制度ともに、会員がそれぞれの立場・持ち場で役割分担しながら、プラス思考で前向きに考え、まじめに努力することが確かな将来を作る基盤ではないかと、訴えさせていただいた。

4日

第11回常任理事会

早朝から一日開催の常任理事会。土地家屋調査士倫理規程を連合会則に位置付ける旨の会則改正案を総会に付議すること、国土調査事業の新しい取り組みとなる「官民境界基本調査」に積極的に取り組むためプロジェクトチームを立ち上げること、土地家屋調査士業務及び業務報酬に関する調査研究の推進等々、多くの議題が上程され審議・協議した。

5日

土地家屋調査士特別研修スタート

第5回目となるADR手続代理関係業務認定土地家屋調査士資格取得のための土地家屋調査士特別研修が各地で開催されている。日弁連法務研究財団と山野目章夫学術顧問はじめ多くの学者・研究者のみなさんの全面的なご協力をいただいて実施しているが、この日から3日間は基礎研修である。連合会役員の皆さんには、なるべく近くの会場に出向いてお世話役の役員の皆さんにお礼を申し上げるとともに受講者の皆さんを激励いただくようお願いしている。私も神戸の裁判所前にある兵庫県土地家屋調査士会館と大阪市内の大阪土地家屋調査士会館にお邪魔して会場の設えや研修の実際を視察させていただいた。

6日

民主党奈良県連大会

民主党・土地家屋調査士制度推進議員連盟の前田武志会長、法務大臣政務官の中村哲治・衆議院議員、馬淵澄夫・国交副大臣、滝実衆議院法務委員長等、土地家屋調査士にも関係の深い議員先生方が多く所属する同党の奈良県連大会が奈良市内のホテルで開催され参席。

7日

愛知会館・岐阜会館へ

土地家屋調査士特別研修・基礎研修の第3日目となる当日、名古屋市内の愛知県土地家屋調査士会館、JR岐阜駅近くの岐阜県土地家屋調査士会館にお伺いし、受講生を激励するとともに、お世話いただいている役員諸氏にお礼を申し上げた。

1月

19日

筆界特定制度と土地家屋調査士ADRとの連携に関する検討会(第1回)

19～20日

第7回研修部会

＜協議事項＞

- 1 平成22年度研修部事業計画(案)及び同予算(案)について
- 2 土地境界基本実務叢書を用いた研修会について
- 3 CPD管理システム及びブロック担当者会同の対応について
- 4 土地家屋調査士専門職能継続学習制度について
- 5 研修体系について

20～21日

第4回財務部会

＜協議事項＞

- 1 平成21年度予算の執行について
- 2 平成22年度一般会計予算(案)及び特別会計予算(案)について
- 3 特定認証局特別会計及び制度基盤整備特別会計の閉鎖並びに、これらに伴う日本土地家屋調査士会連合会特定認証局規則の一部改正(案)及び日本土地家屋調査士会連合会特別会計規程の一部改正(案)等について
- 4 連合会の税務調査報告書及び各土地家屋調査士会の収益事業の調査について
- 5 平成21年団体定期保険の必要経費について
- 6 第7回国際地籍シンポジウム(台湾)・海外研修旅行について

25～26日

第2回研究所会議

＜協議事項＞

- 1 表示登記制度及び土地家屋調査士制度に関する様々な研究課題の中間報告について
- 2 研究所全体研究テーマについて

26日

第7回総務部会

＜協議事項＞

- 1 平成21年度第2回全国ブロック協議会長会同の運営等について
- 2 関係法令、会則、諸規程等の検討・整備について
- 3 土地家屋調査士制度制定60周年記念事業について

26日

第5回業務部会

＜協議事項＞

- 1 オンライン登記申請における不動産登記令第13条の取扱いの提案について
- 2 業務部において実施したアンケートについて
- 3 平成22年度業務部関係事業計画(案)について

27～28日

第3回広報部会

＜協議事項＞

- 1 平成22年度広報部事業について
- 2 制度広報に関する事項について
- 3 会報に関する事項について
- 4 人材育成に関する教育機関等との連携に関する事項について

29日

第3回筆界特定制度対応PT会議

＜協議事項＞

- 1 事例研究解説DVDの作成について

2月

2日

第10回広報部編集会議(電子会議)

＜協議事項＞

- 1 会報について

4日

第4回土地家屋調査士制度制定60周年記念事業準備委員会

＜協議事項＞

- 1 「地籍シンポジウム in Tokyo」、「平成22年新春交礼会」及び「平成21年度第2回全国会長会議」の総括について
- 2 60周年記念事業における各事業の企画案について

4日

第11回常任理事会

＜協議事項＞

- 1 土地家屋調査士制度制定60周年記念式典における連合会顕彰について
- 2 平成21年度第2回全国ブロック協議会長会同の対応について
- 3 日本土地家屋調査士会連合会特定認証局電子証明書(ICカード)プロフィールの変更について
- 4 オンライン申請関連ツールのMicrosoft Windows7への対応について
- 5 日本土地家屋調査士会連合会データセンター規則(案)及び日本土地家屋調査士会連合会技術センター規則(案)並びに日本土地家屋調査士会連合会データセンター運営要領(案)について

- 6 土地家屋調査士業務及び業務報酬に関する調査及び研究について
- 7 特定認証局特別会計及び制度基盤整備特別会計の廃止並びにこれらに伴う日本土地家屋調査士会連合会特定認証局規則及び日本土地家屋調査士会連合会特別会計規程の一部改正(案)について
- 8 平成22年度事業方針大綱(案)、同各部事業計画(案)及び同一般会計収入支出予算(案)について
- 9 連合会各種会議の予定(平成21年2月～6月)について

9日

第5回社会事業部会

<協議事項>

- 1 平成21年度社会事業部事業における今後の対応等について
- 2 平成22年度社会事業部事業計画(案)及び同予算(案)について

10日

第3回調測要領委員会

<協議事項>

- 1 「調査・測量実施要領」追録第3号(案)について

第4回特別研修運営委員会

<協議事項>

- 1 第5回土地家屋調査士特別研修について
- 2 第6回土地家屋調査士特別研修について
- 3 特別研修特別会計の平成21年度決算見込及び平成22年度予算案について

11日

官民境界基本調査PT会議(準備会議)

<協議事項>

- 1 官民境界基本調査プロジェクトチームの組成について
- 2 官民境界基本調査に係る具体的手順の検討について

15日

第5回土地家屋調査士制度制定60周年記念事業準備委員会

<協議事項>

- 1 60周年記念事業における各事業の企画案について

土地家屋調査士名簿の登録関係

登録者は次のとおりです。

平成22年 1月12日付

東京	7576	滝口	督人	東京	7577	五十嵐	一
東京	7578	遠山	重信	東京	7579	大塚	剛司
東京	7580	海老澤	弘	東京	7581	秋山	太
東京	7582	大浦	篤	神奈川	2859	堀川	努
神奈川	2860	後藤	敬	神奈川	2861	坂田	哲造
神奈川	2862	佐浦	秀己	神奈川	2863	吾郷	康志
神奈川	2864	長尾	知樹	神奈川	2865	播磨	誠司
埼玉	2453	中島	晶代	埼玉	2454	上原	武
茨城	1398	富澤	英和	栃木	885	永岡	雅大
栃木	886	五月女	伸介	群馬	992	中山	雅之
静岡	1682	小林	信尋	静岡	1683	中川	信幸
静岡	1684	小林	弘明	長野	2547	寮	喜博
新潟	2159	岩野	弘	大阪	3077	中	広文
大阪	3078	京谷	智弘	大阪	3079	田中	秀典
大阪	3080	古屋	禎孝	大阪	3081	宮崎	亮
大阪	3082	中川	仁	大阪	3083	峰下	研
大阪	3084	芝田	智裕	大阪	3085	坂田	宏志
大阪	3086	竹野	尚弥	大阪	3087	吉岡	英一
京都	813	山本	裕二	奈良	405	中嶋	哲也
和歌山	409	金崎	守哉	愛知	2722	森	公志
愛知	2723	松家	宏志	愛知	2724	杉浦	逸哉
福井	420	酒井	邦夫	鳥取	461	田中	正彦
福岡	2161	池田	直之	福岡	2162	池之上	幸輝
佐賀	532	古賀	俊介	佐賀	533	中溝	健二
大分	804	都留	眞吾	大分	805	中野	宏司
熊本	1161	須頭	健二	沖縄	472	平良	正人
沖縄	473	富村	繁	福島	1444	阿部	高進
福島	1445	加藤	大次郎	福島	1446	高橋	浩二
福島	1447	石川	征義	岩手	1125	中村	允
札幌	1144	野口	将行	香川	687	久保	周司
高知	656	吉村	慶介	愛媛	824	竹内	匡

平成22年 1月20日付

東京	7583	醍醐	秀徳	東京	7584	星野	裕司
神奈川	2866	鯨井	友一郎	神奈川	2867	富塚	雅啓
千葉	2062	高橋	七喜	群馬	993	原田	善暢
静岡	1685	須田	直昭	大阪	3088	高山	英樹
大阪	3089	美馬	冬彦	京都	814	多田	淳也
京都	815	木下	知之	奈良	406	中野	浩之
滋賀	411	佃	裕美	和歌山	410	木村	佳樹
愛知	2725	高橋	宏朋	愛知	2726	成瀬	忠輝

三重	856	鈴木	崇	三重	857	板井	孝雄
広島	1812	石濱	勇樹	鳥取	462	尾崎	誠
福岡	2163	松尾	勝己	福岡	2164	山本	論
福岡	2165	平木	裕一	福岡	2166	有馬	哲
佐賀	534	永野間	健太	佐賀	535	北村	潤一
長崎	761	岩村	太基	大分	806	清松	久志
宮崎	772	山崎	勲一郎	宮城	983	大浦	康宏
秋田	1018	木村	洋平	札幌	1145	岩田	和幸
札幌	1146	佐藤	史典	香川	688	山下	毅

登録取消し者は次のとおりです。

平成21年10月26日付	兵庫	420	土肥	勝美			
平成21年10月28日付	愛知	1147	杉浦	勇夫			
平成21年12月 2日付	静岡	301	小林	磐夫			
平成21年12月 9日付	札幌	749	大場	久歳			
平成21年12月12日付	愛知	1194	井上	進一			
平成21年12月15日付							
東京	6183	立石	孝行	福岡	734	熊谷	要平
平成21年12月30日付	山口	671	上村	栄			
平成22年 1月12日付							
東京	5699	藤井	信義	神奈川	284	清水	孝雄
神奈川	1701	田勢	康司	神奈川	1928	島崎	修
神奈川	2201	宮川	敏正	神奈川	2257	土井	巖
神奈川	2775	本谷	洋美	埼玉	1257	桑原	正道
埼玉	1575	長岡	清	静岡	1253	佐藤	力
長野	1991	坂口	政孝	長野	2107	菅沼	伸梧
大阪	1227	水田	俊一	大阪	1382	阪本	征夫
大阪	2644	溝口	賢二	愛知	1155	大島	守三
広島	1290	河野	健一	福岡	1482	若崎	福久
長崎	407	松尾	和俊	長崎	682	田崎	悦章
宮崎	756	宜野座	さち	沖縄	263	玉城	徹
宮城	214	松浦	正平	秋田	413	工藤	金夫
秋田	963	木村	恒男	青森	330	風晴	保治

平成22年 1月20日付

新潟	2152	森山	真太郎	兵庫	883	山本	脩
愛知	217	鳥嶋	隆	石川	164	保田	祐弘
鹿児島	330	木場田	暁	沖縄	442	大城	清行

山口会

「あー終わった」……そして涙 下関海響マラソンに連続参加して

下関支部 福田 眞一



『会報やまぐち』第104号

高校の頃陸上を始めた、竹刀を持って檄を飛ばす先生、今思えば何が楽しくて走っていたのか分からない、タイムを競い馬車馬のように走っていた。あれから43年が過ぎ61歳になり今何故フルマラソンか？それは3年くらい前のこと知人と(後に海響マラソンの仕掛け人の一人となった人)飲んでいて「下関も活性化をしないといけないと考えているそれには先日あった東京マラソンのように大勢の人を呼べる大会を」と、熱く語っていたがそれがなんと実現に向け本格的に話が進み一昨年第1回下関海響マラソンの開催となったのだ。

走ることを忘れていた心に火が付いてしまった地元開催であり第一回目から走ると決めたのが大会の4ヶ月くらい前「無茶だ、信じ

られん」と家族の反対の声、実を言うと私には高血圧という持病があり約30年間降圧剤を飲み続けている、だが恐れては何も始まらないと挑戦し一昨年は制限時間6時間の4分前になんとかゴール出来た。

その2日後には早速今回に向けて練習を始めた、年間を通して早朝に近くのダムの周囲1.5kmを歩いたり 走ったり たまにはレースに出たり 少しずつ体を作る努力をした。

今回は娘と一緒に走ってくれたお陰で11月というのに当日は気温23度という過酷な条件のなか5時間9分でゴール出来た一人では棄権や収容をされていたに違いないが、KRYテレビの取材や放映もありかなりのプレッシャーの中、娘から「お父さん絶対にゴールせんといけんのやからね」と叱咤激励されながらどうにか走り抜けた。

「あー終わった」とゴール後おもわず大きな声が出た、と同時にひとりで涙がこみ上げてくるのを抑えられないまま、沿道の人々の応援やスタッフの人達の気遣いに感謝の意味を込め深々と一礼した。

我が家では一緒に走った娘(二女)のほかに長男(補助者)と二男、

甥も参加しており全員完走し走った者しか分からない苦しみや感動を共有した、次の日曜日に全員揃い大宴会を行い次回の参加を約束しあった、次回はさらに二女の婿も参加とのこと益々楽しみが増えた。

あと何年走れるか分からないが家族には70才までと言っている。

あと8回走れる。

いや8回しかない。

挑戦だ。

今年の海響マラソンは11月7日(日)に開催予定です。

「自分も走ってみたい!」と興味をお持ちの方は、福田調査士までご連絡を!

事務所

下関市豊浦町大字川棚7100番地11

電話 083-772-2424



ち ょ う さ し 俳 壇

第298回



土の香 水上 陽三

入日の粥に土の香ありにけり
寒風のたてがみ育つ富士東稜
搔卷に無用の用の袖二つ
冬の鴨食はざるものも啄めり
河豚鍋やこれ天然の虎といふ

雑詠 水上 陽三 選

東京 黒沢利久

龍太忌は二月の空の彼方より
弓矢持つ憲法記念日の少女
豆撒くや妻の小声の先に雪
如月の青空に延び大クレールン
銭湯を出ればふたたび冬の町

愛知 清水正明

密やかに薄日纏ひて節分草
碑の五線譜なぞり雪解水
語り部の裸電球冴え返る
芹摘みのひととき水を濁しける
名水に垢離取りまろし路の臺

岐阜 堀越貞有

そこそこに会議切り上げ新年会
掛合ひの三河訛やお万歳
国道より出店連なり初大師
初夢のゆめは夢かも現かも
一切の靈魂塞ぎ山眠る

茨城 島田 操

喜寿越えて新年会に集ふ数
初牛や厨に祀る火伏札
日向ぼこ胡座に沈む児の居心地
筑波嶺をそびらに野点梅祭
豆撒きの声弾ませて子等遠し

福島 加藤捷子

寒の梅空真二つに飛行雲
探すほどに雪に埋もるる六地藏
雪凍つる路をふみしめ葬の列
束の間に氷柱育ちぬ勝手口
外業の手順狂はす寒波来て

埼玉 井上晃一

武蔵野に日影遍し三ヶ目
テレビ鳴り軒の高し春炬燵
焚火より諸掘出して茶飲み友

今月の作品から

堀越貞有

龍太忌は二月の空の彼方より

俳人飯田龍太は、平成十九年二月二十五日、八十六歳の生涯を閉じた。龍太ほどの俳人であるから、いずれこの忌日を龍太忌とし季語に定着することになるであろうが、現在そこに至っていない。したがって、この句の季語は二月の空ということになる。こよなく畏敬する龍太を偲んで仰ぐ西空の果ては、あくまでも彼方であり西方浄土であるとともに龍太出生の地の空でもある。

清水正明

密やかに薄日纏ひて節分草

純然たる写生俳句である。しかし、この状態をしっかりと表現するとともに、作者の主観も「密やかに」という語彙に余すところ無く籠められている。

季語である節分草は、キンポウゲ科の多年草。山麓の木陰などに生え、草丈八乃至十五センチ、長柄の葉は深く裂ける、節分の頃、白い五弁の小花を開くのでその名がある。花弁に見えるのは実は萼で、実際の花卉は退化している。可憐な花である。

堀越貞有

そこそこに会議切り上げ新年会

正月気分が横溢している頃の会議であろう。あるいは新年会が主目的で、会議の方の議題は簡単なものであることが窺える。簡明な表現であると同時に、内容的にも軽い俳句である。初学者に対して大いに勧めたいところであるが、俳句を難しいものだと思ってしまう人にはなかなか作れない俳句である。

島田 操

喜寿越えて新年会に集ふ数

これも新年会の句であるがこの句の言いたいのは、喜寿を越えたいま同業者の参加者の数が年々減っていることを暗に嘆いているのである。

告知板



ブロック新人研修修了者

平成21年度近畿・四国ブロック協議会新人研修の修了者は以下のとおりです。

近畿ブロック協議会(53名)

大阪会(23名)

山本 龍也	生野 義博
生野 義博	青山 隆二
安田 弘	伊与田 義隆
皆川 智昭	久保加奈子
山下 晃平	中 広文
京谷 智弘	中川 仁
峰下 研	芝田 智裕
坂田 宏志	古屋 慎孝
吉岡 英一	竹野 尚弥
高山 英樹	田中 秀典
宮崎 亮	美馬 冬彦
南野 佳奈	

京都府会(7名)

朝稲 敏彦	外海 一平
山岸 一夫	森 理運
弘中 幾男	多田 淳也
木下 知之	

兵庫会(9名)

西川 知樹	山本 裕一郎
福本 敬視	金田 善行
東 陽	中塚 靖佳
福本 登	大石 太郎
吉川 浩史	

奈良会(3名)

西浦 新二	中嶋 哲也
河野 洋	

滋賀会(7名)

堀江 宗徳	山本 規雄
桑原 武志	薬師川 隆
富田 耕次	竹内 貞直
佃 裕美	

和歌山会(4名)

宮本 良	布居 誠
松田 悠	金崎 守哉

(順不同・敬称略)
計53名

四国ブロック協議会(28名)

香川会(8名)

橋本 剛	三好 謙司
森 平太郎	川畑 哲也
佐藤 光成	久保 周司
大上 光一郎	山下 毅

徳島会(11名)

阿部 健	猪尾 昭彦
井原 宏	上田 義行
武岡 康則	出葉 稔
西岡 正	野村 康介
林 賢作	宮崎 和久
山口 貴一郎	

高知会(4名)

横川 浩幸	吉村 慶介
中村 賀津志	掛川 澄人

愛媛会(5名)

久枝 道弘	秋山 純哉
竹内 匡	源田 和史
渡辺 和久	

(順不同・敬称略)
計28名

公共嘱託土地家屋調査士協会制度創設25周年記念事業について

昭和60(1985)年第102国会において土地家屋調査士法が改正され、公共嘱託登記土地家屋調査士協会が全国に設立され、平成22(2010)年で創立25周年を迎えます。

民法に規定する公益法人として公共嘱託登記土地家屋調査士協会が全国に設立され四半世紀(25年)を迎える平成22年に、これまでの公益法人としての25年の歩みと、これから新たな四半世紀をより力強く国民・社会の一員として歩むための道標となる全公連と単位協会による記念事業を予定しております。

平成22年6月7日開催予定の全公連第25回定時総会に合わせて公嘱制度創設25周年記念式典及び祝賀会を開催するとともに、地図作成等の表示に関する公共嘱託登記分野に貢献された方々を顕彰する機会とする予定です。

記念事業としては、建物表題嘱託登記の啓発活動として、官公署所有の未登記建物の表題登記を日調連未登記建物表題登記キャンペーンと連携して実施したいと考えております。

官公署の建物は、地域のランドマーク的な存在であり、ランドマークとしての官公署の建物が建物所在図にプロットされることで、土地と建物が一体的に視覚化され国民の不動産取引や各種行政サービスの基盤地図として建物所在図(建物所在情報)が利用されることを期待するものです。

本事業を成功させ、土地と建物がセットになった建物所在図(建物所在情報)の有益性を国民にアピールするために成功させたく、単位協会及び社員のご協力をお願いします。

全公連第2回研修会

全公連平成22年度第2回研修会が平成22年2月8日～9日にかけて、東京土地家屋調査士会館を会場にして開催されました。

1日目は「地図作成作業の今後の対応について」の演題で、閣議決定された平成22年度予算の内の地図関係経費へ、私達、土地家屋調査士がどのように関与していくかを、倉富副会長が説明された後、登記所備付地図作成作業の作業規程について、日調連の法第14条作業規程検討PT委員でもある泉理事から、国土交通省公共測量作業規程準則との整合性、実際の作業上の注意点等が説明されました。次に「公共嘱託登記業務単価契約における事後審査型入札の提案について」との演題で、菅原危機管理室員が、埼玉協会が現在官公署と交渉を重ねている事例を基に説明され、入札制度への各公嘱協会の対応のヒントを与えてくれました。出席者との質疑応答の後、「公益事業者である公嘱協会」との演題で柳平副会長より、公益社団法人への移行を目指す協会が、一法人、一事業者として統一されるべき意識、ガバナンスの説明をされ、1日目の日程を終えました。

2日目は「公益法人への移行に向けて」をテーマに公益法人対策室の室員8名と、澤村顧問公認会計士がパネリストとなり、コーディネーターの柳平副会長とパネルディスカッションを行いました。

昼食、休憩を挟み、今回研修会で初めて午後3時までの長時間の研修であり、疲労感もありましたが、活発な意見交換がなされ、公益認定申請に向け出席者一同思いを強くした研修会となりました。

全公連業務・研修担当理事
吉倉修一



会務報告～前号以降

1月13～14日 ブロック会長会議
1月14日 日調連地籍シンポジウム in Tokyo
1月14日 新春交礼会
1月14～15日 第5回公益法人対策室、第16回正副
会長会議(合同会議)
1月16日 民主党2010年度定期大会
1月18日 司法書士会新年賀詞交歓会
1月20日 第3回業務・研修担当者打合会(web会議)
1月20日 第2回総務・経理・広報担当者打合会(web
会議)
1月21日 日調連社会事業部との打合会
1月22日 第3回地図問題対策室
1月22～23日 第17回正副会長会議
2月6日 第18回正副会長会議(web会議)

2月8～9日 研修会
2月9～10日 第6回理事会
2月10日 第19回正副会長会議



今後の会議予定

2月21日 市原一勲氏旭日双光章受章祝賀会
2月27日 松田圭市氏黄綬褒章受章祝賀会
3月1日 第1回地図作成研修実施委員会
3月2日 第20回正副会長会議
3月2～4日 養成講座打合せ
3月15日 全調政連第10回定時大会
4月14日 第1回監査会
4月14～15日 第1回理事会
4月15～16日 養成講座

LOOK NOW

寄附講座調印式 ～東京会と国土建設学院が正式調印～

国土建設学院と東京土地家屋調査士会は、寄附講座を開設するため準備を進めてきたが、平成22年2月5日、東京都千代田区三崎

町の土地家屋調査士会館に国土建設学院の上條理事長をお迎えして、東京会竹内会長と調印式を行った。

調印式には、日本土地家屋調査士会連合会から大星副会長立合いのもと、国土建設学院からは上條理事長、青木事務局長、内山教授の出席をいただき、東京会は竹内会長、小林副会長ほか、講師となる東京会の会員、同職員あわせて多くの関係者が見守るなか、無事調印式は終了した。



左・国土建設学院 上條理事長 右・東京会 竹内会長



前列左から、国土建設学院上條理事長、東京会竹内会長、日調連大星副会長
後列左から、東京会小林副会長、東京会成住相談役、東京会菊池副会長、国土建設学院青木事務局長

国土建設学院は、昭和37年(1962年)日本測量専門学校として創立され、測量の専門学校を開設した。全国から法務局職員の測量研修を始め、測量技術の専門家を目指す養成機関として多くの優秀な技術者を輩出している。

一方、土地家屋調査士は今年(2010年)制度制定60周年の年にあたり、近年大きく変化した業務環境に対応した人材育成が喫緊の課題となっており、今後更に国土建設学院と情報交換を密に行い、寄附講座を充実発展させることを誓った。



寄附講座に関する覚書



土地家屋調査士制度制定60周年記念

第25回



写真コンクール 作品募集



財務部では親睦事業の一環として、
本年も写真コンクールを
下記の要領で開催いたします。

特に本年は、土地家屋調査士制度制定60周年にあたりますので、
会員各位のより一層のご応募をお待ちしております。

主 催

日本土地家屋調査士会連合会

審 査 員

写真家・社団法人日本写真家協会常務理事 木村恵一 氏

テ ー マ

自由(組写真は不可)

種類とサイズ

四ツ切又は六ツ切(デジタルカメラによる場合は、A4又はB4の写真専用紙
にプリントしたものも可。)でカラー・白黒どちらも可。**1人2点まで**。
裏にテーマ、氏名、年齢、住所、所属会名、撮影場所を記載のこと。
※応募された方の個人情報(氏名、年齢、住所)は、本コンクールにおいてのみ使用します。

使 用 権

入賞作品は原則として連合会に帰属します。
(応募作品は返却いたしません。)

応 募 資 格

土地家屋調査士会会員及び補助者

賞

連合会長賞(1名) 賞状及び副賞
金 賞(1名) 賞状及び副賞
銀 賞(2名) 賞状及び副賞
銅 賞(3名) 賞状及び副賞

※ 入選作品は連合会総会会場に展示するとともに、上位入選作品を本誌に掲載します。

そ の 他

二重応募作品は受付いたしません。

締 切 り

平成22年5月10日(月)必着のこと。

送 り 先

〒101-0061 東京都千代田区三崎町1-2-10 土地家屋調査士会館
日本土地家屋調査士会連合会 財務部あて



土地家屋調査士の本棚

特別頒布のご案内

再現 江戸の景観

広重・北斎に描かれた江戸、描かれなかった江戸

清水英範 布施孝志【共著】

A5判 156頁 価格；定価2,310円のところ**¥2,080 (税込)**

鹿島出版会 (2009/12/30 出版)



内 容

現代に蘇る江戸絵画の世界

富士山や江戸城の眺めを巧みに取り入れた江戸の風景画は真の江戸の姿だったのか？

江戸絵図を基礎資料に、当時の都市景観をビジュアルに再現。

現代までほとんど明らかにされてこなかった、「江戸の眺め」の実態に迫る。

◆第一章 再現・江戸の景観◆第二章 江戸絵図の歪みと幾何補正◆第三章 地形データの作成とモデリング

◆第四章 建造物の考証とモデリング◆第五章 現代に蘇る江戸絵図の世界

〈すいせんのことば〉

日本土地家屋調査士会連合会 会長 松岡直武

日本土地家屋調査士会連合会の学術顧問であり登記基準点有識者協議会の委員をお引き受けいただいている清水英範・東京大学大学院教授が、布施孝志・国土交通省国土技術政策総合研究所研究官との共同研究により著された「再現 江戸の景観」が、このほど洗練されたデザインに包まれて鹿島出版会から刊行された。

清水教授の研究のベースとなる古地図や史料は、地理情報学により教授が手がけると、見事に色鮮やかな

未来を髣髴とさせる国土・都市計画の情報へと変貌する。書籍の背景にどれだけ膨大な作業、資料が積み上げられたことかと思ひ敬服の限りである。読み易く、読み進むうちに一緒に研究しているかのような錯覚に陥るよう引き込まれてしまう。

土地家屋調査士として必要な地域の慣習や歴史的資料もこのように研究できるのであればどれほど楽しいものであらうかと思いつつ、是非、多くの方にお薦めしたい1冊である。

※下の申込用紙でFAXにて注文された方に限り、割引価格で販売いたします。送料は出版社で負担いたします。

(株)鹿島出版会 管理部

FAX：03-6202-5204

書籍申込書		＜土地家屋調査士会専用＞	
書 名		割引価格(税込)	申込数
再現 江戸の景観 広重・北斎に描かれた江戸、描かれなかった江戸		2,080円	冊
お 届 け 先 住 所	(〒 ー ー) (お支払はお届けの際に代金引換をお願いします。)		
(フリガナ) 氏 名			
TEL ー ー / FAX ー ー			

(注) FAXにてお申し込みください。

発行・販売

株式会社 鹿島出版会

〒104-0028 東京都中央区八重洲2-5-14

電話：03-6202-5201

FAX：03-6202-5204

<http://www.kajima-publishing.co.jp/>

① お知らせ

土地家屋調査士法第3条第1項第7号に規定する法務大臣の団体指定について



次の土地家屋調査士会が標記法務大臣の団体指定を受けました。

○法務省告示第39号

土地家屋調査士法(昭和25年法律第228号)第3条第1項第7号の規定に基づき、同号の団体として次の団体を指定する。

平成22年1月25日

法務大臣 千葉 景子

名 称	主たる事務所
熊本県土地家屋調査士会	熊本市渡鹿三丁目十四番二十一号

編集後記

「旬」

突然ですが、先日、「クエ」を食べてきました。クエは、成長すると体長1メートル、体重20キロを超えるという巨大魚です。見た目とは対照的に繊細な最高級の白身なのですが、しっかりしています。「一度食ったら、ほかの魚はクエン」といわれるほどの味わいがあります。

九州では「アラ」、関東では「モロコ」と呼ばれています。ちなみに標準和名は「クエ」と呼ばれ、その由来は体の模様を九つに変化させることからクエ(九絵)だそうです。そこで、今回は、春らしい魚について考えてみました。

魚へんに春と書いて「鱈^{さわら}」と読みますが、サバ科の魚の中ではめずらしくクセが無くあっさり食べられます。あっさりとしているがゆえに西京味噌などに付け込まれてコクが追加され、旅館などの朝御飯

によく供されます。鱈は出世魚で、幼魚のうちは「狭腰」と書いて関東ではサゴチ、関西ではサゴシと同じ漢字なのですが呼び名が異なります。成魚になってサワラと呼ばれています。

「旬」の時期ですが、東西に長い我が国では、旬の時期が異なります。鱈の場合、関東地方では寒鱈といって1月～2月の真冬がおいしい時期「旬」であり、関西地方では、3～5月産卵期前がもっともおいしい時期「旬」とされています。

よく「旬」のものが一番！といわれますが、鱈でも関東、関西でその時期が異なります。おかしな話ですが、土地家屋調査士制度制定60周年を迎えた私たちは、今まさに「旬」な時期なののでしょうか、はたまた「還暦」を迎え、再び生まれた年に還る時期なののでしょうか？

広報部次長 廣瀬一郎

土地家屋調査士

毎月1回15日発行

定価 1部 100円
1年分 1,200円
送料(1年分) 1,008円

(土地家屋調査士会の会員については毎期の会費中より徴収)

発行者 会長 松岡 直武

発行所 日本土地家屋調査士会連合会[©]

〒101-0061 東京都千代田区三崎町一丁目2番10号 土地家屋調査士会館

電話：03-3292-0050 FAX：03-3292-0059

URL：http://www.chosashi.or.jp E-mail：rengokai@chosashi.or.jp

印刷所 十一房印刷工業株式会社



日本土地家屋調査士会 連合会特定認証局

平成18年1月から土地家屋調査士の電子認証カード(ICカード)を発行していますが、多くの会員から本ICカード及び関連する事項に係る質問や照会を受けたことから、本稿にてQ & A形式で説明します。

Q1. 日本土地家屋調査士会連合会特定認証局(以下「日調連認証局」)が発行するICカードをなぜ取得する必要があるの？

認証局が発行する電子証明書は、ネット等の世界において「土地家屋調査士の職印」に相当するもので、オンライン登記申請や土地家屋調査士が業として作成したデータ(一部署名できないものもあります。)に署名する場合等に使うんだ。

ハカル君

Q2. どうすればICカードを取得できるの？

次のページから「電子証明書の取得方法」、「オンライン登記申請の準備方法」及び「電子証明書の再発行方法」など様々な手続の説明をしているので、よく読んで申し込んでね。

トウコさん

特定認証局を自前で構築し、ICカードを全員が所持することは、オンライン申請に対応できる組織としての能力があることを宣言する第一歩だよ！



【新不動産登記法が要求している3本柱】

新不登法は、以下の3点を土地家屋調査士に問いかけているといえます。

- 1) オンライン申請に対応できる能力を保持しているか？
- 2) 他省庁と共に地図整備やその維持管理に民間人として協力する意思と能力を充足しているか？
- 3) 専門家として蓄積した知識や能力を、紛争の解決に役立てる能力を評価できる仕組みを備えているか？

日本土地家屋調査士会連合会特定認証局電子証明書発行等に係る手続について

① ICカード利用申込書の申込

任意の様式に、「日本土地家屋調査士会連合会特定認証局電子証明書発行希望」の旨と以下の項目を記入の上、メール(ca-info@chosashi.or.jp)、FAX (03-3292-0059)又は郵送(〒101-0061 東京都千代田区三崎町1-2-10 土地家屋調査士会館 日本土地家屋調査士会連合会 特定認証局 行)にて連合会あてお申し込みください。

- 所属会名 ○ 所属支部名 ○ 登録番号(半角) ○ 氏名
○ 事務所所在地(郵便番号も記入) ○ Mail (半角) ○ Tel (半角)

なお、市町村合併により土地家屋調査士名簿の住所・所在地に変更が生じる会員については、速やかに各土地家屋調査士会でとりまとめのうえ、連合会へ事項変更の申請を並行して行っております。よって、当該会員への利用申込書の発送は、同事項変更完了後となりますのでご了承ください。

ICカード利用申込書については、平成22年4月1日の依頼分(平成22年4月1日消印)から、以下のとおりとなります。

初回配布(ICカードの初回発行、再発行及び更新発行における1回目の配布)：無償

2回目以降の配布(上記初回配布申込書の紛失毀損等による再配布)：有償(1,000円)

② ICカードを受領した場合

会員の皆様がICカードを受領された場合、その郵便物(ICカード一式)の説明については、「ICカードの同封物について(iii ページ)」をご参照ください。

また、ICカードを使用してオンライン登記申請を行う場合の事前準備等の説明については、「オンライン登記申請を実施するまでの準備について(iv ページ)」をご参照ください。

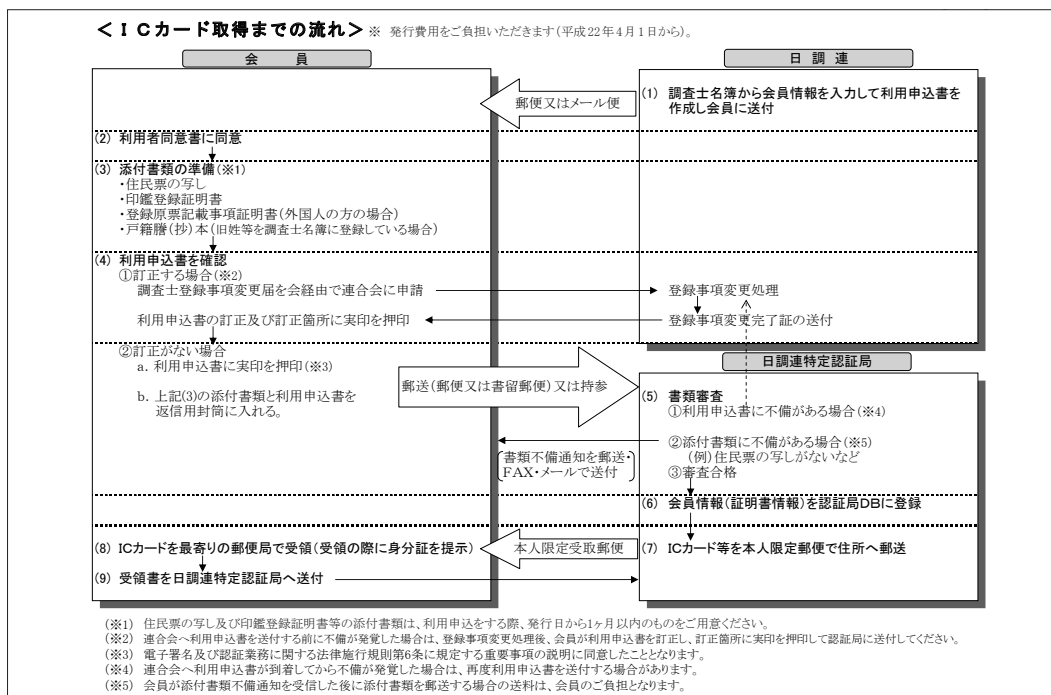
③ ICカードの発行料金

	初回発行	2回目以降の発行(原則)
平成22年3月31日(消印) まで	無償	5,000円(税込)
平成22年4月1日(消印) から	10,000円(税込)	

手順等については、「ICカードの発行に係る案内について(お願い)(iv ページ)」をご参照ください。

ICカードを取得するまでの流れ

会員におけるICカード利用申込からICカード発行までの流れは、下記の(1)～(9)のとおりです。ただし、下記＜ICカード取得までの流れ＞は1回目のICカード発行の場合です。



ICカードの同封物について

ICカードが同封されている封筒は、図①～④のような一式となっておりますので、受領後ご確認ください。

①下記②～④が入っている封筒

②ICカード及び日本土地家屋調査士会連合会特定認証局電子証明書受領書

下記【受領書について】をお読みになって、受領書を日調連認証局あて送付願います。

③受領書返信用封筒

④PIN封筒

ICカードのPINコード(パスワード)が記載されている封筒です。PINコードはICカードで署名する際に必要なものですので大切に保管してください。日調連認証局でPINコードの確認・再発行等はできません。また、PINコードを15回以上誤って入力するとICカードが使えなくなりますのでご注意ください。

(この場合、当該ICカードを失効し、新規にICカードを発行する手続きが必要となります。)



【受領書について】

ICカード受領後、受領書に次のとおり必要事項を記載後、同封の返信用封筒に入れて日調連認証局へ送付してください。ICカードが発送されてから30日以内に受領書のご返送がない場合、ICカードは失効されます。30日以内に受領書のご返送が難しい場合、日調連認証局あて(電話：03-3292-0050)、ご連絡ください。

<受領書記載要領>

- ・自署(氏名)(楷書でお願いします。)
- ・印鑑登録証明書で証明される実印の押印
- ・ICカードの券面に記入されている登録番号を記入(最初の000は省略)

※ご記入いただいた内容を訂正する場合、訂正印(実印)が必要となります。

オンライン登記申請を実施するまでの準備について

ICカードを利用してオンライン登記申請を行うために、下記のとおり確認・準備作業をお願いします。

(1) ご利用環境の確認及び利用上の留意事項

初めて法務省オンライン申請システムをご利用になる場合は、法務省ホームページ(<http://shinsei.moj.go.jp/index.html>)を参考に、ご利用環境及び利用上の留意事項をご確認ください。

(2) ICカードR/Wの準備

連合会ホームページ(<http://www.chosashi.or.jp/repository/03ICcard/ICcard.htm>)を参考に、適切なICカードR/Wをご準備ください。

(3) オンライン登記申請に必要な各種ソフト及びドライバ等のインストール・設定

連合会ホームページ(<http://www.chosashi.or.jp/repository/>)「オンライン登記申請マニュアル(準備編)」を参考に、法務省ホームページ(<http://shinsei.moj.go.jp/usage/zyunbi.html>)及び連合会ホームページ「会員の広場」(<http://www.chosashi.or.jp/>)から、ソフト及びドライバをダウンロードして設定してください。

また、連合会ホームページ「会員の広場」に、オンライン申請環境設定ソフト「らくらく」を掲載しております。本ソフトは、オンライン申請環境設定をスムーズに行うことを可能とするものでありますので、ご利用ください。

ICカードの発行に係る案内について(お願い)

平成18年1月からICカードの発行を開始し、平成22年1月末日現在で14,415枚のICカードを全国の会員へ発行しているところであります。

ICカードの発行については、下記「ICカード発行費用の支払い方法」のとおり費用負担をいただくこととしておりますので、よろしくをお願いします(日調連認証局HP(http://www.chosashi.or.jp/repository/n_kisoku.pdf)に掲載の「日調連特定認証局規則」を参照)。

発行に係る費用及び支払い方法について

1 振込金額(証明書1枚当たり)

	初回発行	2回目以降の発行(原則)
平成22年3月31日(消印)まで	無償	5,000円(税込)
平成22年4月1日(消印)から	10,000円(税込)	

※振り込み手数料は利用申込者のご負担をお願いします。

2 振込先等の情報

- ・金融機関名 : みずほ銀行
- ・支店名 : 九段支店
- ・振込先名義 : 日本土地家屋調査士会連合会
会長 松岡直武
- ・口座 : 普通
- ・口座番号 : 1349384
- ・振込者名 : 会番号2桁+登録番号5桁
(例: 東京会の1番の場合、0100001)なお、会番号は、別添「会番号一覧表」を参照

3 振込後の手続

振込依頼書または領収書等の控のコピーを利用申込書の送付時に同封する。

【会番号一覧表】

会名	会番号	会名	会番号	会名	会番号
東京	01	愛知	18	宮崎	35
神奈川	02	三重	19	沖縄	36
埼玉	03	岐阜	20	宮城	37
千葉	04	福井	21	福島	38
茨城	05	石川	22	山形	39
栃木	06	富山	23	岩手	40
群馬	07	広島	24	秋田	41
静岡	08	山口	25	青森	42
山梨	09	岡山	26	札幌	43
長野	10	鳥取	27	函館	44
新潟	11	島根	28	旭川	45
大阪	12	福岡	29	釧路	46
京都	13	佐賀	30	香川	47
兵庫	14	長崎	31	徳島	48
奈良	15	大分	32	高知	49
滋賀	16	熊本	33	愛媛	50
和歌山	17	鹿児島	34		